0030507000

0030507-000

a３４０－３１

日本財政の特殊問題

汐見三郎・著

有斐閣

1928

AEA

ㅓ5C10

京都帝國大學教授
經濟學博士 汐見三郎著

日本財政の特殊問題

東京 書肆 有斐閣

a 340 31

目次

緒言……一頁
我國財政の季節的變動
第一章　緒言……一七
第二章　歳入歳出の季節的變動……二七
第三章　租稅收入の季節的變動……四五
第四章　結論……七七
酒稅の轉嫁を論ず
第一章　租稅轉嫁の研究……九五

1283

細目

緒言……一頁

我國財政の季節的變動

第一章　緒言……一七

第一節　問題の意味……一七

第二節　研究方法……一〇

第二章　歳入歳出の季節的變動……二七

第一節　一般會計に限定……二七

第二節　主計簿の數字の利用……三二

第三節　季節的變動の型……三九

第二章　我國酒稅の內容……一七三

第三章　酒稅轉嫁の諸過程……二二七

第四章　酒稅轉嫁の意味……二七五

第三章　租稅收入の季節的變動……四五
第一節　租稅收入の限定……四五
第二節　見積の季節的變動……四七
第三節　租稅收入の實績の季節的變動……五四
第四節　季節的變動の型……六五
第四章　結論……七七

酒稅の轉嫁を論ず

第一章　租稅轉嫁の研究……九五
第一節　租稅轉嫁論の地位……九五
第二節　租稅轉嫁に關する二種の統計的研究……一〇四
第一款　社會的原則を主とせる研究……一〇五
一　Engel と Lasalle……一〇五
二　Neumann……一〇七
三　Mombert……一一一
四　Gerloff……一一二
五　批評……一一九
第二款　經濟的原則を主とする研究……一二九
一　Conrad……一三七
二　Schanz……一四〇
三　Laspeyres……一四八
四　批評……一六二

第二章　我國酒稅の內容……一六九
第一節　稅率の問題……一七二

第一款　稅率と滓引減量及び貯藏減量……一七六
第二款　清酒造石稅と累進稅率……一七九
第三款　酒價の變動と從量稅……一八二
第二節　清酒庫出稅と租稅の立替……一九〇
第一款　清酒消費稅の課稅方法……一九〇
第二款　清酒庫出稅論の重心……一九二
第三款　庫出期と納稅との關係……一九八
第四款　庫出割合の地方別研究……二〇六
第五款　庫出稅と稅金立替の問題……二一八
第六款　結　論……二二一
第三章　酒稅轉嫁の諸過程……二二七
第一節　酒稅の進轉……二二七
第一款　酒稅轉嫁の地方別研究……二二八
第二款　酒稅轉嫁の當事者……二三五
第二節　酒稅の轉嫁と生產過程……二四〇
第一款　清酒の原價計算……二四〇
一　元附の問題……二四一
二　附帶費の計上……二四八
第二款　清酒釀造業集中の趨勢……二五七
一　企業集中の數字……二五七
二　生產方面と販賣方面……二六一
第三節　酒稅の轉嫁と流通過程……二六七
第一款　酒造家より小賣商までの過程……二六七
一　酒造家……二六七
二　問屋……二七四
第二款　小賣商より消費者までの過程……二七七

一　小賣商の數……二七八
二　小賣商の營業狀態……二八六
第四節　酒價より見たる酒稅の轉嫁……二九七
第一款　酒價の種類……二九八
一　生產地價格……二九八
二　卸賣價格……三〇七
三　小賣價格……三三三
第二款　酒稅の轉嫁と酒價……三四二
一　研究方法……三四三
二　各種の清酒價格の特質……三四五
三　酒稅の轉嫁……三五〇
第四章　酒稅轉嫁の意味……三七五

數字表

我國財政の季節的變動

第一表　一般會計及財政全體の歲入歲出對照表……二八　頁
第二表　大正十四年度歲計月別表……三二
第三表　最近十二年間の歲計月別表……三三
第四表　最近十二年間の歲計狀況月別表……三六
第五表　(歲入歲出の)連鎖指數表……三九
第六表　歲入歲出の季節的變動の指數表……四一
第七表　修正したる(歲入歲出の)季節的變動の指數表……四三
第八表　租稅納期別金額表……四七
第九表　最近十一年間の租稅收入見積月別表……四九
第十表　(租稅收入見積の)連鎖指數表……五〇

第十一表　租稅收入見積の季節的變動の指數表……五一
第十二表　修正したる(租稅收入見積の)季節的變動の指數表……五三
第十三表　租稅收入現計表……五五
第十四表　最近十二年間の租稅收入實績月別表……五七
第十五表　(租稅收入實績の)連鎖指數表……六五
第十六表　租稅收入實績の季節的變動の指數表……七二
第十七表　修正したる(租稅收入實績の)季節的變動の指數表……七四
第十八表　最近十二年間の各月末主計簿現計表……八一

酒稅の轉嫁を論ず

第一表　千八百五十五年に於けるプロイセンの租稅負擔表
(Lassalle の計算)……一〇八
第二表　勞銀と穀價との關係表(Tooke の書物より Lassalle が引用す)…一一〇
第三表　英國と獨逸とに於ける小麥及び豚肉の價格比較表

第四表　獨逸に於ける各間接消費稅負擔額表(Neumann の計算)……一一三
第五表　各所得階段に於ける間接消費稅の全負擔割合表
(Neumann の調査)……一一七
第六表　各地方に於ける各所得階段の間接消費稅負擔割合比
較表(Neumann の調査)……一一九
第七表　一成年者の負擔する穀物關稅と所得との關係表
(Mombert の調査)……一二三
第八表　穀物關稅による各所得階段の負擔割合表
(Mombert の調査)……一二六
第九表　家族數と穀物關稅負擔との關係表(Mombert の調査)……一二八
第十表　間接消費稅の負擔額表(Gerloff の調査)……一三二
第十一表　租稅負擔合計表(Gerloff の調査)……一三六
第十二表　各地方に於ける穀物價格表(Conrad の調査)……一四二

第十三表　關稅と穀價指數との關係表(Conrad の調査)……一四六
第十四表　バイエルン各地方に於ける麥酒小賣相場表(Schanz の調査)……一四九
第十五表　バイエルン各地方に於ける麥酒の小賣價格,卸賣價格及び地方麥芽稅表(Schanz の調査)……一五三
第十六表　地方麥芽稅と麥酒の小賣價格及び卸賣價格との關係比較表(Schanz の調査)……一五五
第十七表　麥酒の推定價格と實際價格との比較表(Schanz の調査)……一五六
第十八表　バイエルン州麥芽稅の增稅が各地方の麥酒價格に及ぼしたる影響表(Schanz の調査)……一五八
第十九表　ライン・パルツに於ける麥酒の價格變動表(Schanz の調査)……一五九
第二十表　清酒造石稅の稅率表……一七七
第二十一表　酒價の變動と從量稅との比較對照表……一八五

第二十二表　月別清酒庫出石數の累年比較表……一九八
第二十三表　清酒庫出石數累年比較表……二〇〇
第二十四表　清酒稅立替の期間比較表……二〇二
第二十五表　清酒庫出高地方別比較表……二〇四
第二十六表　清酒稅利用の期間比較累年表……二一三
第二十七表　清酒庫出高地方別比較表……二一三
第二十八表　現行稅法の下に於ける清酒稅立替又は利用期間比較累年表……二一八
第二十九表　庫出稅に改むる事により酒造業者の受くる損得の期間表……二二〇
第三十表　大阪稅務監督局管內に於ける清酒の生產量,庫出量及消費量對照表……二二〇
第三十一表　清酒造石稅に於ける納稅額と推定擔稅額との地方別比較表……二二二

第三十二表　清酒一石當り原價計算表……二四一
第三十三表　灘五郷酒造雇人一日賃金表……二四四
第三十四表　桶元原價及び玄米價格表……二四六
第三十五表　東京積出清酒原價表……二四八
第三十六表　東京積出清酒賣捌標準値段表……二五一
第三十七表　東京積出清酒純益表……二五四
第三十八表　全國に於ける免許人員一人當り清酒査定高表……二五七
第三十九表　灘五郷に於ける免許人員一人當り清酒製成高表……二五九
第四十表　灘五郷に於ける清酒製成高別免許人員表……二六〇
第四十一表　灘五郷に於ける一藏當り清酒製成高表……二六三
第四十二表　灘五郷に於ける清酒製成高別藏數表……二六五
第四十三表　清酒賣上代金回收表……二六八
第四十四表　三大都市に於ける酒類業者表……二七八
第四十五表　三大都市酒類商組合に於ける販賣石數、販賣價額及組

合員數累年比較表……二八〇
第四十六表　三大都市に於ける清酒小賣商異動表……二八四
第四十七表　大阪に於ける中位の販賣力を有する酒小賣商一箇月の收支見積表……二八七
第四十八表　銘酒の小賣口錢表……二九〇
第四十九表　麥酒の小賣口錢表……二九一
第五十表　灘五郷清酒樽詰瓶詰販賣高表……二九五
第五十一表　地廻清酒一石當り價格全國比較表……二九八
第五十二表　地廻清酒一石當り全國平均價格表……三〇一
第五十三表　灘酒生産地價格表……三〇三
第五十四表　地方酒第二標準産地相場異動表……三〇六
第五十五表　日本銀行の東京物價調に於ける酒價指數表……三〇八
第五十六表　大阪に於ける清酒卸賣價格表……三一〇
第五十七表　京都に於ける清酒卸賣價格表……三一二

第五十八表　東京に於ける清酒卸賣價格表……三一三
第五十九表　東京積出清酒賣捌標準値段の月別表(丙辰會調査)……三一六
第六十表　東京積酒價變動統計表……三二七
第六十一表　阪神市場に於ける酒價變動統計表……三二一
第六十二表　日本銀行の東京小賣相場調に於ける酒價指數表……三二三
第六十三表　東京、大阪、京都に於ける清酒小賣價格表……三二四
第六十四表　大阪に於ける銘酒小賣建値異動表……三二六
第六十五表　清酒栞賣價格改定表……三二九
第六十六表　四十六都市に於ける地廻清酒一石當り價格表……三四六
第六十七表　地方酒第二標準産地相場變動累年比較表……三四六
第六十八表　清酒の卸賣價格及小賣價格の變動比較表……三四七
第六十九表　酒價指數と酒稅との關係比較表……三五一
第七十表　清酒供給高の變動比較表……三七一

圖表

我國財政の季節的變動

第一圖表　一般會計及び財政全體の歳入歳出對照表……二〇—二一頁
第二圖表　歳入歳出の連鎖指數表……四二—四三
第三圖表　歳入歳出の季節的變動の指數表……四四—四五
第四圖表　租稅收入の季節的變動の指數表……七六—七七

酒稅の轉嫁を論ず

第一圖表　酒價の變動と清酒稅との比較對照表……一八六—一八七
第二圖表　清酒稅立替の期間比較表……二〇四—二〇五
第三圖表　清酒庫出高地方別比較表……二一六—二一七
第四圖表　清酒稅に於ける納稅額と推定擔稅額との地方

別比較表(大正十三酒造年度)……二三四—二三五
第五圖表　東京積出清酒の賣捌値段、原價及び純益比較表……二五六—二五七
第六圖表　灘五鄉に於ける一藏當り清酒製成高と一免許人當り清酒製成高との比較表……二六四—二六五
第七圖表　地方酒第二標準産地相場と清酒稅との關係比較表……二七〇—二七一
第八圖表　酒價の卸賣指數と小賣指數との關係比較表……二七〇—二七一

緒言

緒言

我國に於ける財政學の研究が、其分量について見るも、又其内容について見るも、最近急速の進歩を遂ぐるに至つた事は、其道に志す一人として私の大に喜ぶ所である。抑著、日本財政の特殊問題」なるものは、この學界の趨勢に刺戟せられて生れ出た産物である。

財政學の研究態度は大體之を二つに分つ事が出來る。財政學全般にわたり大なる體系を建設せんと努力する行き方と、特殊問題の研究の中に財政學的なるものを發見せんとする立場とが此である。思ふに體系の建設は、財政學研究の出發點たると共にその終局點であるから、此が完成には充分の時間と充分の實力とを必要とするのである。而も體系の形式を整へる必要上、や

やもすれば學問上の興味薄き所にも低個し又學問上可なり重要なる箇所をも看過し、所謂プログラム倒れの弊に陷る虞がないでもない。之に對し、特殊問題の研究なるものは針て井戸を掘る進み方てあるから研究の規模が極めて狹きを免れない、然し特殊問題も、その扱ひ方如何によつては、財政學の大體系を其中に含蓄する事も必ずしも不可能てない。要するに、この二つの研究態度は本質的にその何れが優り何れが劣れりとは云ひ得ない、只現在の私としては自己の有する實力を顧みて特殊問題を研究するの道を擇んだのてある。

財政學の特殊問題を研究するにしても、種々の研究方法が考へ得られる。財政學の理念を探ねて其基礎觀念を明かにし以て常識的の財政學に學的地位を賦與せんとするのも一方法てある。同時に、財政學の"priori"の如き問題は財政學以上のものとして其解決を專門家の手に委ね、それよりも或時代の或社會の財政が如何なる特質をなせるやを專ら研究する方法が存在し得るのてある。茲に私の所謂「日本財政の特殊問題」なるものは現代に於ける日本

財政の特質を研究せんとするのてある。

現代に於ける日本の財政を研究對象とするに當り、私は主として統計的研究方法を用ひたのてある。他の學問に於ても同樣てあるが、特に財政學に於ては「財政緊縮」とか「租稅誅求」とかの標語、「大に」「消極的」の如き形容詞が用ひられる事が多い。然し、かゝる抽象的の修辭に代ゆるに、幾億圓とか幾パーセントとかの實在の數字を以てする事も必ずしも不可てない、而して私は努めて後の道についたのてあつた。かくてMoll[1]教授が理論的根據を與へMeisel[2]教授が英獨二國の所得稅に於て實現したる財政學の統計的研究を、私は我國の財政について志したのてある。然し統計的研究方法なるものは、やゝもすれば濫用せられ易きものてあつて、かの「如何なる議論にても統計にて糊塗し得ざるものなし」「三大虛言の一は統計的虛言なり」の言葉の示すが如く、結論を證明するに好都合なる數字を製造する事も決して絶無なりと云ひ得ないのてある。本書に於ては此點を充分に顧慮し、苟も統計數字を引用する以上は必ず其出所を明記し、統計的解析を進むるに際しては必ず其經路を指示したの

1) Moll; Problem der Finanzwissenschaft S. 10–17
2) Meisel; Britische und Deutsche Einkommensteuer

てあつた、只恐れるのは、其程度が過ぎて或は讀者に繁雜の感を起さしめはしないかの點てある。次に、私が日本財政を研究對象に用ひたのは、本來國際的なるべき學問の世界に強ひて排外的なる愛鄉心を培はんとしたのては決してない。實は、西洋の學者の唱へてゐる財政學なるものが、多分にその祖國の社會の實狀に支配せられてゐるのを發見したからてある、これ財政學の如き社會科學を研究するに當つては、其社會につき充分の理解ある事を必要とするから從つて祖國の影響の及ぶのは學問の性質上當然の結果てある。もし西洋の學者と形式的に同樣なる財政學を建設せんとせば、少くとも彼等と同じ程度に西洋諸國の財政事情に通じ同じ程度に此を消化してゐる必要があるが、而して此事は現在の私にとつては全くの不可能事てある。かのドーズ案作製に際し、獨逸の財政を研究する爲めに各國の專門家が嘗めた苦しき經驗は恰も此の事實を物語つてゐるではないか。之に反し日本財政を研究對象とする場合には、私は研究の上に於て極めて便宜な立場にある、財政學の研究に必要なる材料は容易に之を手にし得べく、此等の材料につきもし些の疑點

ありとするも直に局に當る人につき親しく且つ正確に其示教を仰ぐ事が出來るのてある。これ日本人たる私の有する學問的特權てある。參考書の引用に際し、出來得る限り日本人が日本語にて書きし書物に據りしが如き、全く此精神に出てゐる。かくて私は日本財政の統計的研究を企てたのてある。

本書題して「日本財政の特殊問題」と云ふも、收むる所は僅かに「我國財政の季節的變動」と「酒稅の轉嫁を論ず」との二に過ぎず、從つて私の研究の大部分は之を將來の展開に期せねばならぬ實狀にある。然しこの二問題は何れも財政學上重要なるを失はないのてある。前者「我國財政の季節的變動」は官房學と財政學との交涉點に觸れ、後者「酒稅の轉嫁を論ず」は財政學と國民經濟學との接觸點を扱つたのてある。財政學研究に關する私の態度を明かにする爲めに、私が二論文により企圖したる諸點を以下簡單に示して置く。

「我國財政の季節的變動」は歲計論をその研究の對象としてゐる。由來歲計論なるものは財政學の形式的方面を代表し從つて此が研究の多くは、憲

法、會計法及び會計規則等との關係に於てのみ試みられたのである、云はゞ財政學の傍流の地位を占むるに止まつてゐたのである。繭つて考ふるに、歳計論に於ては、かゝる形式的方面の研究以外に、尙開拓すべき充分なる餘地が存してゐるのである。かの歳計の數字は、他の經濟現象の或物についてゞ往々現はるゝ數字と異り、頭の中にてゞ推測したるものにあらずして帳簿上正確に算出せられたる實在の數字である。而も國家歳計の統計たるや、個人的の利害關係により左右せらるゝ私人統計にあらずして、統計學上重んぜらるゝ官廳統計である。これ歳計論に於て形式的法理の研究以外に統計的研究を施す餘地ありとなす所以である。更に國家の歳計は、その扱ふ金額の巨大なる點よりするも又强制共同經濟の資格に於て臨む點よりするも、國民經濟の上に絶大なる力を揮ふのである。これ歳計論を國民經濟學と關連して研究する必要ある所以である。「我國財政の季節的變動」は我國の歳計を國民經濟學と關連して研究し且つ統計的研究方法を採用した點に其特色を求むべきである。

全篇分ちて四章とした。第一章「研究方法」に於ては、此種の問題に關する各種の研究方法を比較し、結局 Persons 教授が景氣變動の季節的觀察に用ひてゐる連鎖比較法(Link relative Method)によつて我國財政の季節的變動を明かにしたのである。第二章、歳入及び歳出の季節的變動を算定し、兩者の型を比較し其關係に及んだのである。第三章、租稅收入の季節的變動」に於ては、租稅收入につき連鎖比較法を施し其型を研究した、第三章は更に四節に分れてゐる、第一節にて問題を限定し其研究方法を示し、第二節には租稅收入全體の見積の季節的變動、第三節及び第四節に於ては、租稅收入全體の實績の季節的變動の外に地租、所得稅、營業稅、酒稅、砂糖消費稅、織物消費稅及び關稅の各租稅收入について實績の季節的變動を明かにし各種の型を確めたのである。第四章「結論」は第二章及第三章に於ける研究の結果をまとめ我國財政全體に通ずる一種の季節的變動の型を導いたものである。統計表は全部て十八てあるが、これが本論文の數字的根據である。

要するに、歳出が各月に平均的に分配せられてゐるのに租稅の納期が年度始めに薄い結果として、金庫不足が生じ大藏省證券の發行を必要とするのは、我國財政に於ける季節的變動の顯著なる型であつて、苟も我國の財政を研究する人の等しく承認してゐる所である。然し從來の議論たる、凡て「大」とか「小」とかの文字で示され、その數量は明かにせられなかつたのである。抽象的の形容詞にかゆるに私は幾億圓とか幾パーセントとかの具體數字を用ひたのであつた。從來專ら法律論のみが行はれてゐた歳計論に統計的研究方法を施し、大正三年度乃至大正十四年度の最近十二年間の我國財政の型を季節的變動を通じて觀察せんとしたのである。而して私は「我國財政の季節的變動」を次の指數（十二ヶ月間の指數全體の算術平均を一〇〇として算定す）で示さんとするのである。

	地租	所得稅	營業稅	酒稅	砂糖消費稅	織物消費稅	關稅	租稅收入合計	歳入合計	歳出合計
本年四月	一四五	三三五	一	二	九二	九四	九三	一一〇	三六・三三	八一・九四
五月	三	二四	一	七	九三	九七	九七	四	四四・四〇	八三・四〇
六月	一三五	四四	三	七	一二六	一〇四	九〇	一四七	九四・三五	八三・九五
七月	三三	四四	七	三一	九〇	一〇三	九二	一四七	九四・三五	八三・九五
八月	一〇八	一三	九	九七	九三	一〇四	一〇四	一四五	三一・三八	九九・二四
九月	一三五	一七	一四	一〇三	九七	九二	一〇三	一二七	三六・四八	八七・六〇
十月	一九	二〇三	一三	一〇三	一〇三	九二	一〇三	一二七	九六・四三	九六・四三
十一月	一三	一六	八七	一〇三	一〇三	一〇四	一〇三	一二〇	九九・二八	二〇・六三
十二月	一八	一二六	四二	一一	一〇三	一〇四	一〇三	一二〇	七七・八四	一〇九・一九
翌年一月	二一〇	九二	六	二	一一	一〇〇	九四	一四五	六六・四七	九一・四四
二月	一三四	一三五	二	二四六	一四九	一〇三	一〇〇	一四五	一〇三・一九	九一・四四
三月	二〇四	一〇二	二	二四七	九二	九七	一〇五	一四八・七	一三九・三三	一三九・三三

「酒稅の轉嫁を論ず」は、財政學の本流たる租稅論而も其租稅論の重要問題たる租稅轉嫁論を扱つた點に於て、「我國財政の季節的變動」と全く趣を異にしてゐる。租稅轉嫁論は、凡ての財政學者が最も力を入れて論じたる問題であるから、その理論的方面は殆んど研究し盡され、將來に於ても餘り大なる展開を豫期し難き有樣である。然し、その實證的研究に至つては、國を異にし租稅の種類を異にするに從ひ、研究の範圍が無限に擴つて行くのである。我國の酒稅、それは我國財政の玉手箱と呼ばれてゐる程我國財政にと

つては重要なる收入源である。この酒稅特に淸酒の造石稅が如何に轉嫁して行くかにつき統計的研究を施したるが、拙稿「酒稅の轉嫁を論ず」である。

第一章「租稅の轉嫁の研究」に於て、所謂租稅轉嫁の統計的研究に二種あり、其一は或租稅の轉嫁する事を前提として此が轉嫁の結果を統計的に調べるのであり、其二は或租稅が轉嫁するや否や、果して轉嫁するとせば其態樣如何を研究するのである事を說いた。Engel, Lassalle, Neumann, Mombert, Gerlach, Conrad, Schanz, Laspeyres 等と共に後者に屬してゐるのである。第二章「我國酒稅の內容」は、その轉嫁が問題とせられてゐる我國の酒稅が如何なる特質を有してゐるかを明かにしたのである。第二章は、更に「淸酒庫出稅と租稅の立替」と、「稅率の問題」との二節に分れる。酒稅は等級なき從量稅なるが故に、累進稅及び從價稅の採用せらるゝ他の間接消費稅と異り、轉嫁の上に於ても淸酒の種類、造石の多少、物價の變動に基き獨特の影響を受くるのである。尙稅率に關連して酒稅に特有なる滓引減量の制度のある事を忘れてはならぬ。更に酒稅が造石稅にして納期が四

期に分れてゐる結果、庫出稅と異なりたる影響を轉嫁の方面にも示すのである。第三章「酒稅轉嫁の諸過程」にては、かくの如き性質を有する酒稅が納稅者たる酒造家より擔稅指定者たる消費者に轉嫁するに如何なる經路を辿るかを示したのである。第三章は更に分れて四節となる。第一節にては先づ酒稅負擔の地方別研究を試み、更に酒稅轉嫁の當事者を明かにしたのである。第二節酒稅の轉嫁と生產過程は、轉嫁の諸過程の第一步たる釀造家の生產過程に於て、酒稅の轉嫁が如何に行はるゝかを淸酒の原價計算を中心として論じ、併せて淸酒釀造業集中の趨勢の根本原因に及んだのである。第二節酒稅の轉嫁と流通過程は、轉嫁の過程の第二たる流通過程に於て酒稅が如何なる轉嫁の過程をとるかを、淸酒が酒造家の手を離れ問屋、仲買人をへて小賣商に入り最後に消費者にうつる順序を追ひ、調べたものである。第四節酒價より見たる酒稅の轉嫁は、第二節の生產過程と第三節の流通過程とに於ける轉嫁の事情を淸酒の小賣價格と卸賣價格とを中心とし種々の方面より研究したのである。最後に第四章「酒稅轉嫁の意味」に

於て、結論として我國酒税の轉嫁の特徴をあげたのである。數字表は全部にて七十に上り、何れも本論文に缺く可からざるものであり、且つ將來の研究者にも參考せらるべきものである。

從來租税轉嫁の統計的研究と云へば無條件に凡てが同一範疇に屬するものゝ如く解釋せられてゐたのであるが、それにはEngel以下の社會的原則を主とする研究と、Conrad以下の經濟的原則を主とする研究との二つが混合せられてゐるのである。而して私は經濟的原則を主として、我國酒税の轉嫁を統計的に研究したのであつた。思ふに我國酒税の轉嫁は、凡ての間接消費税に共通せる事情に影響せらるると共に、我國酒税の内容及び我國特殊の經濟事情に支配せられてゐるのである。從つてConrad, Schanz, Laspeyres, 等の研究方法とは異りたる研究方法を採用する事により、始めて問題の眞意味を明かにする事が出來る。我國酒税の内容としては等級なき從量税なる事と四期分納の造石税なる事とが重要である。等級なき從量税なる結果は、上等酒に至る程實質的税率が低くなり、又酒價の騰落ある毎に實質的税率が逆に上下する譯である。更に四期分納の造石税たる事は、倉出時期を異にするに從ひ租税の立替の上に於て各地方に異なる影響を與へてゐる。此等の、我が酒税に獨特なる内容が、酒税の轉嫁の上に影響を與へる事のあるのは云ふ迄もない。次に我國特殊の經濟事情として、清酒なる商品の特殊性及び之を取扱ふ人の非合理性の影響をあぐべく、其結果として轉嫁關係が一層複雜となつて來るのである。而して納税者と擔税指定者とが隣接してゐる單純なる轉嫁と、酒税の如く納税者と擔税指定者との間に幾多の仲人(Vermittler)を含む更轉(Weiterwälzung)との間には、當事者の數の單複と云ふ量的區別以外に更に重大なる本質的の差異が存するのである。酒税は凡ての點に於て日本的の色彩濃き租税である。酒税轉嫁の統計的研究を試みる事により、財政現象の底を流るゝ非合理性を明かにし、同時に單純なる轉嫁と更轉との間に存する質的の區別を立てたのである。

以上私の立場を明かにしたのである。本書收むる二論文は、その種類は異つてゐるが、研究方法に至つては一貫したる態度を以つて進んだのである。

若し夫れ本論文が私の自ら期待したる結果を收め得たるや否やは私の知らざる所である。

本書は、その性質上、西洋諸國の財政學者の研究以外に、幾多の我國財政學者の勞作に負ふ所が大である。特に公私の實務家より親しく受けし示敎が如何に有益なりしかは現はすに言葉が無い程である。時間と仕事とを犧牲にして充分の援助を與へ本書の完成に盡力せられし先輩友人の諸氏に對し、私は衷心の謝意を示すのである。

我國財政の季節的變動

第一章　緒言

第一節　問題の意味

凡そ國家の財政は、政治上及び行政上の理由に基き、原則として一會計年度がその單位に定められてゐる。然し、これは專ら形式上の便宜の問題であつて、實質上は之と異つてゐる。卽ち、今日の財政は昨日の財政の連續であり、明日の財政は今日の連續性なるものが實質上に存してゐるのである。此意味に於ては、形式的なる會計年度の區分なるものは左程重要ではない。我國の財政に就て見るに、我國の會計法[1]は、毎年四月一日を始期とし、翌年三月三十一日を終期とする會計年度を單位に採用してゐる。故に形式的に云へば、大正十五年三月三十一日の我國財政は會計年度大正十四年度に屬し、大正十五年四月一日の我國財政は會計年度大正十五年度に屬し、兩者は沒交涉なるが如くである。然れども、之を實質的に觀察すれば、大正十五

1) 會計法第一條「政府ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル」

年四月一日の我國財政は大正十五年三月三十一日の我國財政を離れて考へ得られず、茲に會計年度に拘束せられざる「我國財政の連續性」なるものを考へ得られるのである。

我國財政が、形式的なる會計年度の區分より離れて、實質的連續性を以て變遷してゐるとせば、時の函數としての我國財政の種々の變遷を考へる事が出來る。Professor Warren M. Persons の言葉を藉りて云へば、我國の財政につき、一、A long time tendency or secular trend. 二、A wave-like or cyclical fluctuation 三、A seasonal fluctuation within the year. 四、residual variations due to momentous occurrences. を研究し得る譯である。我國財政の secular trend については經費膨脹の法則の適例として已に論じ盡され、我國財政の cyclical fluctuation 及び residual variations の問題に關しては、約十箇年の幅を以て周期的に起りし日清戰爭、日露戰爭、世界大戰と關連して研究せられてゐるから、今更繰り返す必要もあるまい。只我國財政の seasonal fluctuation に至つては、從來論ぜらるべくして論ぜられなかつた重要問題であるから、茲には專ら此の方面に研究を進めるのである。

2) Indices of Business Conditions P. 8.

我國財政の季節的變動を研究するに當り、私の重心とする所は、我國財政の歲入と歲出との均衡が季節的にどんなに變動してゐるかと云ふ問題である。凡そ歲入歲出の均衡は、實質的均衡と形式的均衡とに分つ事が出來る。或る會計年度の歲入全體と其會計年度の歲出全體との關係如何により、剩餘金の問題、經常不足、臨時不足の問題を生ずるのである。歲入歲出の實質的均衡として論ぜられてゐるのが、これであつて、secular trend の問題に屬してゐる。seasonal fluctuation としては專ら形式的均衡の場合を扱ふのである。歲入歲出の形式的均衡としては、一會計年度全體を通じての歲入歲出を論ずるのでなくして、一會計年度の進行する途中に於ける收入支出の均衡を問題とするのである。たとへ歲入と歲出とが會計年度の終に於て結局一致する事ありとするも、會計年度の進行中に於て兩者に大小の差異あり、從つて過剩を生じ又は不足を來たす事を考へ得られるのである。我國財政の季節的變動として私の茲に扱はんとするのは、この形式的均衡の問題である。

第二節　研究方法

我國財政の季節的變動を研究するに當り、其方法を次の四つに分ち説明を加へる。調査主體と調査客體と調査期間と整理方法とがこれてある。

我國財政の季節的變動を研究すると云ふ以上は、第一に我國財政の如何なる方面を捕ふるかを明かにせねばならぬ。調査主體の問題がこれてある。我國の財政は歳入と歳出との二つに分れ、歳入歳出共に經常部及び臨時部に細分せられてゐる。茲には、研究の目的上、調査主體を歳入と歳出と、更に歳入經常部の代表者たる租税收入との三つに限定したのてある。

調査客體は、季節的變動てあるから、先づ其の意義を明かにせねばならぬ。財政の時間的單位は國により其内容を異にし、其の始期は一月一日、四月一日、又は七月一日等にして、更に其の長さは半年、一年又は二年等てある。[3] 會計年度と云ふのはこの財政の時間的單位の事を指すのてある。我國の會計年度は四月一日を始期として一箇年繼續してゐるから、我國財政の季節的變動を

3) 神戸博士：財政學要論　49—53頁

調べるに當つては、この會計年度を根據とせねばならぬ。次に考ふべきは、今年四月一日から翌年三月三十一日迄の一會計年度に於ける季節的變動を明かにするに際し、如何なる標準を採るかの問題てある。一日を標準とするもの、一週を採るもの、十日、半月、一箇月、四半期を標準に求めるもの等、種々の方法が考へ得られるが、私は一箇月を季節的變動の標準に定めたのてある。これ、歳入歳出現計が一箇月を標準として發表せられてゐる結果てある。要するに、今年四月一日に始まり來年三月三十一日に終る會計年度を單位とし、その毎月の季節的變動を調査客體としたのてある。

第三は調査期間てある。調査期間を如何に定めるかと云ふ事は、研究の目的によつても異つてくるが又材料が整つてゐるかどうかによつても左右せられるのてある。由來、財政に關する事項の多くは、所謂「祕」に屬し、現に我國財政の季節的變動を研究するに際しても、官報に示されたる數字のみが我等の利用し得る唯一の材料なりと云ふ有樣てある。然るに、我國財政の季節的變動の測定に必要なる歳入歳出現計の數字なるものは、大正三年度より漸く整

ひ來つたに過ぎない。故に調査期間としては、大正三年度より始まり大正十四年度に至る迄の十二箇年間を採用したのである。

第四は整理方法である。季節的變動を算定するには、從來種々の方法が講ぜられてゐる。最も簡單なる方法として前年の季節的變動が其儘に採用せられてゐるが、前年必ずしも正常の年にあらず、茲に數年の事情を顧慮する其以外の方法が考へられるのである。卽ち數年間の毎月數字を材料としたる

第一、各月につき實數の移動平均を採り、それを指數に換算する方法

第二、或る一定の實數を基準として毎年の實數を指數に改め、各月に就きその指數の移動平均を計算する方法

第三、連鎖比較法(Link relative method)

の三つが主なるものである。第一の實數の移動平均の方法は、嘗て私が日本銀行兌換銀行券發行高の季節的變動[4]に於て用ひたる方法である。簡單にして且つ實數に卽してゐる點はその長所であるが、租稅收入の特に大なる年又は特に小なる年、或は偶發的事件の勃發せし際に其等の影響を受けざるを得

4) 拙著；經濟統計研究　330—336頁
拙稿；國庫預金制度と兌換券發行高との關係
（經濟論叢第二十四卷　190—201頁）

ないのは、缺點と云はねばならぬ。第二の方法によると、特定の年に於ける特異の影響を避ける事が出來るが、基準の月が異常なる際にはそれが爲めに季節的變動が素されざるを得ないのである。第三の連鎖比較法は、此二つの意味に於て比較的無難であるから、季節的變動を算定する代表的の方法として最近內外の統計書[5]に紹介せられてゐるのである。

連鎖比較法なるものは、元來ハーバード大學のバーゾンス敎授(Professor Warren M. Persons)によつて、Review of Economic Statistics 1919 中に採用せられたる方法である。[6] 此方法は、相對數を採用する事によつて、第一の實數の移動平均の方法の短所を避け、更に基準を常に一箇月前に置く事によつて、一定の基準による指數の移動平均の方法の缺點を緩和してゐるのである。其手續は二つに分れる。第一の手續として、今月の數字が前月の數字に對して如何なる割合にありやを各月に就いて算定する。かくして得たる連鎖指數の代表的のものとして、各月の數字の中位數を採用するのである。此場合に、竝み數、算術平均、幾何平均を算定する事も考へ得られるのであるが、此等各種の平均の凡

5) 小倉博士：統計的研究法 227頁 Jerome : Statistical Method P. 239—246
6) Indices of Business Conditions P. 18—31

てを却けて中位數を用ひたる所に、バーゾンス教授の連鎖比較法の重大なる特徴が存してゐる。第二の手續として、この連鎖指數に連續性を與へるのである。凡そ連鎖指數なるものは、單に今月と前月との關係を傳ふるに止まるものであるから、長期間に一貫したる變化を明かにする爲めには、出發點——例へば一月——を一〇〇として換算を加へる必要がある。更に季節的變動以外の分子を除く爲めには、プラス又はマイナスの開きを各月に分配して修正指數を作らねばならぬ。而して最後の仕上げとして、その修正指數をば一箇年の算術平均を一〇〇とする季節的變動指數に書き改めるのである。連鎖比較法の大なる特徴としては、第二の手續に於けるプラス又はマイナスの開きを消去する事が擧げられてゐる。然しこの開きなるものは、第一の手續に於て幾何平均を採らず中位數によつた所から生れてゐるのであるから、方法論としては第二の手續よりも寧ろ第一の手續を研究する必要がある。

本研究に於ては、通常用ひらるゝ簡便法はもとより之を採らず、第一第二の移動平均法にもよらず、專ら第三の連鎖比較法に基きて、我國財政の季節的變動を研究したのである。

調査主體、調査客體、調査期間及び整理方法を以上の如く限定して、我國財政の季節的變動の研究を試みたのである。調査主體の所にて述べたるが如く、先づ我國の歲入歲出の季節的變動を扱ひ、次に租稅收入の季節的變動に移る順序をとる。

第二章　歳入歳出の季節的變動

第一節　一般會計に限定

我國の歳入歳出の季節的變動を扱ふに當り最も注意すべき事實は、我國が獨特の會計制度を採用してゐる事である。我國の財政は、一つの一般會計と三十餘の特別會計とより成り、而も一般會計と特別會計との關係が、或は全部又は一部重複する事あり、或は全く獨立せる事あり、その場合場合に應じ種々の異る樣式をとつてゐるのである。從て一般會計の歳入歳出の數字のみを以てしては、我國財政全體の歳入歳出を示すに足らず、又一般會計及び特別會計の合計數字を以てしては、我國財政の歳入歳出を示すに過大となるのである。小川博士[7]が我國財政全部の歳入歳出の數字を算定するの必要を主張し且つ大正十年度豫算につき實行せられし以來、太田博士[8]及び實業同志會が新數字を算定し、遂に大藏省主計局が大正十四年度及び大正十五年度豫算に就

7）小川博士；大正十年度の豫算を論む（經濟論叢第十一卷227頁以下）
8）太田博士；國民豫算論32頁

る歳出の數字と我國財政全體の歳入歳出の數字とを對照すると、次の結果を得る事が出來る。

き其數字を計算し發表するの運びに至つたのである。一般會計のみの歳入歳出の數字を計算し發表するの運びに至つたのである。

第一表　一般會計及び財政全體の歳入歳出對照表

（イ）歳入の部（單位千圓）

會計年度	財政			全體
	一般會計決算	小川博士	太田博士	大藏省主計局
大正八年	一、四〇〇、三五〇		一、八三五、四四三	
大正九年	一、四一六、四四二		一、九一三、六三一	
大正十年	一、六一七、三五六		二、〇四〇、〇四三	
大正十一年	一、七三六、三三七		二、一〇四、〇一七	
大正十二年	一、七三六、三三七		二、一三三、〇八六	
大正十三年	一、七三六、三三七		二、一四三、〇一七	
大正十四年	一、七三六、三三七		二、一五三、〇一七	
大正十五年	一、七三六、三三七		二、一六三、〇一七	
昭和元年	一、七三六、三三七		二、一七三、〇一七	
昭和二年	一、七三六、三三七		二、一八三、〇一七	
昭和三年	一、七三六、三三七		二、一九三、〇一七	
昭和四年	一、七三六、三三七		二、二〇三、〇一七	
昭和五年	一、七三六、三三七		二、二一三、〇一七	
昭和六年	一、七三六、三三七		二、二二三、〇一七	
昭和七年	一、七三六、三三七		二、二三三、〇一七	
昭和八年	一、七三六、三三七		二、二四三、〇一七	
昭和九年	一、七三六、三三七		二、二五三、〇一七	
昭和十年	一、七三六、三三七		二、二六三、〇一七	
昭和十一年	一、七三六、三三七		二、二七三、〇一七	
昭和十二年	一、七三六、三三七		二、二八三、〇一七	
昭和十三年	一、七三六、三三七		二、二九三、〇一七	
昭和十四年	一、七三六、三三七		二、三〇三、〇一七	
昭和十五年	一、七三六、三三七		二、三一三、〇一七	
昭和十六年	一、七三六、三三七		二、三二三、〇一七	
昭和十七年	一、七三六、三三七		二、三三三、〇一七	
昭和十八年	一、七三六、三三七		二、三四三、〇一七	
昭和十九年	一、七三六、三三七		二、三五三、〇一七	
昭和二十年	一、七三六、三三七		二、三六三、〇一七	
昭和二十一年	一、七三六、三三七		二、三七三、〇一七	
昭和二十二年	一、七三六、三三七		二、三八三、〇一七	
昭和二十三年	一、七三六、三三七		二、三九三、〇一七	
昭和二十四年	一、七三六、三三七		二、四〇三、〇一七	
昭和二十五年	一、七三六、三三七		二、四一三、〇一七	
昭和二十六年	一、七三六、三三七		二、四二三、〇一七	
昭和二十七年	一、七三六、三三七		二、四三三、〇一七	
昭和二十八年	一、七三六、三三七		二、四四三、〇一七	
昭和二十九年	一、七三六、三三七		二、四五三、〇一七	
昭和三十年	一、七三六、三三七		二、四六三、〇一七	
昭和三十一年	一、七三六、三三七		二、四七三、〇一七	
昭和三十二年	一、七三六、三三七		二、四八三、〇一七	
昭和三十三年	一、七三六、三三七		二、四九三、〇一七	
昭和三十四年	一、七三六、三三七		二、五〇三、〇一七	
昭和三十五年	一、七三六、三三七		二、五一三、〇一七	
昭和三十六年	一、七三六、三三七		二、五二三、〇一七	
昭和三十七年	一、七三六、三三七		二、五三三、〇一七	
昭和三十八年	一、七三六、三三七		二、五四三、〇一七	
昭和三十九年	一、七三六、三三七		二、五五三、〇一七	
昭和四十年	一、七三六、三三七		二、五六三、〇一七	
昭和四十一年	一、七三六、三三七		二、五七三、〇一七	
昭和四十二年	一、七三六、三三七		二、五八三、〇一七	
昭和四十三年	一、七三六、三三七		二、五九三、〇一七	
昭和四十四年	一、七三六、三三七		二、六〇三、〇一七	
昭和四十五年	一、七三六、三三七		二、六一三、〇一七	
昭和四十六年	一、七三六、三三七		二、六二三、〇一七	
昭和四十七年	一、七三六、三三七		二、六三三、〇一七	
昭和四十八年	一、七三六、三三七		二、六四三、〇一七	
昭和四十九年	一、七三六、三三七		二、六五三、〇一七	
昭和五十年	一、七三六、三三七		二、六六三、〇一七	
昭和五十一年	一、七三六、三三七		二、六七三、〇一七	
昭和五十二年	一、七三六、三三七		二、六八三、〇一七	
昭和五十三年	一、七三六、三三七		二、六九三、〇一七	
昭和五十四年	一、七三六、三三七		二、七〇三、〇一七	
昭和五十五年	一、七三六、三三七		二、七一三、〇一七	
昭和五十六年	一、七三六、三三七		二、七二三、〇一七	
昭和五十七年	一、七三六、三三七		二、七三三、〇一七	
昭和五十八年	一、七三六、三三七		二、七四三、〇一七	
昭和五十九年	一、七三六、三三七		二、七五三、〇一七	
昭和六十年	一、七三六、三三七		二、七六三、〇一七	
昭和六十一年	一、七三六、三三七		二、七七三、〇一七	
昭和六十二年	一、七三六、三三七		二、七八三、〇一七	
昭和六十三年	一、七三六、三三七		二、七九三、〇一七	
平成元年	一、七三六、三三七		二、八〇三、〇一七	
平成二年	一、七三六、三三七		二、八一三、〇一七	
平成三年	一、七三六、三三七		二、八二三、〇一七	
平成四年	一、七三六、三三七		二、八三三、〇一七	
平成五年	一、七三六、三三七		二、八四三、〇一七	
平成六年	一、七三六、三三七		二、八五三、〇一七	
平成七年	一、七三六、三三七		二、八六三、〇一七	
平成八年	一、七三六、三三七		二、八七三、〇一七	
平成九年	一、七三六、三三七		二、八八三、〇一七	
平成十年	一、七三六、三三七		二、八九三、〇一七	
平成十一年	一、七三六、三三七		二、九〇三、〇一七	
平成十二年	一、七三六、三三七		二、九一三、〇一七	
平成十三年	一、七三六、三三七		二、九二三、〇一七	
平成十四年	一、七三六、三三七		二、九三三、〇一七	
平成十五年	一、七三六、三三七		二、九四三、〇一七	
平成十六年	一、七三六、三三七		二、九五三、〇一七	
平成十七年	一、七三六、三三七		二、九六三、〇一七	
平成十八年	一、七三六、三三七		二、九七三、〇一七	
平成十九年	一、七三六、三三七		二、九八三、〇一七	
平成二十年	一、七三六、三三七		二、九九三、〇一七	
平成二十一年	一、七三六、三三七		二、一〇〇三、〇一七	
平成二十二年	一、七三六、三三七		二、一〇一三、〇一七	
平成二十三年	一、七三六、三三七		二、一〇二三、〇一七	
平成二十四年	一、七三六、三三七		二、一〇三三、〇一七	
平成二十五年	一、七三六、三三七		二、一〇四三、〇一七	
平成二十六年	一、七三六、三三七		二、一〇五三、〇一七	
平成二十七年	一、七三六、三三七		二、一〇六三、〇一七	
平成二十八年	一、七三六、三三七		二、一〇七三、〇一七	
平成二十九年	一、七三六、三三七		二、一〇八三、〇一七	
平成三十年	一、七三六、三三七		二、一〇九三、〇一七	
平成三十一年	一、七三六、三三七		二、一一〇三、〇一七	
令和元年	一、七三六、三三七		二、一一一三、〇一七	
令和二年	一、七三六、三三七		二、一一二三、〇一七	
令和三年	一、七三六、三三七		二、一一三三、〇一七	
令和四年	一、七三六、三三七		二、一一四三、〇一七	
令和五年	一、七三六、三三七		二、一一五三、〇一七	
令和六年	一、七三六、三三七		二、一一六三、〇一七	
令和七年	一、七三六、三三七		二、一一七三、〇一七	
令和八年	一、七三六、三三七		二、一一八三、〇一七	
令和九年	一、七三六、三三七		二、一一九三、〇一七	
令和十年	一、七三六、三三七		二、一二〇三、〇一七	
令和十一年	一、七三六、三三七		二、一二一三、〇一七	
令和十二年	一、七三六、三三七		二、一二二三、〇一七	
令和十三年	一、七三六、三三七		二、一二三三、〇一七	
令和十四年	一、七三六、三三七		二、一二四三、〇一七	
令和十五年	一、七三六、三三七		二、一二五三、〇一七	
令和十六年	一、七三六、三三七		二、一二六三、〇一七	
令和十七年	一、七三六、三三七		二、一二七三、〇一七	
令和十八年	一、七三六、三三七		二、一二八三、〇一七	
令和十九年	一、七三六、三三七		二、一二九三、〇一七	
令和二十年	一、七三六、三三七		二、一三〇三、〇一七	
令和二十一年	一、七三六、三三七		二、一三一三、〇一七	
令和二十二年	一、七三六、三三七		二、一三二三、〇一七	
令和二十三年	一、七三六、三三七		二、一三三三、〇一七	
令和二十四年	一、七三六、三三七		二、一三四三、〇一七	
令和二十五年	一、七三六、三三七		二、一三五三、〇一七	
令和二十六年	一、七三六、三三七		二、一三六三、〇一七	
令和二十七年	一、七三六、三三七		二、一三七三、〇一七	
令和二十八年	一、七三六、三三七		二、一三八三、〇一七	
令和二十九年	一、七三六、三三七		二、一三九三、〇一七	
令和三十年	一、七三六、三三七		二、一四〇三、〇一七	
令和三十一年	一、七三六、三三七		二、一四一三、〇一七	
令和三十二年	一、七三六、三三七		二、一四二三、〇一七	
令和三十三年	一、七三六、三三七		二、一四三三、〇一七	
令和三十四年	一、七三六、三三七		二、一四四三、〇一七	
令和三十五年	一、七三六、三三七		二、一四五三、〇一七	
令和三十六年	一、七三六、三三七		二、一四六三、〇一七	
令和三十七年	一、七三六、三三七		二、一四七三、〇一七	
令和三十八年	一、七三六、三三七		二、一四八三、〇一七	
令和三十九年	一、七三六、三三七		二、一四九三、〇一七	
令和四十年	一、七三六、三三七		二、一五〇三、〇一七	
令和四十一年	一、七三六、三三七		二、一五一三、〇一七	
令和四十二年	一、七三六、三三七		二、一五二三、〇一七	
令和四十三年	一、七三六、三三七		二、一五三三、〇一七	
令和四十四年	一、七三六、三三七		二、一五四三、〇一七	
令和四十五年	一、七三六、三三七		二、一五五三、〇一七	
令和四十六年	一、七三六、三三七		二、一五六三、〇一七	
令和四十七年	一、七三六、三三七		二、一五七三、〇一七	
令和四十八年	一、七三六、三三七		二、一五八三、〇一七	
令和四十九年	一、七三六、三三七		二、一五九三、〇一七	
令和五十年	一、七三六、三三七		二、一六〇三、〇一七	
令和五十一年	一、七三六、三三七		二、一六一三、〇一七	
令和五十二年	一、七三六、三三七		二、一六二三、〇一七	
令和五十三年	一、七三六、三三七		二、一六三三、〇一七	
令和五十四年	一、七三六、三三七		二、一六四三、〇一七	
令和五十五年	一、七三六、三三七		二、一六五三、〇一七	
令和五十六年	一、七三六、三三七		二、一六六三、〇一七	
令和五十七年	一、七三六、三三七		二、一六七三、〇一七	
令和五十八年	一、七三六、三三七		二、一六八三、〇一七	
令和五十九年	一、七三六、三三七		二、一六九三、〇一七	
令和六十年	一、七三六、三三七		二、一七〇三、〇一七	
令和六十一年	一、七三六、三三七		二、一七一三、〇一七	
令和六十二年	一、七三六、三三七		二、一七二三、〇一七	
令和六十三年	一、七三六、三三七		二、一七三三、〇一七	
令和六十四年	一、七三六、三三七		二、一七四三、〇一七	
令和六十五年	一、七三六、三三七		二、一七五三、〇一七	
令和六十六年	一、七三六、三三七		二、一七六三、〇一七	
令和六十七年	一、七三六、三三七		二、一七七三、〇一七	
令和六十八年	一、七三六、三三七		二、一七八三、〇一七	
令和六十九年	一、七三六、三三七		二、一七九三、〇一七	
令和七十年	一、七三六、三三七		二、一八〇三、〇一七	
令和七十一年	一、七三六、三三七		二、一八一三、〇一七	
令和七十二年	一、七三六、三三七		二、一八二三、〇一七	
令和七十三年	一、七三六、三三七		二、一八三三、〇一七	
令和七十四年	一、七三六、三三七		二、一八四三、〇一七	
令和七十五年	一、七三六、三三七		二、一八五三、〇一七	
令和七十六年	一、七三六、三三七		二、一八六三、〇一七	
令和七十七年	一、七三六、三三七		二、一八七三、〇一七	
令和七十八年	一、七三六、三三七		二、一八八三、〇一七	
令和七十九年	一、七三六、三三七		二、一八九三、〇一七	
令和八十年	一、七三六、三三七		二、一九〇三、〇一七	
令和八十一年	一、七三六、三三七		二、一九一三、〇一七	
令和八十二年	一、七三六、三三七		二、一九二三、〇一七	
令和八十三年	一、七三六、三三七		二、一九三三、〇一七	
令和八十四年	一、七三六、三三七		二、一九四三、〇一七	
令和八十五年	一、七三六、三三七		二、一九五三、〇一七	
令和八十六年	一、七三六、三三七		二、一九六三、〇一七	
令和八十七年	一、七三六、三三七		二、一九七三、〇一七	
令和八十八年	一、七三六、三三七		二、一九八三、〇一七	
令和八十九年	一、七三六、三三七		二、一九九三、〇一七	
令和九十年	一、七三六、三三七		二、二〇〇三、〇一七	
令和九十一年	一、七三六、三三七		二、二〇一三、〇一七	
令和九十二年	一、七三六、三三七		二、二〇二三、〇一七	
令和九十三年	一、七三六、三三七		二、二〇三三、〇一七	
令和九十四年	一、七三六、三三七		二、二〇四三、〇一七	
令和九十五年	一、七三六、三三七		二、二〇五三、〇一七	
令和九十六年	一、七三六、三三七		二、二〇六三、〇一七	
令和九十七年	一、七三六、三三七		二、二〇七三、〇一七	
令和九十八年	一、七三六、三三七		二、二〇八三、〇一七	
令和九十九年	一、七三六、三三七		二、二〇九三、〇一七	
令和百年	一、七三六、三三七		二、二一〇三、〇一七	
令和百一年	一、七三六、三三七		二、二一一三、〇一七	
令和百二年	一、七三六、三三七		二、二一二三、〇一七	
令和百三年	一、七三六、三三七		二、二一三三、〇一七	
令和百四年	一、七三六、三三七		二、二一四三、〇一七	
令和百五年	一、七三六、三三七		二、二一五三、〇一七	
令和百六年	一、七三六、三三七		二、二一六三、〇一七	
令和百七年	一、七三六、三三七		二、二一七三、〇一七	
令和百八年	一、七三六、三三七		二、二一八三、〇一七	
令和百九年	一、七三六、三三七		二、二一九三、〇一七	
令和百十年	一、七三六、三三七		二、二二〇三、〇一七	
令和百十一年	一、七三六、三三七		二、二二一三、〇一七	
令和百十二年	一、七三六、三三七		二、二二二三、〇一七	
令和百十三年	一、七三六、三三七		二、二二三三、〇一七	
令和百十四年	一、七三六、三三七		二、二二四三、〇一七	
令和百十五年	一、七三六、三三七		二、二二五三、〇一七	
令和百十六年	一、七三六、三三七		二、二二六三、〇一七	
令和百十七年	一、七三六、三三七		二、二二七三、〇一七	
令和百十八年	一、七三六、三三七		二、二二八三、〇一七	
令和百十九年	一、七三六、三三七		二、二二九三、〇一七	
令和百二十年	一、七三六、三三七		二、二三〇三、〇一七	
令和百二十一年	一、七三六、三三七		二、二三一三、〇一七	
令和百二十二年	一、七三六、三三七		二、二三二三、〇一七	
令和百二十三年	一、七三六、三三七		二、二三三三、〇一七	
令和百二十四年	一、七三六、三三七		二、二三四三、〇一七	
令和百二十五年	一、七三六、三三七		二、二三五三、〇一七	
令和百二十六年	一、七三六、三三七		二、二三六三、〇一七	
令和百二十七年	一、七三六、三三七		二、二三七三、〇一七	
令和百二十八年	一、七三六、三三七		二、二三八三、〇一七	
令和百二十九年	一、七三六、三三七		二、二三九三、〇一七	
令和百三十年	一、七三六、三三七		二、二四〇三、〇一七	
令和百三十一年	一、七三六、三三七		二、二四一三、〇一七	
令和百三十二年	一、七三六、三三七		二、二四二三、〇一七	
令和百三十三年	一、七三六、三三七		二、二四三三、〇一七	
令和百三十四年	一、七三六、三三七		二、二四四三、〇一七	
令和百三十五年	一、七三六、三三七		二、二四五三、〇一七	
令和百三十六年	一、七三六、三三七		二、二四六三、〇一七	
令和百三十七年	一、七三六、三三七		二、二四七三、〇一七	
令和百三十八年	一、七三六、三三七		二、二四八三、〇一七	
令和百三十九年	一、七三六、三三七		二、二四九三、〇一七	
令和百四十年	一、七三六、三三七		二、二五〇三、〇一七	
令和百四十一年	一、七三六、三三七		二、二五一三、〇一七	
令和百四十二年	一、七三六、三三七		二、二五二三、〇一七	
令和百四十三年	一、七三六、三三七		二、二五三三、〇一七	
令和百四十四年	一、七三六、三三七		二、二五四三、〇一七	
令和百四十五年	一、七三六、三三七		二、二五五三、〇一七	
令和百四十六年	一、七三六、三三七		二、二五六三、〇一七	
令和百四十七年	一、七三六、三三七		二、二五七三、〇一七	
令和百四十八年	一、七三六、三三七		二、二五八三、〇一七	
令和百四十九年	一、七三六、三三七		二、二五九三、〇一七	
令和百五十年	一、七三六、三三七		二、二六〇三、〇一七	
令和百五十一年	一、七三六、三三七		二、二六一三、〇一七	
令和百五十二年	一、七三六、三三七		二、二六二三、〇一七	
令和百五十三年	一、七三六、三三七		二、二六三三、〇一七	
令和百五十四年	一、七三六、三三七		二、二六四三、〇一七	
令和百五十五年	一、七三六、三三七		二、二六五三、〇一七	
令和百五十六年	一、七三六、三三七		二、二六六三、〇一七	
令和百五十七年	一、七三六、三三七		二、二六七三、〇一七	
令和百五十八年	一、七三六、三三七		二、二六八三、〇一七	
令和百五十九年	一、七三六、三三七		二、二六九三、〇一七	
令和百六十年	一、七三六、三三七		二、二七〇三、〇一七	
令和百六十一年	一、七三六、三三七		二、二七一三、〇一七	
令和百六十二年	一、七三六、三三七		二、二七二三、〇一七	
令和百六十三年	一、七三六、三三七		二、二七三三、〇一七	
令和百六十四年	一、七三六、三三七		二、二七四三、〇一七	
令和百六十五年	一、七三六、三三七		二、二七五三、〇一七	
令和百六十六年	一、七三六、三三七		二、二七六三、〇一七	
令和百六十七年	一、七三六、三三七		二、二七七三、〇一七	
令和百六十八年	一、七三六、三三七		二、二七八三、〇一七	
令和百六十九年	一、七三六、三三七		二、二七九三、〇一七	
令和百七十年	一、七三六、三三七		二、二八〇三、〇一七	
令和百七十一年	一、七三六、三三七		二、二八一三、〇一七	
令和百七十二年	一、七三六、三三七		二、二八二三、〇一七	
令和百七十三年	一、七三六、三三七		二、二八三三、〇一七	
令和百七十四年	一、七三六、三三七		二、二八四三、〇一七	
令和百七十五年	一、七三六、三三七		二、二八五三、〇一七	
令和百七十六年	一、七三六、三三七		二、二八六三、〇一七	
令和百七十七年	一、七三六、三三七		二、二八七三、〇一七	
令和百七十八年	一、七三六、三三七		二、二八八三、〇一七	
令和百七十九年	一、七三六、三三七		二、二八九三、〇一七	
令和百八十年	一、七三六、三三七		二、二九〇三、〇一七	
令和百八十一年	一、七三六、三三七		二、二九一三、〇一七	
令和百八十二年	一、七三六、三三七		二、二九二三、〇一七	
令和百八十三年	一、七三六、三三七		二、二九三三、〇一七	
令和百八十四年	一、七三六、三三七		二、二九四三、〇一七	
令和百八十五年	一、七三六、三三七		二、二九五三、〇一七	
令和百八十六年	一、七三六、三三七		二、二九六三、〇一七	
令和百八十七年	一、七三六、三三七		二、二九七三、〇一七	
令和百八十八年	一、七三六、三三七		二、二九八三、〇一七	
令和百八十九年	一、七三六、三三七		二、二九九三、〇一七	
令和百九十年	一、七三六、三三七		二、三〇〇三、〇一七	
令和百九十一年	一、七三六、三三七		二、三〇一三、〇一七	
令和百九十二年	一、七三六、三三七		二、三〇二三、〇一七	
令和百九十三年	一、七三六、三三七		二、三〇三三、〇一七	
令和百九十四年	一、七三六、三三七		二、三〇四三、〇一七	
令和百九十五年	一、七三六、三三七		二、三〇五三、〇一七	
令和百九十六年	一、七三六、三三七		二、三〇六三、〇一七	
令和百九十七年	一、七三六、三三七		二、三〇七三、〇一七	
令和百九十八年	一、七三六、三三七		二、三〇八三、〇一七	
令和百九十九年	一、七三六、三三七		二、三〇九三、〇一七	
令和二百年	一、七三六、三三七		二、三一〇三、〇一七	
令和二百一年	一、七三六、三三七		二、三一一三、〇一七	
令和二百二年	一、七三六、三三七		二、三一二三、〇一七	
令和二百三年	一、七三六、三三七		二、三一三三、〇一七	
令和二百四年	一、七三六、三三七		二、三一四三、〇一七	
令和二百五年	一、七三六、三三七		二、三一五三、〇一七	
令和二百六年	一、七三六、三三七		二、三一六三、〇一七	
令和二百七年	一、七三六、三三七		二、三一七三、〇一七	
令和二百八年	一、七三六、三三七		二、三一八三、〇一七	
令和二百九年	一、七三六、三三七		二、三一九三、〇一七	
令和二百十年	一、七三六、三三七		二、三二〇三、〇一七	
令和二百十一年	一、七三六、三三七		二、三二一三、〇一七	
令和二百十二年	一、七三六、三三七		二、三二二三、〇一七	
令和二百十三年	一、七三六、三三七		二、三二三三、〇一七	
令和二百十四年	一、七三六、三三七		二、三二四三、〇一七	
令和二百十五年	一、七三六、三三七		二、三二五三、〇一七	
令和二百十六年	一、七三六、三三七		二、三二六三、〇一七	
令和二百十七年	一、七三六、三三七		二、三二七三、〇一七	
令和二百十八年	一、七三六、三三七		二、三二八三、〇一七	
令和二百十九年	一、七三六、三三七		二、三二九三、〇一七	
令和二百二十年	一、七三六、三三七		二、三三〇三、〇一七	
令和二百二十一年	一、七三六、三三七		二、三三一三、〇一七	
令和二百二十二年	一、七三六、三三七		二、三三二三、〇一七	
令和二百二十三年	一、七三六、三三七		二、三三三三、〇一七	
令和二百二十四年	一、七三六、三三七		二、三三四三、〇一七	
令和二百二十五年	一、七三六、三三七		二、三三五三、〇一七	
令和二百二十六年	一、七三六、三三七		二、三三六三、〇一七	
令和二百二十七年	一、七三六、三三七		二、三三七三、〇一七	
令和二百二十八年	一、七三六、三三七		二、三三八三、〇一七	
令和二百二十九年	一、七三六、三三七		二、三三九三、〇一七	
令和二百三十年	一、七三六、三三七		二、三四〇三、〇一七	
令和二百三十一年	一、七三六、三三七		二、三四一三、〇一七	
令和二百三十二年	一、七三六、三三七		二、三四二三、〇一七	
令和二百三十三年	一、七三六、三三七		二、三四三三、〇一七	
令和二百三十四年	一、七三六、三三七		二、三四四三、〇一七	
令和二百三十五年	一、七三六、三三七		二、三四五三、〇一七	
令和二百三十六年	一、七三六、三三七		二、三四六三、〇一七	
令和二百三十七年	一、七三六、三三七		二、三四七三、〇一七	
令和二百三十八年	一、七三六、三三七		二、三四八三、〇一七	
令和二百三十九年	一、七三六、三三七		二、三四九三、〇一七	
令和二百四十年	一、七三六、三三七		二、三五〇三、〇一七	
令和二百四十一年	一、七三六、三三七		二、三五一三、〇一七	
令和二百四十二年	一、七三六、三三七		二、三五二三、〇一七	
令和二百四十三年	一、七三六、三三七		二、三五三三、〇一七	
令和二百四十四年	一、七三六、三三七		二、三五四三、〇一七	
令和二百四十五年	一、七三六、三三七		二、三五五三、〇一七	
令和二百四十六年	一、七三六、三三七		二、三五六三、〇一七	
令和二百四十七年	一、七三六、三三七		二、三五七三、〇一七	
令和二百四十八年	一、七三六、三三七		二、三五八三、〇一七	
令和二百四十九年	一、七三六、三三七		二、三五九三、〇一七	
令和二百五十年	一、七三六、三三七		二、三六〇三、〇一七	
令和二百五十一年	一、七三六、三三七		二、三六一三、〇一七	
令和二百五十二年	一、七三六、三三七		二、三六二三、〇一七	
令和二百五十三年	一、七三六、三三七		二、三六三三、〇一七	
令和二百五十四年	一、七三六、三三七		二、三六四三、〇一七	
令和二百五十五年	一、七三六、三三七		二、三六五三、〇一七	
令和二百五十六年	一、七三六、三三七		二、三六六三、〇一七	
令和二百五十七年	一、七三六、三三七		二、三六七三、〇一七	
令和二百五十八年	一、七三六、三三七		二、三六八三、〇一七	
令和二百五十九年	一、七三六、三三七		二、三六九三、〇一七	
令和二百六十年	一、七三六、三三七		二、三七〇三、〇一七	
令和二百六十一年	一、七三六、三三七		二、三七一三、〇一七	
令和二百六十二年	一、七三六、三三七		二、三七二三、〇一七	
令和二百六十三年	一、七三六、三三七		二、三七三三、〇一七	
令和二百六十四年	一、七三六、三三七		二、三七四三、〇一七	
令和二百六十五年	一、七三六、三三七		二、三七五三、〇一七	
令和二百六十六年	一、七三六、三三七		二、三七六三、〇一七	
令和二百六十七年	一、七三六、三三七		二、三七七三、〇一七	
令和二百六十八年	一、七三六、三三七		二、三七八三、〇一七	
令和二百六十九年	一、七三六、三三七		二、三七九三、〇一七	
令和二百七十年	一、七三六、三三七		二、三八〇三、〇一七	
令和二百七十一年	一、七三六、三三七		二、三八一三、〇一七	
令和二百七十二年	一、七三六、三三七		二、三八二三、〇一七	
令和二百七十三年	一、七三六、三三七		二、三八三三、〇一七	
令和二百七十四年	一、七三六、三三七		二、三八四三、〇一七	
令和二百七十五年	一、七三六、三三七		二、三八五三、〇一七	
令和二百七十六年	一、七三六、三三七		二、三八六三、〇一七	
令和二百七十七年	一、七三六、三三七		二、三八七三、〇一七	
令和二百七十八年	一、七三六、三三七		二、三八八三、〇一七	
令和二百七十九年	一、七三六、三三七		二、三八九三、〇一七	
令和二百八十年	一、七三六、三三七		二、三九〇三、〇一七	
令和二百八十一年	一、七三六、三三七		二、三九一三、〇一七	
令和二百八十二年	一、七三六、三三七		二、三九二三、〇一七	
令和二百八十三年	一、七三六、三三七		二、三九三三、〇一七	
令和二百八十四年	一、七三六、三三七		二、三九四三、〇一七	
令和二百八十五年	一、七三六、三三七		二、三九五三、〇一七	
令和二百八十六年	一、七三六、三三七		二、三九六三、〇一七	
令和二百八十七年	一、七三六、三三七		二、三九七三、〇一七	
令和二百八十八年	一、七三六、三三七		二、三九八三、〇一七	
令和二百八十九年	一、七三六、三三七		二、三九九三、〇一七	
令和二百九十年	一、七三六、三三七		二、四〇〇三、〇一七	
令和二百九十一年	一、七三六、三三七		二、四〇一三、〇一七	
令和二百九十二年	一、七三六、三三七		二、四〇二三、〇一七	
令和二百九十三年	一、七三六、三三七		二、四〇三三、〇一七	
令和二百九十四年	一、七三六、三三七		二、四〇四三、〇一七	
令和二百九十五年	一、七三六、三三七		二、四〇五三、〇一七	
令和二百九十六年	一、七三六、三三七		二、四〇六三、〇一七	
令和二百九十七年	一、七三六、三三七		二、四〇七三、〇一七	
令和二百九十八年

大正十二年	一、三八九、三四三			三、〇三二、六九四
大正十三年	一、六九四、二八四			
大正十四年	一、五八〇、四六三	三、二四六、〇〇四	三、四〇二、五五〇	
大正十五年	一、六三九、三八三		三、三八七、九八三	
大正十六年	？一、七三〇、〇五八			

我國財政全體の歳入歳出の數字を算定するに當り、一般會計豫算と特別會計豫算とを如何に結びつけるかによつて、小川博士、太田博士、大藏省主計局及び實業同志會の四種の數字は各々異りたる結果を示してゐる。然し、財政全體の數字が一般會計豫算の數字の二倍內外を占めてゐる事は何れの調査に於ても共通の現象てある。既に大正十五年度の大藏省主計局の調査に就いて云へば、我國財政全體の歳入歳出は約三十四億圓の數字を示し、從つて一般會計として掲げられてゐる約十六億圓の數字は我國財政全體の半分にも及ばないのてある。

然るに我國財政の實績を研究するに必要なる唯一の材料たる主計簿には、單に一般會計の報告のみが掲げられ、一般會計と他の特別會計との關係如何

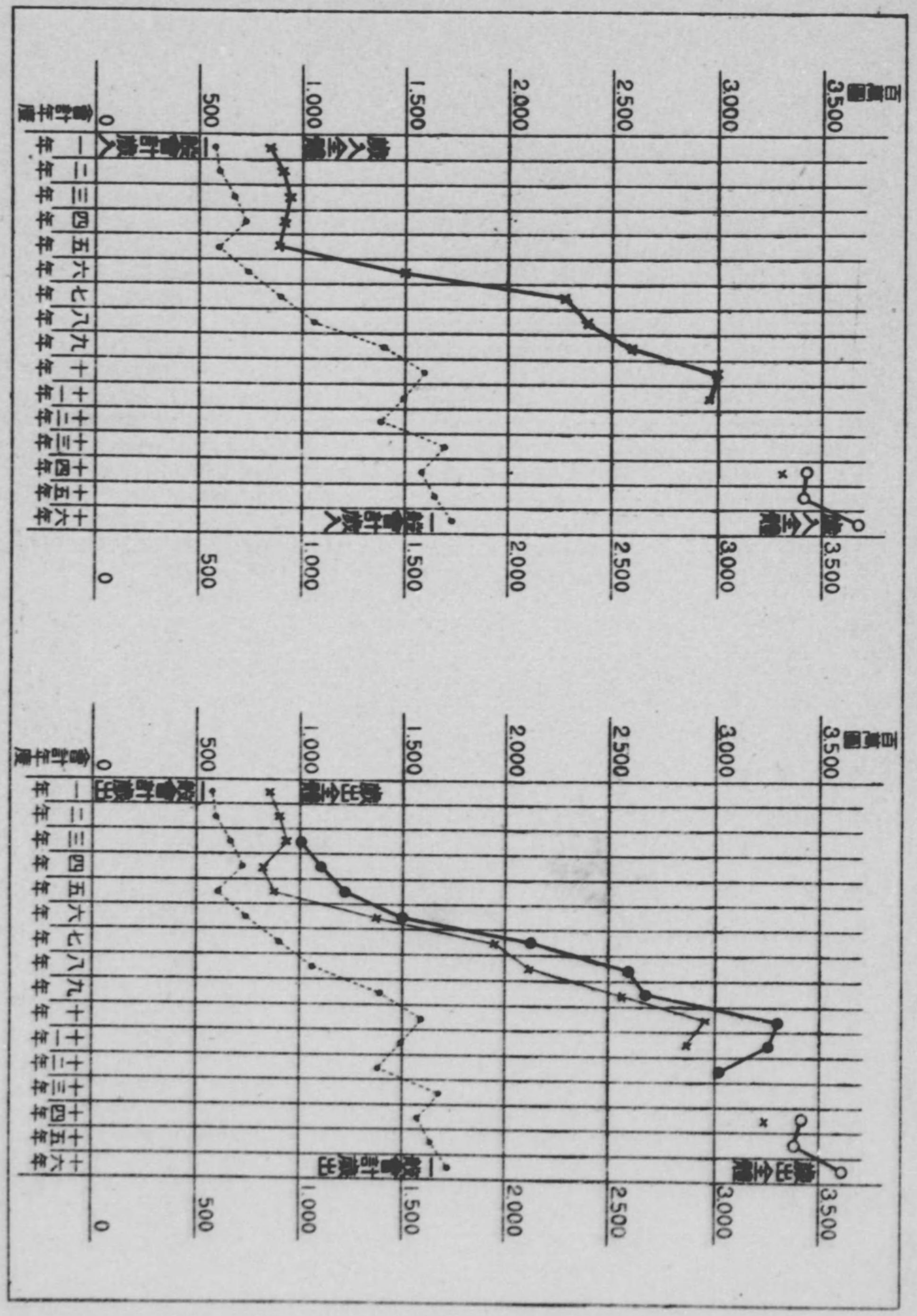

第一圖表　一般會計及び財政全體の歳入歳出對照表

に就いては何等の材料をも發表せられてゐないのである。從つて我國財政全體の歳入歳出の實績を毎月算出するが如きは、全くの不可能事である。

私の研究せんとする我國財政の季節的變動も、遺憾ながら一般會計の歳入歳出の季節的變動の研究に止まり、我國財政全體には及んでゐないのである。

第二節　主計簿の數字の利用

主計簿に現はれてゐる一般會計の歳入歳出現計は、官報の彙報の財政の部に毎月發表せられてゐる。私は官報に發表せられたる數字を基礎として研究を進めたのである。主計簿の歳入歳出現計に基き、今月末の數字を調べ之を前月末の數字と比較すると、今月中の歳入歳出の内容を明かにする事が出來る。大正十四年度の歳計に例をとり、計算方法を説明すると、次の如くである。

第二表　大正十四年度歳計月別表

月末の現計	歳入	歳出	月中の歳計	歳入	歳出
大正十四年五月末	五五、三一一千円	一〇四、八七八千円	大正十四年五月	五五、三一一千円	一〇四、八七八千円
六月末	一〇九、九六五	二三五、五〇四	六月	五四、六五四	一三〇、六二六
七月末	一八四、三六一	三五六、二四二	七月	七四、三九六	一二〇、七三八
八月末	三三二、四一二	四六九、六一七	八月	一六八、〇五一	一一三、三七五
九月末	四二一、一四七	六〇五、五〇七	九月	六八、七三五	一三五、八九〇
十月末	一、〇〇九、九七三	六九四、六五九	十月	五八八、八二六	八九、一五二
十一月末	一、一三一、八〇一	七九五、四九一	十一月	一二一、八二八	一〇〇、八三二
十二月末	一、二三五、一九七	九一六、一九九	十二月	一〇三、三九六	一二〇、七〇八
大正十五年一月末	一、三六八、九二六	一、〇七三、二四四	大正十五年一月	一三三、七二九	一五七、〇四五
二月末	一、四五五、〇九七	一、一七一、六二七	二月	八六、一七一	九八、三八三
三月末	一、五六九、一一五	一、二八五、四二五	三月	一一四、〇一八	一一三、七九八
四月末	一、七五四、六五五	一、四〇四、七一六	四月	一八五、五四〇	一一九、二九一

第二表にて試みた手續を大正三年度より大正十四年度まで繰り返して行ひ、第三表を得たのである。最近十二年間に於ける歳入歳出の狀況は、第三表にて窺ふ事が出來る。

第三表　最近十二年間の歳計月別表

（イ）歳入（單位千圓）

	本年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年一月	二月	三月	四月
大正三年度	二〇、〇八〇	二四、一四四	四一、四一三	四六、三五八	二六、三五八	一七三、九九〇	四五、七七七	三六、〇七二	三八、八九九	三八、九〇五	六二、四六九	七四、九二〇
大正四年度	一五、五四一	一九、二四八	二八、八四五	五五、一〇〇	二四、三四九	一一五、四四五	四五、六九〇	四五、一〇一	三八、六二八	三四、二一六	五一、六六二	八〇、八三五
大正五年度	一八、一七〇	三一、九六二	三六、一九七	五七、八四一	二七、一七六	一五五、四三〇	五八、二五五	四七、九一七	四七、八九三	四六、四七二	五七、〇六六	八六、八〇一
大正六年度	二二、六二二	三四、五七八	四三、一六二	六六、〇六九	四三、五九三	二五七、七九八	八五、〇六五	五六、三一三	六八、五五三	五八、六六五	六七、五二〇	八三、一八一
大正七年度	三〇、八三〇	三六、六二三	五八、五六七	八五、九三六	四九、八四三	四〇六、二五五	一〇五、一五〇	七四、四〇九	八八、一七九	九三、〇九二	一〇〇、四九四	一二〇、六六〇

（ロ）歳　出（單位千圓）

	本年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年一月	二月	三・月	四月
大正三年度	七四、五四三	三八、九三五	四八、三八七	七一、二三九	三三、九七五	二七、〇三七	四七、〇二四	七九、九九一	三四、八二一	九〇、六六二	一二八、〇九七	一七一、九六三
大正四年度	三四、四二四	三六、七三三	六二、三二四	四八、七二六	四三、二八一	三〇、二〇七	三五、三二九	四二、二九二	七四、〇三三	三五、八六九	一二九、九九六	一七五、八三二
大正五年度	三八、六七六	三七、八三六	三二、三五九	四八、七六	四三、三五九	四七、六六二	三八、三二九	四四、八二八	八一、八七二	六二、八六九	一〇〇、九二一	八〇、三二七
大正六年度	四七、三四六	三八、二二三	六五、〇六二	四九、九〇〇	四四、〇四八	九八、三五九	四〇、二七九	三五、八六六	四三、九二三	三三、三四〇	一三五、九三三	七六、〇三五
大正七年度	四〇、三七八	三二、一七五	七七、九七三	五七、九七七	四八、七六六	一三七、三六九	四八、三七二	一三七、四一四	一〇三、三五九	六二、一三六	一三五、〇六二	七六、八三五
大正八年度	五七、〇三五	六二、二五七	七二、三五六	二八、三一八	九一、四五五	一二三、六八一	九三、四五五	一三七、四八〇	一〇七、九八九	七四、三九六	一八八、〇三二	九六、八六五
大正九年度	一〇四、四九九	一〇九、〇一八	一〇四、〇二三	二二、六八一	九三、八七九	一二七、四一四	一〇七、九八七	一四九、七九九	一二三、七二九	八五、二九一	二二八、四二一	一七〇、七九二
大正十年度	九四、二八八	一〇四、四七一	9)	9)	9)	9)	9)	9)	9)	9)	9)	9)
大正十一年度	一二九、六五九	一二四、〇八六	一二三、七三五	一二〇、八八六	一二三、二〇四	一二九、八六三	一二九、七三五	九〇、六六二	一二八、〇九七	一七一、九六三		
大正十二年度	一四〇、四八一	一二〇、八九八	一二〇、五六八	一二三、三七五	一二四、四五九	一二九、八六三	一二九、七三五	九〇、六六二	一二八、〇九七	一七一、九六三		
大正十三年度	一四〇、四八二	一二四、三三三	一二四、四五九	一二一、〇五二	一二三、一三五	一二九、八六三	一二九、七三五	九〇、六六二	一二八、〇九七	一七一、九六三		
大正十四年度	一二四、八九八	一二〇、六二六	一二〇、五六八	一二三、三七五	一二四、四五九	一二九、八六三	一二九、七三五	九〇、六六二	一二八、〇九七	一七一、九六三		
大正十五年度	一四〇、四八二	一二四、三三三	一二四、四五九	一二一、〇五二	一二三、一三五	一二九、八六三	一二九、七三五	九〇、六六二	一二八、〇九七	一七一、九六三		
大正十四年度	一二四、八九八	一二〇、六二六	一二〇、五六八	一二三、三七五	一二四、四五九	一二九、八六三	一二九、七三五	九〇、六六二	一二八、〇九七	一七一、九六三		
大正十二年度	一二四、八九八	一二〇、六二六	一二〇、五六八	一二三、三七五	一二四、四五九	一二九、八六三	一二九、七三五	九〇、六六二	一二八、〇九七	一七一、九六三		

9) 大正十二年關東大震災の爲めに原材料が燒失し遂に不明

第三表の數字の示すが如く、歳入歳出の數字には、年度によつて不同があると共に又月によつても變化が現はれるのである。而して私が問題としてゐる歳計の形式的均衡の、場合に於ては、每月の季節的變動たる後者が重要なのである。第四表に於ては、最近十二箇年間に國庫を出入せし歳計の總額及び國庫に於ける收支の差引高を、每月につき計算したのである。然し玆に注意すべき事は、主計簿の數字が必ずしも國庫の現狀を示すものでないと云ふ事である。卽ち實際に國庫に歳入歳出がありたるにも拘らず、未だ主計簿に掲載せられてゐない事もあり得べく、結局國庫の數字と主計簿の數字との間に一箇月ばかりの幅が存在し得る譯である。故に所謂季節的變動を示す目的の爲めには凡ての數字を一箇月づゝ前にずらして考ふべく、第四表に於ては現に之を實行したのである。

第四表　最近十二年間の歳計狀況月別表

（イ）歳入歳出合計（單位千圓）

	本年四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年一月	二月	三月
大正三年度	九四、六二三	六三、〇九九	八九、七九九	一一七、五九七	六〇、三三三	一九九、六二三	一三九、五八〇	七三、五二六	七五、九三六	八五、九一九	一四二、四六〇	一〇九、八〇二
大正四年度	四九、九五五	五五、九八一	九一、三五九	九九、一四八	七〇、六二〇	一四五、四五三	八五、三五五	一〇一、三九八	八八、九三五	六九、四二四	九四、九三五	一五四、八六五
大正五年度	五六、八四六	六九、七九八	八九、五五六	一〇六、五六七	七一、〇五三	一九四、七七四	九九、三四九	七八、一一〇	九五、五五五	八六、〇〇一	一一一、九九五	一六七、三三〇
大正六年度	七〇、一六八	七二、七九〇	一〇八、二三三	一一六、〇四九	八八、五〇六	二九九、〇一九	一三〇、九一二	一〇四、七五七	一六六、九一三	九八、九四四	一三一、四〇六	一八六、一七八
大正七年度	七一、二〇八	八八、七九八	一一六、五四〇	一五六、一八〇	一一六、三八二	四六二、〇六六	一九四、七六四	一三九、七二三	二四五、五四八	一四一、四六三	二〇三、九五三	二五四、〇五四
大正八年度	八八、七六四	九九、六二二	一七五、二三三	一六三、七六七	一四四、一五五	六〇六、〇四八	三三八、五七〇	二〇〇、二八七	二八三、二二四	一五二、九五二	二〇七、九八一	二八九、五四六
大正九年度	一一〇、一三九	一一五、六三三	一七四、一八七	二〇九、四五一	一七〇、四〇八	八一七、二四五	二一八、二〇一	一八九、二四〇	二八四、一三八	一五二、六七三	一九五、四二四	二九〇、三三七
大正十年度	一四〇、五七三	一五六、一三五	一六五、六九〇	二三三、五六九	一七五、七二一	八〇九、九八五	二三五、二三三	二三九、五三三	二九九、九三七	一六八、七七四	二〇五、六五〇	三四〇、一九三
大正十一年度	一四二、一三三	一六〇、三八三	10)	10)	七四三、九三四	一六二、〇四六	二一九、三〇四	二一四、八九四	二七七、〇二七	一六二、一三三	二三九、一五三	二八二、八一〇
大正十二年度	一六二、二六一	一三三、六六四	一五四、四六六	二六七、一三七	一六五、七〇四	一〇六、九二三	一九七、九八五	二〇五、五二〇	二五五、九四三	一七四、九七五	二四〇、四八八	九九九、二一〇
大正十三年度	一八六、四二八	二一一、二〇六	一八三、九七四	二四九、一一八	二一〇、二七一	二九七、一四三	二三三、二七一	七三八、四九三	二六七、六九〇	一八四、七二六	二四五、四二一	三〇一、一八三
大正十四年度	一六〇、一八九	一八五、二八〇	一九五、一三四	二八一、四三六	二〇四、六二五	六七七、九七八	二三三、六六〇	二三四、一〇四	二九〇、七七四	一八四、五五四	二三七、八一六	三〇四、八三二

（ロ）歳入歳出差引（單位千圓）（＋は剩餘を△は不足を示す）

	本年四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年一月	二月	三月
大正三年度	△五四、四六三	△一四、八二一	△六、九七五	△二四、八八一	△七、六一七	＋一四八、三五八	△四八、〇二六	△一、三八二	＋一、八六三	△八、一〇九	△一七、五三三	＋四〇、〇三九
大正四年度	△一八、八七三	△一七、四八五	△三三、六六九	＋一一〇、五二二	△二一、九三三	＋八五、四三七	＋六、〇二五	△二一、一九六	△二一、六七九	△九九二	＋八、三八九	＋六、八〇二
大正五年度	△二〇、五〇六	△五、八七四	△一七、一六二	＋九、一一五	△一六、七〇一	＋一一六、〇八六	＋一七、一六一	＋一七、七二四	＋三三一	＋六、九四三	＋二、一三七	＋六二、七三〇
大正六年度	△二四、九二四	△三、六三四	△二一、八九九	＋一六、〇八九	△一、三三〇	＋二一六、五七七	＋三九、二二八	＋七、八六九	△二九、八〇六	＋一八、三八六	＋三、六五四	△一九、八一六
大正七年度	△九、五四八	△一五、五五二	＋五九四	＋一五、六九二	△一六、六九六	＋三五〇、四四四	＋一五、五三六	＋九、〇九六	△六九、一九〇	＋四四、七二一	△二、九六五	△二三、七五四
大正八年度	△二五、三五六	△二四、九〇二	△二、三〇二	＋三〇、三七五	△一九、八四三	＋四三四、九六三	＋一一、一五四	△三三、八二三	＋三六、二四六	＋二八、三七〇	＋二八、二一三	＋五四、三七八
大正九年度	△三二、九三五	△二九、〇七九	△六二、四四九	＋二六、五四一	△五四、六七八	＋五八四、二四一	＋六、七一三	△一三、四九四	△六〇、九〇八	△二三、〇六九	＋四四、五三四	＋六一、三三九
大正十年度	△六八、三二五	△六一、九一一	△四二、三三四	△二〇、七四七	△一四、六八七	＋五九一、八二七	＋一、六五七	△五〇、一三八	△五四、八九一	△七、七四六	＋四八、三五八	＋四七、九八九
大正十一年度	△四六、四四四	△四八、五五九	10)	10)	＋五二七、二二〇	△三三、〇〇〇	＋一八、九五六	△一三、九三六	△二三、五二一	＋一五、六〇〇	＋四三、四五一	＋一〇、〇九〇
大正十二年度	△七六、七五五	△一六、五八四	△八七、三〇六	＋四、七一九	△六一、五七四	△三八、四七五	△二一、八七五	△四七、七七二	△一四、三七四	△八、七九九	＋五六、六〇六	＋五九九、六二〇
大正十三年度	△九四、三八八	△七七、四六〇	△四四、九四二	＋二七、〇一六	△五六、三四九	＋三七、五八一	＋二〇、六八三	＋四九六、五〇五	△六、六七六	△二六、五三三	＋三三、〇七一	＋四〇〇
大正十四年度	△四九、五六七	△七五、九七二	△四六、三四二	＋五四、六七六	△六七、一五五	＋四九九、六七四	＋二〇、九九六	△一七、三一三	△二三、三一六	△一三、二一三	＋二二〇	＋六六、二四九

10）大正十二年關東大震災の爲めに原材料が燒失し遂に不明

第四表を見ると、歳入歳出の狀況及其兩者の關係が大體明かとなるのである。合計より云へば、九月が最高の數字を四月が最低の數字を示し、差引より云へば、九月がプラスの最高の數字なるに對し四月がマイナスの最高の數字を現はしてゐる。

歳入歳出の總量の大なる月小なる月、歳入歳出の差引の增す月減ずる月を知る事によつて、我國財政の季節的變動の大勢を窺ふ事が出來るが、我國財政

の獨特の型を精密に算定する爲めには、更に研究に一歩を進めねばならぬ。節を新にして論じよう。

第三節　季節的變動の型

我國財政の季節的變動の型を發見する爲めに、私は Persons の link relative Method を用ひ、大正三年度乃至大正十四年度の最近十二年間の歳入歳出の季節的變動を算定したのである。

第三表の最近十二年間歳計月別表の數字を根據として、連鎖指數卽ち今月の數字が前月の數字に對して占むる割合を各月に就いて算定する。歳入歳出の兩者に就き連鎖指數を求めて、第五表を得たのである。

第五表　連鎖指數表

（イ）歳入（百分數）

	本年四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年一月	二月	三月
大正三年度	二〇・二四	一二〇・二四	一七一・四二	一二・九四	五六・八六	六六〇・一〇	二六・三一	七八・八〇	一〇七・八四	一〇〇・〇三	一六〇・五七	一二九・九三
大正四年度	二三・四八	一三三・八五	一四九・八六	一九一・〇三	四四・一九	四七四・一三	三九・五八	九八・七一	八五・六五	八八・四八	一五〇・九九	一五六・四七
大正五年度	二三・四八	一七五・九〇	一二三・二五	一五九・八〇	四六・九八	五七一・九四	三七・四八	八二・二五	九九・九五	九七・〇三	一二二・八〇	一五一・一二
大正六年度	二六・〇六	一五二・八五	一二四・八三	一五二・〇七	六五・九八	五九一・二七	三二・〇〇	六六・二〇	一三一・四四	八五・五八	一二五・一二	一三五・一八

（ロ）歳　出（百分數）

	本年四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年一月	二月	三月
大正三年度		五二・二六	一三四・二一	一四七・三三	四二・六九	七三・〇六	一二八・七九	一九九・九二	一四六・七三	一〇五・九五	一三〇・〇七	
大正四年度	九八・六六	一〇六・七四	七〇・四六	九一・三三	一二・二七	二六・二五	一一七・九二	二三一・四七	一二二・二七	一四五・六二	一四二・六一	
大正五年度	五二・二四	九七・八三	一四一・〇三	九七・二三	一二・一二	二三・四五	一二九・一〇	二一一・一〇	一二九・一〇	一四六・六九	一四二・六一	
大正六年度	五九・〇四	八〇・三七	一七〇・二六	七六・八二	一二・一二	二三・四五	一二〇・四〇	一三〇・四〇	一三〇・九三	一六二・六一	一四二・六一	
大正七年度	三九・二〇	一二九・三三	二一一・一二	一四二・一七	一二・一二	二三・四五	一二九・一〇	一三〇・九三	一六二・六一	一四二・六一	一四二・六一	
大正八年度	四二・五六	一〇九・一六	一四二・五六	七五・一四	一二・一二	二三・四五	一二九・一〇	一三〇・九三	一六二・六一	一四二・六一	一四二・六一	
大正九年度	六〇・八三	一〇一・一四	一四二・五二	七五・三〇	一二・一二	二三・四五	一二九・一〇	一三〇・九三	一六二・六一	一四二・六一	一四二・六一	
大正十年度	九一・三三	一〇四・三七	九五・四一	七五・三〇	一二・一二	二三・四五	一二九・一〇	一三〇・九三	一六二・六一	一四二・六一	一四二・六一	
大正十一年度	六四・五四	一一〇・八〇	九五・四一	七五・三六	一二・一二	二三・四五	一二九・一〇	一三〇・九三	一六二・六一	一四二・六一	一四二・六一	
大正十二年度	八七・六二	七〇・二七	一〇三・八〇	九九・三〇	一〇八・五四	八六・五二	一四七・〇八	一五五・〇五	一六二・六一	一四二・六一	一四二・六一	
大正十三年度	六九・三三	一二四・五五	九二・四三	九三・九〇	一一九・八〇	九二・〇七	一四二・〇八	一五五・〇五	一六二・六一	一四二・六一	一四二・六一	
大正十四年度												

次に第五表の連鎖指數 link relative を材料として、その中位數 medign を每月に就いて求め、更にこの連鎖指數の中位數を、四月を一〇〇とする連續したる季節的變動の指數に書き改めたのである。而して第三の手續として、他の異分子を消去したる季節的變動のみの指數を算定した。第六表は、以上三つの手續を順序を追つて、記述したものである。

第六表　歳入歳出の季節的變動の指數表

	連鎖指數の中位數		季節的變動の指數		連續したる季節的變動の指數		季節的變動の指數	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
本年四月	二四・六五%	六四・五四%	一〇〇・〇〇%	一〇〇・〇〇%	一〇〇・〇〇%	一〇〇・〇〇%	一〇〇・〇〇%	一〇〇・〇〇%
五月	一三三・〇四	一〇三・九八	一〇二・九八	一三一・九六	一〇二・九八	一三一・九六	一〇一・七八	一三一・一二
六月	一三〇・九三	一四一・〇三	一九九・七九	一五六・三一	一九九・七九	一五六・三一	一九七・八三	一五六・三一
七月	一七三・六一	九三・八〇	二六一・四三	七三・一七	二六一・四三	七三・一七	二五八・三三	七三・一七
八月	一四五・七四	九四・七三	一四五・七四	七四・九二	一四五・七四	七四・九二	一四三・四三	七四・九二

11）大正十二年關東大震災の爲めに原材料が燒失し遂に不明

九月	六二五・七三	八九・八三	九一一・八二	一一六・七一	八九三・八七	一〇六・九〇
十月	二九・六五	一一三・一六	二七〇・三五	一三〇・九〇	二六三・九八	一一七・八一
十一月	八一・〇五	一一〇・九四	二一九・一三	一四五・二三	二一三・一一	一二八・四三
十二月	一二四・一九	一二六・三四	二七二・一三	一八三・四八	二六三・六一	一五九・四三
翌年 一月	六九・三一	五六・五四	一八八・六一	一〇三・七四	一八一・九八	八八・五七
二月	一五四・三六	一二八・二三	二九一・一四	一三三・〇二	二七九・七九	一一一・六〇
三月	一四六・一五	一四三・八〇	四二五・五〇	一九一・二九	四〇七・二九	一五七・六九
四月			一〇四・八八	一二三・四六	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

第六表の三段の計算手續をへて、最後に第七表に於て、所謂「修正したる季節的變動の指數」を得たのである。第六表の歳入歳出の季節的變動指數が四月を一〇〇とせるに對し、第七表の數字は十二ヶ月間の指數全體の算術平均を一〇〇としてゐるから、後者に「修正したる……」なる名を附して前者と區別した。第七表の「修正したる季節的變動の指數」こそ、歳入歳出の形式的均衡を最も適切に示すものである。第七表に於ては、歳入歳出の指數の外に兩者の合計數字及び差引數字を掲げ、更に進んで修正指數の累計及び修正指數累計の差引をも各月につき算定したのである。

第二圖表　歳入歳出の連鎖指數表

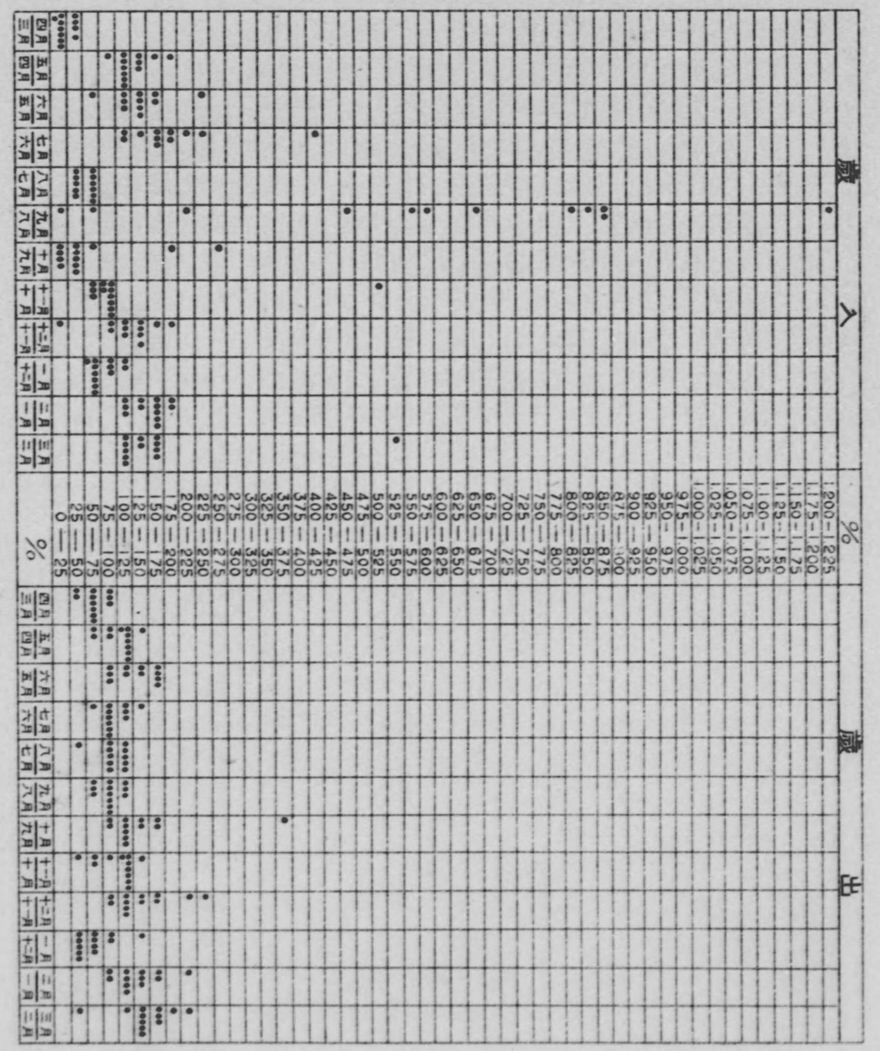

第七表　修正したる季節的變動の指數表

	修正指數 歳入(+)	修正指數 歳出(△)	修正指數の合計	修正指數の差引		修正指數の累計 歳入(+)	修正指數の累計 歳出(△)	修正指數累計の差引
本年四月	三六・五二%	八一・九四%	一一八・四六%	△ 四五・四二%	本年四月末	三六・五二%	八一・九四%	△ 四五・四二%
五月	四四・四〇	八三・四〇	一二七・八〇	△ 三九・〇〇	五月末	八〇・九二	一六五・三四	△ 八四・四二
六月	五七・九〇	一一五・五七	一七三・四七	△ 五七・六七	六月末	一三八・八二	二八〇・九一	△ 一四二・〇九
七月	九四・三五	一〇六・六三	二〇〇・九九	△ 一二・二八	七月末	二三三・一七	三八七・五四	△ 一五四・三七
八月	五二・三八	九九・二四	一五一・六二	△ 四六・八六	八月末	二八五・五五	四八六・七八	△ 二〇一・二三
九月	三二六・四八	八七・六〇	四一四・〇八	+ 二三八・八八	九月末	六一二・〇三	五七四・三八	+ 三七・六五
十月	九六・四二	九六・五四	一九二・九六	△ 〇・一二	十月末	七〇八・四五	六七〇・九二	+ 三七・五三
十一月	七七・八四	一〇五・二三	一八三・〇七	△ 二七・三九	十一月末	七八六・二九	七七六・一五	+ 一〇・一四
十二月	九六・二八	一三〇・六三	二二六・九一	△ 三四・三五	十二月末	八八二・五七	九〇六・七八	△ 二四・二一
翌年一月	六六・四七	七二・五八	一三九・〇五	△ 六・一一	翌年一月末	九四九・〇四	九七九・三六	△ 三〇・三二
二月	一〇二・一九	九一・四四	一九三・六三	+ 一〇・七五	二月末	一、〇五一・二三	一、〇七〇・八〇	△ 一九・五七
三月	一四八・七七	一二九・二〇	二七七・九七	+ 一九・五七	三月末	一、二〇〇・〇〇	一、二〇〇・〇〇	—

第四表最近十二年間歳計狀況月別表に現はれたる數字は、絶對數なるが故に毎年の特殊的事情に影響せらるゝ所多く、從て我國財政の型を示すに充分てなかつた、然るに、第七表の「修正したる季節的變動の指數」を算定するに及び、

始めて我國の歳入歳出の形式的均衡に一定の型の存する事を數字的に明確に說明し得たのである。歳出が毎月殆んど同一數字を示せるに對し(最高一三〇・六三最低七二・五八兩者の差五八・〇五)、歳入には非常なる變動の存するを見るのである(最高三二六・四八最低三六・五二兩者の差二八九・九六)。毎月の收支に就いて云へば、總量の大さに於て九月、三月、五月、四月の順序をとり、差引に於ては九月、三月、二月のプラス以外は凡てマイナスにして、五月、四月、六月がマイナス九箇月中の最高の數字を示してゐる。更に歳入歳出の累計の差引を見れば、會計年度の始めから八月末迄常にマイナスを持續し、九月末に至り始めてプラスとなり、十二月末から更にマイナスに入るのである。

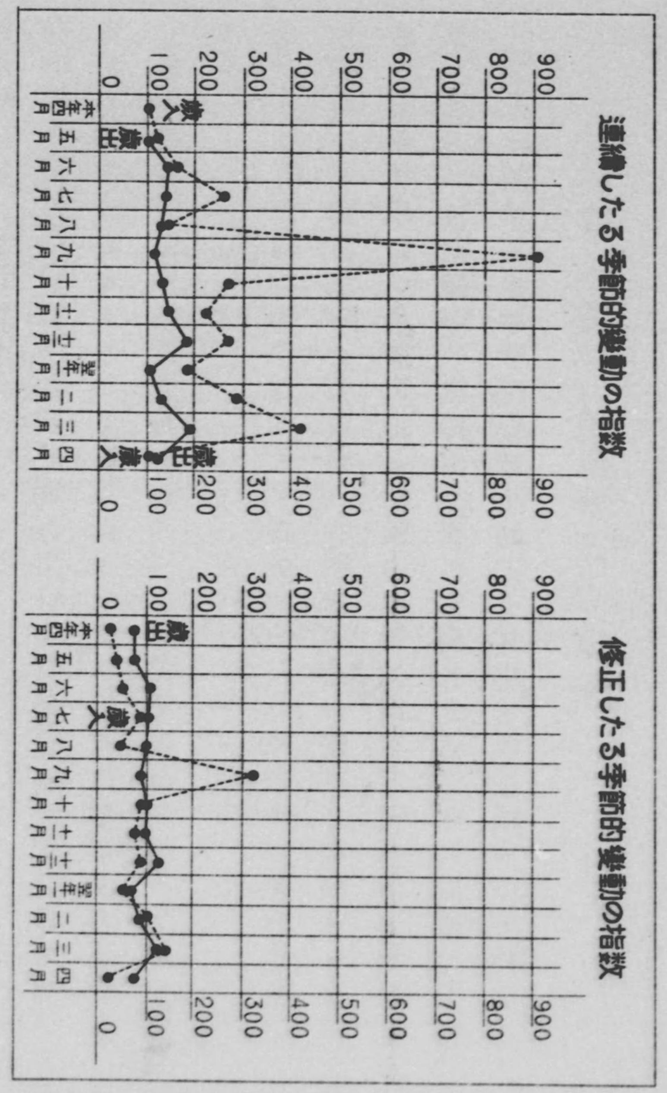

第三章　租稅收入の季節的變動

第一節　租稅收入の限定

以上、我國財政の季節的變動を歳入と歳出との全體につき研究したのである。然しこれが問題の解決には、更に租稅收入の季節的變動を調べる必要がある。蓋し過去の私經濟收入國家、特權收入國家に對し、近世國家が租稅國家と呼ばるゝ程に、租稅收入が現代の國家財政に重要なる地歩を占めてゐるからである。我國の財政に於ても、租稅は歳入經常部中の最も重要なる科目である。

然らば、我國財政に於て租稅收入として何を數へるかとなると、解決に困難なる問題に逢着するのである。過去十數年間に於ける我國の租稅としては、直接稅系統に、所得稅、戰時利得稅、地租、營業稅、鑛業稅、賣藥營業稅、取引所營業稅、相續稅、取引所取引稅、兌換銀行券發行稅、噸稅、狩獵免許稅、登錄稅、印紙稅を擧ぐ

べく、間接稅系統に屬するものとしては、醬油造石稅、自家用醬油稅、石油消費稅、酒造稅、酒精及酒精含有飮料稅、麥酒稅、專賣益金、砂糖消費稅、繰物消費稅、寶藥印紙稅、骨牌稅、通行稅を數へる事が出來る。然し本研究に於ては、統計技術上及び其他の理由に基き、此等の租稅の全部を網羅するを得ず、只豫算面に租稅收入として揭げられたるものゝみを採つたのである。更に豫算面に租稅收入として揭げられてゐる租稅の中でも、相續稅、通行稅、鑛業稅、兌換銀行券發行稅、醬油稅、石油消費稅、寶藥營業稅、取引所稅、噸稅は小額の租稅にして財政收入の上に於て重きをなさないから之を除き、結局地租、所得稅、營業稅、酒稅、砂糖消費稅、繰物消費稅、關稅及び租稅收入合計の八種に就きてのみ、研究を進めたのである。

時を標準として歲計を分つと、豫算と決算との二つにする事が出來る、一は將來に對する見積てあつて、他は過去に於ける實績てある。租稅收入の季節的變動についても、將來の見積と過去の實績との二つに分ちて、研究を進める事が出來る。先づ租稅收入の見積の季節的變動より研究を始める。

第二節　見積の季節的變動

我國に於ては、財政上、國民經濟上の兩方面の必要からして、租稅收入の季節的變動の豫測を每年試みてゐる。大正三年以來の金融事項參考書に載つてゐる租稅納期別金額表は、我國の租稅收入の見積の季節的變動を示す根本材料てある。

試みに、大正十四年度調金融事項參考書を[12]見ると、次の數字が揭載せられてゐる。

第八表　租稅納期別金額表

地租	大正十四年四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正十五年一月	二月	三月	合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
田		二、三四								二、三四	二、三四	二、三四	四四、九二九
北海道田租		二六						三六					三三
畑													
租					八、三四三		四、八八四	四、八八四		八、三四三			九、六八九
北海道畑租		一八〇						一八〇					三六一
宅													
地租													一六、六八六

12) 大正十四年度調金融事項參考書33—39頁
我國に於ける歲入の見積方法に關しては神戸博士：財政學要論68—69頁參照

	北海道宅地租	租	地租	雜地租	北海道雜地租	小計	所得稅の內（第三種）	營業稅	鑛產稅	鑛業	採掘鑛區稅	試掘鑛區稅	砂鑛區稅	小計	兌換銀行券發行稅	酒稅の內（酒造稅）	醬油稅	醬油造石稅	自家用醬油稅	小計	取引所稅	合計
大正三年度	一、八五					一、八五															七四六	三七〇
大正四年度																					七四六	一、七二
大正五年度																					七四六	二三
大正六年度																					七四六	七四、〇〇四
大正七年度																					七四六	七四、〇〇四
大正八年度																					七四六	七四、〇〇四
大正九年度																					七四六	七四、〇〇四

第八表の數字は金融事項參考書に毎年繰り返へされてゐるから、此數字により其年度に於ける財政と國民經濟との交涉特に租稅收入と國民經濟との關係を或程度迄は明かにする事が出來るのである。かの大藏省證券發行の問題の如きも、第八表の數字に可なり支配せられるのである。大正三年度より大正十四年度迄の「租稅納期別金額表」[13]を調べて第九表を得たのである。但し大正十二年度は震災の關係上、その數字が發表せられてゐないから、之を掲げる事が出來なかつた。

第九表　最近十一年間の租稅收入見積月別表

	本年四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年一月	二月	三月
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正三年度	二五、三三	二六五	三一、九〇一		九九八	二、七八三	三、八五二	二六、四二三	一、六四四	二五、四一	四四、七九〇	四二、三五五
大正四年度	二四九	二、六四四	三一、七一三		九九五	二、七八三	三、九五一	二三、三五九	一、七一〇	二五、二六四	三四、二三九	四三、〇一七
大正五年度	三〇九	二、五五四	三一、九一八		九九五	二、一六四	三、九八六	二三、七八六	一、九二七	二四、七三六	三四、二五五	四一、八〇五
大正六年度	四〇五	二、六九六	三一、五七二	一、〇四三	二、〇四二	二、五四二	三、九八六	二三、四五九	二、一五八	二五、一九二	三五、八七七	四一、八四九
大正七年度	六二四	二、〇一五	三二、八二六	一、二三八	二、四五五	二三、四九九	三、〇一九	二四、一七八	二、八三二	二九、一六五	三四、九九九	四七、〇二三
大正八年度	八〇九	三、一九六	一七、五八二	一、三三三	二、一八二	二三、一三二	三、〇一三	二四、一七八	二、八三二	二九、一六五	三四、九八二	四七、〇二三
大正九年度	八一〇	三、二八七	一、九九七	一、九九七	六、四五五	四二、七六二	四〇、九〇五	四、三七八	三一、四六七	四二、五五四	五九、七一三	

13) 大正三年度—大正十四年度測金融事項參考書（大正十二年度分は震災の爲め發行せられず）

大正十年度	一、〇三五	三、三六七	二五、三七〇	五〇、四七三	二、〇一八	三一、四〇五	四〇、八〇五	三七、六三七	四、七四七	四六、三四一	五二、七五〇	八三、〇四一
大正十一年度	九〇六	三、四六九	三四、三三五	五四、五三七	一、一四〇	三六、二九五	四四、九〇三	七一、五五一	四、五四六	五〇、三〇〇	五六、一〇〇	九三、二三五
大正十二年度	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
大正十三年度	七四九	三、三九四	三三、七四三	五三、八七七	六、三七四	三〇、〇三三	四四、七七〇	五三、九七〇	三、三〇五	四三、三七五	六一、四一三	八三、八六六
大正十四年度	七四六	三、二四九	二九、三八七	五五、九四三	二、一一〇	三一、九五三	四五、九七六	六三、八七五	二、九三一	四五、七九四	五八、一八四	八七、七七六

第九表を基礎として、大正三年度より大正十四年度迄の租税收入の季節的變動を算定するに際し、私は次の如き順序を採つたのである。

先づ第一に過去十一年間百三十二箇月につき連鎖指數を計算し、之を百分數て示すと第十表を得る事が出來る。會計年度を採用したから、各年共に四月が出發點になつてゐる。

第十表　連鎖指數表

	本年四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年一月	二月	三月
大正三年度	%	六、九四〇・五五%	一・四四%	八、七四〇・〇〇%	三・一三%	一、一八〇・八六%	一九三・九〇%	一二五・六三%	六・三七%	一、五二六・六九%	一三六・二一%	一三一・七四%
四年度	〇・五九	四、六七六・三〇	八二・二〇	三三一・三一	三・〇一	一、三二一・六一	一九五・〇四	九八・九七	七・六五	一、四七七・四三	一三五・五三	一三三・七三
五年度	〇・七三	三、七三九・一五	八九・六三	三〇八・二四	三・一三	一、一三三・〇一	二〇四・一〇	九九・五〇	八・五〇	一、二八三・六五	一三八・四八	一三三・〇四
六年度	〇・九七	二、八八六・六六	九八・六五	二七三・七五	三・三〇	一、一〇九・四九	一九三・七三	一〇七・八六	八・九三	一、一六七・三八	一三四・四八	一三三・五三
七年度	一・四九	一、九二五・四八	一二四・二五	二三九・一三	三・七七	一、二四八・三八	一五三・〇五	一二八・五二	九・三七	一、〇三〇・二〇	一二〇・〇〇	一三四・三三
八年度	一・五二	一、七二〇・一七	一四四・一六	二〇六・〇〇	三・六五	一、五九八・四九	一二七・〇四	一四七・六〇	八・七四	一、〇〇九・八七	一〇九・九一	一四七・四七
九年度	一・四三	一、五二六・九一	一八二・七〇	一八三・二六	四・一三	三八五・六八	六五三・三五	九五・六六	一〇・七〇	七二八・七五	一三八・四一	一三七・一〇
十年度	一・七三	一、二二四・二〇	二〇一・八八	一九八・九五	四・〇〇	一、五五六・二四	一三九・九三	一四一・二五	八・二三	九五五・一五	一二六・三四	一五七・四二
十一年度	一・〇九	一、三七六・二七	二七五・二八	一五八・八八	二・〇九	三、一八三・七七	一三三・七三	一五九・三五	六・三五	一、一〇六・四七	一一一・五三	一六四・三九
十三年度	〇・八二	一、六五四・七四	一八三・五〇	二三六・八九	一一・八三	四七一・一六	一四九・〇七	一三〇・五五	六・一三	一、三三三・四〇	一四一・五九	一三六・五六
十四年度	〇・八九	一、六四一・九六	二三九・九二	一九〇・三六	三・七七	一、五二四・三二	一四三・八九	一三六・七六	四・六五	一、一五七・七五	一三七・〇六	一五〇・八六

次に第十表の連鎖指數を材料として、その中位數を毎月について求め、更にこの連鎖指數の中位數を、四月を一〇〇とする連續したる季節的變動の指數に書き改めたのである。而して第三の手續として、他の異分子を消去したる季節的變動のみの指數を算定した。第十一表は以上三つの手續を示してゐる。

第十一表　租税收入見積の季節的變動の指數表

	連鎖の中位指數	連續したる季節的變動の指數	季節的變動の指數
本年四月	〇・九七%	100・00%	100・00%
五月	一、七二〇・一七%	一、七二〇・一七%	一、[illegible]・七六%

六月	一四四・一六	二、四七九・八〇	二、五六五・八二	十二月	八・二三	三九一・九〇	四四九・二〇
七月	二三六・八九	五、八七四・三九	六、一八二・六八	翌年一月	一、一六七・三八	四、五七四・九三	五、三三五・九一
八月	三・六五	二一四・四二	二二九・五六	二月	一三四・四八	六、一五二・三六	七、二九六・〇八
九月	一、二一一・六一	二、五九七・八八	二、八二九・〇九	三月	一三六・五六	八、四〇一・六七	一〇、一三四・九三
十月	一五二・〇五	三、九五〇・〇七	四、三七五・四九	四月		八一・五〇	一〇〇・〇〇
十一月	一二〇・五五	四、七六一・八一	五、三六五・六一				

然し第十一表の數字は四月と云ふ出發點を一〇〇として計算したる數字であるから、一年を通じたる季節的變動を一目瞭然たらしむるには適しないのである。最後に第四の手續として、第九表の數字を修正して一年間の指數の算術平均を一〇〇とし第十二表を得たのである。

第十二表　修正したる季節的變動の指數表

本年四月	二五・七四%	八月	五九・一〇%	十二月	一一五・六五%
五月	四五〇・四六	九月	七二八・三四	翌年一月	一、三七三・二〇
六月	六六〇・五六	十月	一、一二六・四六	二月	一、八七八・三五
七月	一、五九一・七一	十一月	一、三八一・三五	三月	二、六〇九・二〇

かくて第十二表に得たる數字が、卽ち過去十三年間に於ける我國租稅收入の見積の季節的變動を示す數字である。最高最低の幅廣く、且つ各月に不規則に分配せられてゐるから、我が租稅收入の見積の季節的變動は可なり顯著なりと云はねばならぬ。

租稅收入の見積の季節的變動は、以上述べたる如くである。然し本研究の基礎たる租稅納期別金額表なるものには、租稅收入の中で納期の定まつてゐるものゝみが計上せられてゐる、從つて、大正十四年度に就いて云へば、租稅收入の豫算總額七億九千五百萬圓の中四億三千五百萬圓卽ち約五割五分が見積に計上せられてゐるに過ぎない。故に租稅收入の四割五分を除外したる此等の數字よりなる結論は、決して租稅收入全體の季節的變動を明かにしないのである。又統計學上から云へば見積(Soll-rechnung)なるものは、實績(Ist-rechnung)よりも常に其價値が小である。この二つの理由よりして、租稅收入の見積の季節的變動の外に、租稅收入の實績の季節的變動を研究する必要がある。

第三節　租稅收入の實績の季節的變動

我國の租稅收入の實績の季節的變動を調べるのには、官報に發表せられてゐる歲入歲出現計が唯一の材料てある。この實績の數字よりして租稅收入の季節的變動を調査するには、大體は見積の場合と同じ方法によるべきてあるが、次の二點に於て異つてゐるものてある。

第一に、此等の數字は主計簿に掲載せられてゐるものてある。從つて租稅が納稅者の手を離れたに拘らず未だ主計簿に掲載せられてゐない事もあり得べく、結局租稅が納稅者の手を離れて主計簿に登載せられる迄の間に一箇月ばかりの幅の存する事が考へ得られるのてある。故に、同じく租稅收入の季節的變動と云つても、租稅が納稅者の手を離れたる時を示す見積の場合と、主計簿の歲入現計として掲載せられてゐる實績の場合とは、其意味が違はねばならぬ。

第二に、主計簿には各月の帳尻が掲載されてゐる結果、此が利用には種々の加工を加へる必要がある、卽ち各月の租稅收入の數字は今月の帳尻より前月の帳尻を差引いて始めて算定せられるのてある。又新舊何れの會計法[14]によるも、本年度の主計簿は翌年の三月三十一日に終了せず、尙數ヶ月繼續し、その繼續せる期間に於ては本會計年度と翌會計年度との兩年度の現計が併行して存在する事になる。この點をも考慮に入れ加工する必要がある。

此二點を顧慮した結果、見積の際に年度の計算を四月より始めたのを實績の場合には之を改めて五月より計算を開始し、更に五月の數字に限り本會計年度と前會計年度とを合計したるものを實績と定めたのてある。假に大正十三年五月より翌十四年四月迄の租稅收入の實績について云へば、第十三表の如き計算方法が成立するのてある。

第十三表　租稅收入現計表

月末の帳尻	月中の收入高		
大正十二年度	大正十二年度	大正十三年度	計
大正十三年度			
千円			
大正十三年四月末 おゝ、〇二八 千円			
大正十三年五　月	二八、〇七五 千円	一七、二八三 千円	七五、六五七 千円

14）新會計法第一條第二項「一會計年度所屬ノ歲入歲出ノ出納ニ關スル事務ハ翌年度七月三十一日迄ニ悉皆完了スベシ」
舊會計法第一條第二項「一會計年度所屬ノ歲入歲出ノ出納ニ關スル事務ハ翌年度十二月三十一日迄ニ悉皆完了スベシ」

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
所得税	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
營業税	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
酒税	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
砂糖消費税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜種物品税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關税	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	大正三年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	大正四年一月	二月	三月	四月
租税收入合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地租	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九

年度	月	租税收入合計（千円）	地租（千円）	所得税（千円）	營業税（千円）	酒税（千円）	砂糖消費税（千円）	織物消費税（千円）	關税（千円）
大正四年度	九月	一五、一〇〇	六、七四三	六八五	六九	三四九	一、七六六	一、〇七七	二、七五八
	十月	二一、五五七	八九〇	二、四五一	三	六三六	二、五三三	一、一九二	二、六五〇
	十一月	三〇、五三五	四、九七五	六、九六〇	一八	一二、三三三	二、一一七	一、一五〇	二、九一三
	十二月	二八、五四五	七〇九	六、七二六	二、四〇七	八、七五〇	二、五六三	一、三一八	二、八三五
	大正五年一月	二三、四一七	四、九五七	九三三	七、九八四	二四〇	二、六四八	一、四二四	二、八五七
	二月	一八、〇三一	二、一六六	六、二六四	二一七	三〇五	二、六六三	一、二六八	二、八五九
	三月	三七、八〇六	八、一三八	一、四四三	一八	二〇、八二六	二、一二六	一、二五二	二、四七六
	四月	五一、四八三	一三、四七四	七、三〇一	二五	二一、〇八八	一、一四〇	一、四八七	二、六〇八
大正五年度	五月	一九、〇七八	九、〇三四	三、〇四六	三三	四三七	一、三三九	一、二七三	一、三二九
	六月	一一、〇九五	一、八五六	五七六	二〇	六八〇	一、八八六	一、四四三	三、〇〇一
	七月	二一、六六七	九、六九八	一、〇四七	三、三六〇	四八〇	一、六六三	一、四二一	三、六七〇
	八月	三九、九四〇	一、五三一	一、二六八	八、〇三六	二〇、八七八	二、一〇四	一、二八七	二、三五六
	九月	一五、九七六	六、五七一	八五四	一〇三	四九九	二、三三六	一、一七四	二、八八一
	十月	一六、一九二	一、〇五四	五、二〇七	一三	八九六	二、四八一	一、二七四	三、四二一
	十一月	三三、九四三	四、七七一	七、四八四	一三	一三、四九六	二、九三三	一、三一〇	三、六〇七
	十二月	三一、六七八	七六八	七、一三三	二、二九一	八、六七三	三、〇八三	一、五四四	三、五九一
	大正六年一月	二七、七三〇	四、八九三	二、三四九	八、九三七	一三六	二、六三〇	一、五〇五	三、一三五
	二月	三〇、六九〇	三、七八八	七、三六三	九四	四三〇	二、八二九	一、四五三	二、四五〇
	三月	四〇、三七六	八、〇八四	一、七九一	二	八一、八一八	一、八一七	一、四七四	二、七七四

年度	月	租税收入合計（千円）	地租（千円）	所得税（千円）	營業税（千円）	酒税（千円）	砂糖消費税（千円）	織物消費税（千円）	關税（千円）
大正五年度	四月	五六、六八五	三、五五三	一〇、一九三	二三	三三、三七三	一、七二八	一、六六三	二、八二五
大正六年度	五月	二三、四三一	八、七〇二	五、七八八	二	六五七	一、七六三	一、三六三	二、七五六
	六月	一一、四六一	二、一六〇	四〇九	一四	六三三	一、八四九	一、五一〇	三、〇九三
	七月	二四、一七五	九、五三五	一、〇一九	三、九六六	四五五	二、三一四	一、七三〇	三、〇一三
	八月	四七、〇五〇	一、五二六	一、三一八	九、一八九	二五、〇〇八	一、八二六	一、六四一	三、三〇三
	九月	一七、七六八	六、六〇三	七二四	二七	四三三	二、三九七	一、五四六	三、七六四
	十月	一七、五三一	九三六	五、七〇七	六	八〇九	二、五六七	一、四七〇	三、七九三
	十一月	四六、四三三	四、八九八	一五、三四五	一〇	一五、四七六	三、一一八	一、六四七	三、六八九
	十二月	三七、八九一	八八九	一〇、六九六	三、三五七	九、七六六	三、二四〇	一、七〇〇	四、二二一
	大正七年一月	三〇、七四三	四、八〇六	三、五五五	九、六七七	二一五	三、一四七	一、四九八	四、三四一
	二月	三七、七五八	一三、〇七七	三、七一九	四一	三八八	二、九一四	一、六〇一	四、二三一
	三月	四九、一七九	七、九四八	四、〇四七	一六	二六、二五一	二、六三一	一、五六六	四、三二三
	四月	五六、一〇五	一一、九八二	一四、七一〇	二三	一六、五四一	一、九〇七	一、七五八	四、三三〇
大正七年度	五月	三四、六〇八	九、一三一	三、〇九三	四九	一〇、八四六	一、四七六	一、八六八	四、九三〇
	六月	一四、三六八	二、四八五	五一八	二	六九八	一、四八三	一、八二三	五、二三八
	七月	二四、九九一	九、一九七	七一九	三、三〇六	四一八	二、三〇九	一、八五三	五、四五二
	八月	三八、六〇三	一、四九一	一、六九六	一三、八九三	二八、四九九	一、九五〇	二、一三五	五、六二七
	九月	二三、九七五	六、六七二	一、三五八	六一	七九四	三、四五七	一、九八一	六、九九六
	十月	二四、七八四	一、〇五八	八、一〇八	三三	九三五	三、七〇八	一、九五三	六、八八〇
	十一月	三五、九二九	四、七七五	二〇、三三七	二	一七、一一五	三、二九五	一、八六二	六、九六四

年度	月	租稅收入合計	地租	所得稅	營業稅	酒稅	砂糖消費稅	織物消費稅	關稅
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正七年度	十二月	三七、七九三	八八三	六、九八一	二、九二六	二、四七六	四、三六九	二、〇一八	五、三一七
	大正八年一月	五一、一一八	四、八一四	一六、五一九	一三、九七七	三九七	三、八八二	一、九四三	五、七四六
	二月	三七、六八〇	一三、三〇四	一〇、〇一二	六一	五三〇	三、三六八	一、九二六	五、二四三
	三月	七二、二五九	七、九四〇	二〇、六五八	二六	二九、三八六	三、一一三	一、七六三	四、九四三
	四月	六九、八一一	一三、一九三	九、七六六	二五	二九、六一一	三、一五七	二、一一三	五、三〇三
大正八年度	五月	四九、二〇一	八、七〇五	二五、三七六	一四	九〇三	二、八九六	一、九一一	五、八七六
	六月	一九、九二八	二、四八二	二、八〇〇	一〇	八四〇	三、五七九	二、二二八	五、八九六
	七月	四〇、四九三	九、二一七	一〇、六四五	四、三五八	七四一	三、八二五	二、四一〇	六、七三二
	八月	六九、六一三	一、五〇二	二、五〇八	一七、六二五	三、五八八	三、二五四	二、五〇五	六、三三三
	九月	二八、八三八	六、七〇二	四、一一七	八一	七七九	三、二〇六	二、五六二	六、六九五
	十月	二五、四八五	一、〇五五	八、三七一	三三	一、六三八	三、四〇四	二、六八一	五、七八九
	十一月	六八、二四二	四、七七四	二六、七四七	一八	一九、二三六	五、一九九	二、八五八	六、五〇二
	十二月	四七、七一五	七二三	一〇、〇二〇	四、二四四	三、五七七	四、二五三	二、九五九	七、七七五
	大正九年一月	七七、七八四	五、〇〇四	三三、六五六	一七、四一〇	七〇〇	五、四六五	三、七八八	七、一一〇
	二月	四八、〇〇五	一三、一五七	一三、一三〇	一三三	八九三	五、九一八	三、八八五	六、〇九七
	三月	八五、二五七	七、七二八	二〇、八二九	三三	三三、九二六	二、八三四	三、七六二	七、五二四
	四月	八八、六三六	一二、五二一	一六、七三九	三九	三四、六一〇	二、二九八	四、三三七	七、九九六
大正九年度	五月	六五、八五七	八、八八八	三五、九三七	七五	一、五八八	二、四六四	三、六六一	六、六二五
	六月	二〇、一八一	二、二一九	八二一	五五	八一八	三、三四〇	三、四一四	六、八三九
	七月	三四、五三七	九、六二六	三、〇三三	三、六三五	一、四九〇	四、二九一	三、六九六	五、七〇九
	八月	八四、六〇一	一、四四三	五、一四〇	二六、九六三	三七、三九七	三、〇六一	二、七四〇	四、〇六六
	九月	三三、一六二	六、七九二	五、一九四	三五七	一、〇三七	三、三五九	一、八一五	五、三〇五
	十月	二九、五二一	一、一二四	一一、八七一	二九三	一、六三九	三、七七三	二、三三六	五、七八三
	十一月	三六、五二三	四、七三三	一五、四七一	二〇五	三、五四四	五、〇九八	二、七〇五	六、〇四八
	十二月	六〇、三三七	七六〇	二五、〇一七	一、四九七	一六、二七七	三、二〇〇	三、五五八	五、六四八
	大正十年一月	七一、七四四	四、九八三	三三、五三五	二七、五五〇	一六〇	二、五〇六	三、八九四	六、一六九
	二月	四二、六六六	三、六六二	一一、七九九	四八七	八三九	三、六四三	四、〇九八	五、一四三
	三月	八六、七〇六	八、三五八	二二、一二八	三三九	三九、八九九	三、〇六九	四、五〇八	五、八五三
	四月	八八、七〇二	一三、三九七	一三、九三五	二三〇	四〇、〇〇八	三、二四〇	四、七七二	六、二〇四
大正十年度	五月	七四、六七〇	八、九四一	四三、九五五	一四一	一、六九六	四、〇二六	四、五三三	七、三二三
	六月	三三、〇五六	二、〇七八	一、五九一	一〇	一、五四六	三、五一八	四、五一七	七、六九五
	七月	三九、八六三	九、六六七	二、六五七	六、三三七	二、一一三	四、八〇三	四、七八七	七、二一〇
	八月	七三、六四六	一、三三四	五、四三〇	二七、五五六	三〇、四三八	三、五四八	四、九七九	六、三八六
	九月	五二、三八五	七、二一四	四、七四四	五一八	二〇、九〇〇	三、五三六	五、二三三	七、三八九
	十月	三三、九〇〇	九八二	九、六六〇	一九一	三、〇三四	四、〇二八	五、四六二	六、九九六
	十一月	七三、一三四	四、八四三	三〇、七七四	一〇三	一七、一九三	四、〇六四	五、〇七一	八、二四〇
	十二月	六七、八二五	七三三	一三、三二六	五、五六三	三三、二〇三	四、〇六四	五、四五三	九、四八九
	大正十一年一月	八四、七八七	五、〇六六	二七、一八〇	二七、三三三	五五八	五、一九三	五、七五六	九、二二八

度		合租稅收入計	地租	所得稅	營業稅	酒稅	消砂費稅	消織費稅	關稅
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正十一年度	二月	四八、四三六	一二、七七一	一〇、一九二	三四一	六四五	五、七九六	五、二三六	八、九九二
	三月	九九、三三七	八、二七八	二五、五二五	一六三	四一、四一二	五、二六二	五、一六一	九、六〇五
	四月	一〇六、八七三	一二、三四六	二〇、九八七	一九三	四二、四三五	五、五七三	五、六〇二	一二、二七一
	五月	八五、九七二	九、〇一四	四九、八二三	一一八	一、八九五	五、六七七	四、五二九	九、六一七
	六月	三三、七五〇	一、八三七	三、五六三	六三	二、五三三	六、九四八	五、一八七	一〇、六三四
	七月								
	八月								
	九月	三四、二六七	六、八五四	三、四五一	四四三	一、三〇四	五、〇一〇	五、三〇九	九、一四三
	十月	四〇、六九一	九四〇	一三、三七九	一五四	三、一九六	五、三一三	五、四〇八	八、九九五
	十一月	八七、五〇一	四、八九九	三六、八三七	一五〇	二五、一九二	五、六一四	四、四五一	七、六六七
	十二月	七一、二六五	六三〇	一一、九一三	六、三〇九	二六、八四〇	六、〇五五	五、〇五五	八、八六一
	大正十二年一月	九二、〇九四	五、一八二	三一、八四九	三〇、五二四	四四四	六、五六〇	四、八四六	八、三八三
	二月	五六、二四一	一二、七六三	二〇、〇四四	四三四	五三二	六、一八三	四、六九六	七、四八一
	三月	一一六、六九四	八、二〇三	三二、〇九七	二八八	五三、一二二	五、五七八	四、八四九	八、三五〇
	四月	一一四、〇二一	一二、二七九	一六、七四〇	二二五	五三、八五四	六、六一九	五、五二一	九、三七三
大正十二年度	五月	八六、四六八	九、一八九	四九、七四五	一五三	三、〇五〇	六、四七六	四、六一五	八、二八三
	六月	三三、九六六	一、七三三	六、一二三	八四	二、二〇五	六、四九三	四、九七九	九、五六四
	七月	一三、五一九	八、三九七	——	九一七	一五四	二、〇八〇	一、七〇八	——
	八月	一〇七、七七七	二、六九一	五、七五七	二四、三七六	五二、五七五	七、〇〇八	八、四一六	三、〇四〇
	九月	三〇、五八六	六、八四三	三、六一六	二八八	一、九七七	四、七五八	五、三七七	五、八四三
	十月	一六、八九〇	五七九	三、三〇八	六五	一、一七六	二、七四四	三、三三五	四、〇五九
	十一月	六二、一八九	三、七二八	二二、七九七	三七	一九、八四七	四、六三二	四、一四八	五、一二一
	十二月	五〇、二七五	五一八	五、〇五〇	八四六	二五、七一四	三、九三八	三、七四〇	六、九三九
	大正十三年一月	九二、七四一	四、八四三	二四、七五〇	一八、二八五	三、七四九	四、六六五	六、一五七	二五、八三四
	二月	六三、四六五	一三、八六三	一七、一二八	三、五一六	三、九五三	四、九五八	七、五四一	六、一三〇
	三月	一一二、四八一	七、九一九	二五、六〇四	一三〇	四九、九七〇	六、六七二	五、八三一	七、二〇九
	四月	一〇七、三七七	一一、八六五	一一、八四三	九四	五三、四八八	六、九四三	六、一四二	七、四五三
大正十三年度	五月	七五、六五七	九、五〇九	三三、一〇七	二、三二七	五、一三二	七、〇二八	五、〇七五	八、二七七
	六月	四一、八〇三	一、七一五	一二、五三一	一五九	二、二九七	七、六〇一	五、一四二	九、八九一
	七月	四八、五一三	一〇、一二六	七、五二九	二、九三〇	二、六一六	七、九五一	五、二五六	九、〇六五
	八月	一一三、〇八二	六九二	八、四〇四	二七、七七七	五一、七五八	五、五〇六	五、二三四	九、六八三
	九月	三八、六三三	六、六五七	六、六二八	三三九	一、七四五	六、六〇二	四、七六四	九、四〇〇
	十月	四五、〇〇二	八一七	一〇、一八六	一二六	四、〇八一	六、七三一	四、八〇二	一一、三一三
	十一月	八七、三七四	五、〇八二	三四、六六八	一一七	二二、九八九	六、五五四	四、一八五	一〇、九五八
	十二月	六六、〇五八	五三五	九、二六七	二、四七二	二七、〇九四	五、七七二	五、〇九〇	一〇、八九四
	大正十四年一月	九四、一五四	五、五三一	三一、〇〇一	二七、二八〇	七六〇	五、九〇九	六、三二五	一一、〇九五
	二月	五〇、〇八〇	一一、八一七	一一、一〇三	三三七	五七七	六、八五五	五、七五三	九、四七五
	三月	一一六、三五六	七、八四七	二八、一一二	一五八	五一、九六八	六、八〇八	六、一〇八	九、四八七

第十四表の數字を基礎として、其後の研究が成立し得る譯てある。

		租稅收入合計	地租	所得稅	營業稅	酒稅	砂糖消費稅	織物消費稅	關稅
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	四月	二一、九五七	二一、九七七	一四、六二六	一、九九	三一、九九一	六、六二一	五、九九二	九、九五二
大正四年度	五月	八四、九八三	九、四五三	四六、五八四	七、九	二、九六一	三、九五二	八、一五二	四、九五二
	六月	二七、一二一	一、二一九	三、〇六一	三五	一一、一八四	三、九六一	七、三七〇	二、九五二
	七月	四七、三四六	一〇、三九一	八、一三三	三、四四一	四八、〇七二	四、〇六一	六、八七二	一、九五二
	八月	一〇六、八二七	一、一九二	七、二七四	三八、九一八	一、九七九	三、一五五	七、〇九二	一、九五二
	九月	三六、二二一	七、三九〇	三、四四一	三八	六、一三五	四、三八五	七、七二三	一、九五二
十	十月	四六、六三九	九七	一三、四四二	一七四	三、一三五	六、八九五	八、九五七	一、九五二
四	十一月	八三、七三三	五、〇八四	一三、三六三	一〇九	二〇、八四	六、七五〇	一〇、四六一	一、九五二
年	十二月	六八、八九	五五〇	一一、四二八		二七、七四四	六、二三七	九、六三三	一、九五二
大正十五年	一月	九九、二〇〇	三、三六	三一、八八七	二九、四二〇	四七七	七、〇二一	一一、四七七	一、九五二
	二月	三一、九七九	一三、四〇七	一二、九七〇	四一〇	三三四	六、三六〇	九、〇七六	一、九五二
	三月	八四、三一八	八、〇九九	二三、九四	一八一	一八、四七三	三、八三六	一〇、一四三	一、九五二
	四月								

第四節　季節的變動の型

租稅收入の實績の季節的變動を算定する方法は、見積の場合と同じく連鎖比較法によつたのてある。茲に連鎖比較法を施す前提として、連鎖指數即ち今月の數字が前月の數字に對して如何なる割合にありやを各月に就き算定する必要がある。第十五表の連鎖指數は第十四表を基礎として作製したものてある。

第十五表　連鎖指數表

（一）租稅收入合計（%）

	本年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年一月	二月	三月	四月
大正三年度	二九・〇六	五八・二四	二四三・一六	一〇一・二五	四九・二一	六八・九七	二七四・三四	八八・〇九	九六・二四	一〇三・〇七	三二六・九九	
大正四年度	二七・〇六	四六・四九	二一〇・四三	一九四・〇三	三九・七五	六五・五四	二六四・二二	八四・四八	九三・一四	七七・〇〇	二〇九・六七	
大正五年度	三七・〇六	五八・一六	一九五・二八	一八四・三三	三七・七五	七六・三四	二〇九・六二	九三・三五	一〇一・三五	一一〇・六七	一三一・五六	
大正六年度	四一・二四	四八・九一	二一〇・九三	一九四・六二	三七・六六	九八・九七	二六四・八六	八一・一三	九八・九七	一一三・八三	一四〇・三九	
大正七年度	九七・三三	二六・三一	一九三・九四	二三四・四九	四一・四二	二六・八七	三三四・六七	一三五・二六	二六七・七七	一三五・〇三	一二四・〇八	
大正八年度	七〇・四八	四〇・五〇	二〇三・一九	一七一・九二	四一・四三	八八・三七	二六七・七七	六九・九二	六七・五七	六一・七二	九六・六二	
										一七三・〇三	一〇三・九六	

	本年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年一月	二月	三月	四月
大正九年度	七四・三〇	三〇・六四	一七一・二四	二四四・七六	三九・三〇	八八・九九	一九一・五〇	一〇六・七七	一一八・九一	五九・四七	二〇五・三三	一〇三・三〇
大正十年度	八四・一八	三〇・八八	一七三・八九	一八二・二四	七三・一一	六四・七二	二二五・七二	九三・七四	一三五・〇三	五七・一一	二〇五・一三	一〇七・五九
大正十一年度	八〇・四四	三九・二六	不明	不明	不明	一一八・七五	二一五・〇四	八一・四四	一三九・三三	六一・〇七	二〇七・四九	九七・七二
大正十二年度	七五・八四	三九・二八	三九・八四	七九七・三三	二八・三八	五五・三三	三六八・二〇	八〇・八四	一八四・四七	六八・四三	一七七・三三	九五・四六
大正十三年度	七〇・四六	五五・二五	一二六・〇五	二三三・一〇	三四・一六	一二六・四九	一九四・一六	七五・六〇	一四三・五三	五三・一九	二三三・三四	九五・九六
大正十四年度	七五・九三	三一・九八	一七四・六四	二三五・六三	三三・九三	一三八・七三	一七九・五三	八二・二七	一四四・〇〇	五二・四〇		

（二）地　租（%）

	本年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年一月	二月	三月	四月
大正三年度		一三・七〇	八七四・二〇	一三・一六	三四六・六三	一三・三三	六〇二・七八	一三・一九	八三五・〇四	二四五・三三	五九・五〇	一七一・〇六
大正四年度	七三・六八	二〇・四一	五〇八・四三	一三・九四	四八三・〇三	一三・二〇	五五八・九九	一四・二五	六九九・一五	四三・七〇	三七五・七三	一五三・二八
大正五年度	七三・四三	二〇・五四	五三二・五三	一五・七九	四二九・二〇	一六・〇四	四五三・六六	一六・一〇	六三六・九八	二六一・四一	六三・三三	一五五・二七
大正六年度	六九・三三	二四・八三	四四〇・九七	一五・九三	四三五・五五	一四・一八	五三三・二九	一八・一五	五四〇・六一	二七三・一〇	六〇・七八	一五〇・七五
大正七年度	七六・二二	二七・二二	三七〇・一〇	一六・二二	四四七・四八	一五・八六	四五一・三三	一八・四九	五四五・一九	二七六・三六	五九・六八	一五三・五六
大正八年度	七一・三九	二八・五二	三七一・三五	一六・三〇	四四六・二二	一五・七四	四五三・五二	一四・九一	七〇二・八一	二六二・九三	五八・七四	一六二・〇三
大正九年度	七〇・九八	三三・八四	四五四・二七	一四・九九	四七〇・六九	一六・五五	四二〇・一九	一六・〇九	六六五・六六	二五四・一〇	六六・〇一	一四八・三三
大正十年度	七三・一三	三三・二四	四六五・二二	一三・七七	五七六・五〇	一三・八〇	四九三・〇八	一五・一四	六九一・一三	二五三・〇九	六四・八三	一四九・一四
大正十一年度	七三・〇二	二〇・三八	不明	不明	不明	一三・七二	五三一・一七	一三・八六	八三三・五四	二四六・三九	六四・二七	一四九・六九
大正十二年度	七四・八四	一八・八六	四八四・五四	三三・〇五	二五四・二九	八・四六	六四三・八七	一三・八九	九三四・九四	二八六・二五	五七・一三	一四九・八三
大正十三年度	八〇・一四	一八・〇四	五九〇・四四	六・八三	九六一・九九	一三・二七	六三三・〇三	一〇・三三	一、〇五三・五三	二一三・六五	六六・四〇	一四九・〇六
大正十四年度	八〇・八三	一三・九〇	八五三・四三	一一・四七	六一九・九七	一〇・七八	六三七・八九	一一・一一	九三六・一四	三三三・五二		

（三）所　得　税（%）

	本年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年一月	二月	三月	四月
大正三年度		三三・九七	二八一・八三	三三・一三	一九七・八四	二三六・八七	三一九・四五	一〇五・七五	八・九六	九八一・八三	一〇・七六	一、〇六三・八七
大正四年度	二八・三九	一一・九六	二九五・二〇	一〇五・〇一	八八・三九	三五七・八一	二八三・九七	九六・六四	一三・八七	六七一・三八	二三・〇四	五〇五・九六
大正五年度	四一・七三	一八・九一	一八一・七七	一三一・一一	六七・三五	六〇九・七三	一四三・七三	九五・一八	三一・九八	三〇九・二〇	二四・六六	五七四・六五
大正六年度	五六・二四	七・〇七	二四九・一四	一三九・三四	五四・九三	七八八・二六	二六八・八八	六九・七〇	三三・二四	三五七・七八	三一・八三	三六三・四八
大正七年度	一五〇・一九	二・三四	一三八・八〇	二三五・八八	八〇・〇七	五九七・〇五	二五〇・八三	三四・三三	二三六・六三	六〇・六一	二〇六・三三	四七・二七
大正八年度	二五九・八四	一一・〇三	三八〇・一八	三三・七六	一六四・一五	二〇三・三三	三一九・五二	三七・四六	三三五・九一	四〇・二一	一五八・六四	八〇・三六
大正九年度	二二四・六九	二・二八	三六九・四三	一六九・四七	一〇一・〇五	三三八・五五	一三〇・三三	一六一・七〇	九〇・〇八	五三・三六	一七八・九八	六一・二五
大正十年度	三三九・八一	三・六一	一六七・〇〇	二〇四・三七	八七・三七	二〇三・六三	三一八・五七	四三・九五	二〇五・六六	三七・五〇	二五〇・四四	八二・三三
大正十一年度	二三七・四〇	七・一五	不明	不明	不明	三八七・六八	二七五・三三	三三・三四	二六七・三五	六二・九三	一六〇・一三	五三・一五
大正十二年度	二九七・一六	一三・三二	—	—	六三・八二	九一・四八	六八九・一四	三三・一五	四九〇・一〇	六九・二〇	一四九・四九	四六・二五
大正十三年度	二七九・五五	三七・八五	六〇・〇八	一二一・六三	七八・八七	一五三・六八	三四〇・三五	二六・七三	三三四・五三	三五・八一	二五三・一九	五一・九九
大正十四年度	三一八・七三	一一・六〇	一五〇・二六	八九・五五	七四・八〇	二八四・三八	二一四・九三	三四・三六	二八七・七八	三九・四四		

（四）營　業　税（%）

	本年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年一月	二月	三月	四月
大正三年度		三、四七一・七四	七七五・二七	一・七六	二七・九八	二四九・一八	四五・〇五	四、四五三・六六	六五二・一九	二・四二	二七・八七	五七・三〇

（五）酒　　稅（%）

	五年末月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一翌月年	二月	三月	四月
大正三年度		九五・七	一〇三・二	九四・〇	一〇二・七	一一五・〇	一一三・四	八四・六	一〇五・五	一〇五・六	九六・四	一〇五・一
大正四年度	一四三・九	一三五・四	一〇三・〇	一〇五・六	一一五・〇	一一四・七	一一六・一	一一一・三	一〇四・三	一〇〇・一	九五・八	一〇一・三
大正五年度	一二九・四	一〇四・八	八七・一	一〇三・一	一〇五・六	一〇六・二	一一六・一	一〇五・一	九四・一	九五・一	九六・四	一〇一・一
大正六年度	一〇三・三	一〇四・八	一〇〇・四	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・九	一一四・六	九四・六	八七・九	九二・〇	九五・一	一〇一・一
大正七年度	九五・一	一〇三・一	一〇一・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・六	一一三・一	九五・一	八七・一	九二・一	九五・一	一〇一・一
大正八年度	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一一三・一	九五・一	八七・一	九二・一	九五・一	一〇一・一
大正九年度	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一一三・一	九五・一	八七・一	九二・一	九五・一	一〇一・一
大正十年度	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一一三・一	九五・一	八七・一	九二・一	九五・一	一〇一・一
大正十一年度	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一一三・一	九五・一	八七・一	九二・一	九五・一	一〇一・一
大正十二年度	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一一三・一	九五・一	八七・一	九二・一	九五・一	一〇一・一
大正十三年度	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一一三・一	九五・一	八七・一	九二・一	九五・一	一〇一・一
大正十四年度	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一一三・一	九五・一	八七・一	九二・一	九五・一	一〇一・一

（六）砂糖消費稅（%）

	五年末月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一翌月年	二月	三月	四月
大正三年度		九五・七	一〇三・二	九四・〇	一〇二・七	一一五・〇	一一三・四	八四・六	一〇五・五	一〇五・六	九六・四	一〇五・一
大正四年度	一四三・九	一三五・四	一〇三・〇	一〇五・六	一一五・〇	一一四・七	一一六・一	一一一・三	一〇四・三	一〇〇・一	九五・八	一〇一・三
大正五年度	一二九・四	一〇四・八	八七・一	一〇三・一	一〇五・六	一〇六・二	一一六・一	一〇五・一	九四・一	九五・一	九六・四	一〇一・一
大正六年度	一〇三・三	一〇四・八	一〇〇・四	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・九	一一四・六	九四・六	八七・九	九二・〇	九五・一	一〇一・一
大正七年度	九五・一	一〇三・一	一〇一・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・六	一一三・一	九五・一	八七・一	九二・一	九五・一	一〇一・一
大正八年度	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一一三・一	九五・一	八七・一	九二・一	九五・一	一〇一・一
大正九年度	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一一三・一	九五・一	八七・一	九二・一	九五・一	一〇一・一
大正十年度	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一一三・一	九五・一	八七・一	九二・一	九五・一	一〇一・一
大正十一年度	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一一三・一	九五・一	八七・一	九二・一	九五・一	一〇一・一
大正十二年度	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一一三・一	九五・一	八七・一	九二・一	九五・一	一〇一・一
大正十三年度	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一一三・一	九五・一	八七・一	九二・一	九五・一	一〇一・一
大正十四年度	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一〇五・一	一一三・一	九五・一	八七・一	九二・一	九五・一	一〇一・一

大正十四年度	一一〇・九三	六九・四四	一三六・三九	八七・一七	一二一・三三	一一〇・三三	九七・九〇	九二・二五	一二二・五九	九〇・七二		

（七）織物消費税(%)

	本年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年一月	二月	三月	四月
大正三年度		一〇三・八三	一三四・二四	八八・〇八	八二・三三	一三三・二九	九四・七七	一〇三・一〇	九四・五二	七九・四〇	九九・五六	一三〇・七三
大正四年度	八四・四三	一〇三・二六	一一九・〇三	九九・〇九	七五・八五	一一〇・六八	九六・四八	一一四・六一	一〇八・〇四	八九・〇四	九八・六六	一二八・八六
大正五年度	八五・六一	一一三・二八	九七・八五	九一・二一	九一・二三	一〇八・五三	一〇三・八三	一一七・八六	九七・四七	九六・四八	一〇一・五三	一一三・七五
大正六年度	八一・九五	一一〇・八七	一二四・三六	九四・八五	九四・二一	九五・〇八	一一三・〇四	一〇三・二三	八八・一三	一〇六・八八	九七・八一	一一二・二六
大正七年度	一〇六・二六	九七・五九	一〇一・六五	一一四・六八	九三・二三	九八・五九	九五・三四	一〇八・三八	九六・二三	九九・一八	九一・五四	一三〇・四三
大正八年度	九〇・〇一	一一六・〇六	一〇八・六六	一〇三・九四	一〇二・二八	一〇四・六四	一〇六・六〇	一〇三・五三	一三八・〇三	一〇二・五六	九六・八三	一二五・二八
大正九年度	八四・四一	九三・二五	一〇八・二六	七四・一三	六六・二四	一三八・七〇	一一五・八〇	一三〇・七九	一一〇・〇六	一〇五・二三	一一〇・〇〇	一〇五・八六
大正十年度	九四・九七	九九・六七	一〇五・九八	一〇四・〇一	一〇五・一〇	一〇四・三八	九二・八四	一〇七・五三	一〇五・五六	九〇・九七	九八・五七	一〇八・五四
大正十一年度	八〇・八五	一一四・五三	不明	不明	不明	一〇一・八六	八二・三〇	一一三・五七	九五・八六	九六・九〇	一〇三・二六	一一三・八六
大正十二年度	八三・五九	一〇七・八九	三四・三〇	四九二・七四	六三・八九	六二・〇三	一三四・三八	九〇・一六	一六四・六三	一三三・四八	七七・三三	一〇五・三三
大正十三年度	八二・六三	一〇一・三三	一〇二・三三	九九・五八	九一・〇三	一〇〇・八〇	八七・一五	一三一・六三	一三四・二六	九〇・九六	一〇六・一七	九八・〇八
大正十四年度	六五・九五	一〇〇・四一	一三〇・〇三	九二・四七	九八・五四	一二六・六三	八四・三三	一三四・〇五	九九・六八	一一四・四〇		

（八）關　　税(%)

	本年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	翌年一月	二月	三月	四月
大正三年度		九四・四九	一〇〇・二四	一〇三・一〇	九九・六六	八〇・二六	七四・〇八	八九・三八	一四一・一三	七七・〇六	一〇〇・七四	一〇五・七三
大正四年度	八九・三六	一〇三・六〇	八八・六〇	一〇八・一〇	一〇七・六一	九六・〇八	一〇九・九三	九六・九八	一〇一・一三	一〇〇・〇七	八六・六〇	一〇五・三三
大正五年度	八五・〇八	一三五・二四	八八・九七	八八・二四	一三三・二八	一二八・七四	一〇五・四四	九九・五六	一一五・一五	五九・二五	一一三・三三	一〇一・四八
大正六年度	九七・九〇	一一二・一九	九七・四五	一〇九・五九	一一三・九九	一〇〇・七四	九七・二八	一一四・四三	一〇三・八四	九七・四六	一〇一・九一	一〇〇・四三
大正七年度	一一三・八五	一〇六・〇四	一〇四・二七	一〇三・三三	一三四・三三	九八・二四	一〇一・三三	七六・三五	一〇八・〇七	九一・二三	九四・二八	一〇七・三〇
大正八年度	一一〇・八〇	一〇〇・三四	一一四・一六	九三・九三	一〇五・九〇	八六・四七	一一三・三〇	一一九・六〇	九一・四五	八五・七五	一三三・二四	一〇六・四二
大正九年度	八二・七三	一〇三・三九	八三・四七	七一・二三	一三〇・四七	一〇八・九九	一〇四・六〇	九三・三九	一〇九・三三	八三・三七	一一三・七九	一〇九・四三
大正十年度	一二四・一九	一〇五・三三	九三・七〇	八八・五七	一二五・七二	九四・六八	一一七・七八	一一五・一六	九七・一四	九七・五五	一〇六・八三	一三七・七六
大正十一年度	七八・三七	一一〇・五八	不明	不明	不明	九八・三八	八五・二四	一一五・五七	九四・六一	九九・二四	一一一・六三	一一三・二五
大正十二年度	八八・三七	一五・四七	—	—	一九二・二〇	六九・四七	一三六・一六	一三五・五〇	三七三・三〇	二三・七三	一一七・六〇	一〇三・三七
大正十三年度	一二一・〇七	一一九・五〇	九一・六五	一〇六・八三	九七・〇八	一三〇・三五	九六・八六	九九・四三	一〇一・八四	八五・四〇	一〇〇・一三	一〇四・八九
大正十四年度	八一・九二	九〇・四三	九三・二六	一〇三・二〇	一〇九・五九	一二五・二三	一一六・七九	九一・九八	一一九・六八	七九・〇八		

かくて第十五表に於て基礎の材料たる連鎖指數が算定せられたのてあるから、連鎖指數法を更に一歩進める必要がある。卽ち第十六表に於ては、第一に連鎖指數の中位數を求め、第二に四月を一〇〇とする連續したる季節的變動の指數に連鎖指數を書き改め、第三に他の異分子を消去したる季節的變動のみの指數を求めたのてある。計算の順序に從ひ、租税收入の季節的變動の指數を掲げる。一箇月づゝ前にずらした事は「歳入歳出の季節的變動」の場合

と同樣の理由に基く。

第十六表　租稅收入實額の季節的變動の指數表

（イ）連鎖指數の中位數（%）

昭和二年	合計租稅收入	地租	所得稅	營業稅	酒稅	消費稅（砂糖）	消費稅（織物）	關稅
本年四月	七三・三九	七三・七三	一三四・〇	六〇・〇〇	四・四七	一〇一・六七	一〇四・四一	六七・三九
五月	七三・六九	七三・〇四	一一・三三	六四・四三	六一・九六	一〇六・三五	一〇四・三五	六九・一四
六月	七四・六六	七四・〇四	一一・七一	六四・四三	六一・九六	一〇六・三五	一〇四・三五	六九・一四
七月	七四・六六	七四・〇四	一一・七一	六四・四三	六一・九六	一〇六・三五	一〇四・三五	六九・一四
八月	七四・六六	七四・〇四	一一・七一	六四・四三	六一・九六	一〇六・三五	一〇四・三五	六九・一四
九月	七四・六六	七四・〇四	一一・七一	六四・四三	六一・九六	一〇六・三五	一〇四・三五	六九・一四
十月	七四・六六	七四・〇四	一一・七一	六四・四三	六一・九六	一〇六・三五	一〇四・三五	六九・一四
十一月	七四・六六	七四・〇四	一一・七一	六四・四三	六一・九六	一〇六・三五	一〇四・三五	六九・一四
十二月	七四・六六	七四・〇四	一一・七一	六四・四三	六一・九六	一〇六・三五	一〇四・三五	六九・一四
三年一月	七四・六六	七四・〇四	一一・七一	六四・四三	六一・九六	一〇六・三五	一〇四・三五	六九・一四
二月	七四・六六	七四・〇四	一一・七一	六四・四三	六一・九六	一〇六・三五	一〇四・三五	六九・一四
三月	七四・六六	七四・〇四	一一・七一	六四・四三	六一・九六	一〇六・三五	一〇四・三五	六九・一四
四年四月	七四・六六	七四・〇四	一一・七一	六四・四三	六一・九六	一〇六・三五	一〇四・三五	六九・一四
五月	七四・六六	七四・〇四	一一・七一	六四・四三	六一・九六	一〇六・三五	一〇四・三五	六九・一四
六月	七四・六六	七四・〇四	一一・七一	六四・四三	六一・九六	一〇六・三五	一〇四・三五	六九・一四

（ロ）連續したる季節的變動の指數（%）

昭和二年	合計租稅收入	地租	所得稅	營業稅	酒稅	消費稅（砂糖）	消費稅（織物）	關稅
本年四月	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
五月	一〇一・六四	一〇一・〇〇	一〇一・一一	一〇一・〇〇	一〇一・〇〇	一〇一・〇〇	一〇一・〇〇	一〇一・〇〇
六月	一〇一・六四	一〇一・〇〇	一〇一・一一	一〇一・〇〇	一〇一・〇〇	一〇一・〇〇	一〇一・〇〇	一〇一・〇〇

（ハ）季節的變動の指數（%）

昭和二年	合計租稅收入	地租	所得稅	營業稅	酒稅	消費稅（砂糖）	消費稅（織物）	關稅
本年四月	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
五月	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
六月	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

七月	一三三・〇九	一五九・二七	一八・八〇	三七、二五四・〇〇	二、八六四・三〇	九八・三一	一〇九・三五	九七・九一
八月	五一・八六	七三・四八	一四・〇八	四五三・五六	七八・三六	一〇六・二六	九九・二三	一一一・〇四
九月	四八・三六	一〇・〇五	三四・三三	一六一・三七	一三〇・六〇	一一一・三四	一〇三・一六	一〇八・六六
十月	一〇六・〇七	五三・九六	八九・七九	一三一・三九	一、七八〇・一〇	一一三・四三	九八・四三	一一五・四四
十一月	八六・三八	七・七九	三三・七七	五、九五五・四〇	一、三七三・二〇	一一一・七四	一〇八・六六	一一三・三九
十二月	一〇九・一四	五九・〇七	六九・八七	二八、八六二・三〇	三一・〇六	一一五・六一	一一〇・九三	一一七・九一
翌年一月	七〇・五九	一〇四・五九	四〇・三七	三七九・三六	三七・七三	一一九・六一	一〇八・一九	一〇〇・四〇
二月	一三四・五三	八九・六五	五九・五一	一四七・三九	二、二六五・三〇	一〇五・五九	一〇六・一八	一〇六・七〇
三月	一三九・〇〇	一三六・三五	四五・〇三	一四七・六九	二、二七三・二〇	一〇〇・五〇	一一九・〇九	一一三・二三
四月	100・00	100・00	100・00	100・00	100・00	100・00	100・00	100・00

第十六表の三段の計算手續をへて、最後に第十七表に於て十二箇月の算術平均を一〇〇として修正したる季節的變動の指數を得たのである。

第十七表　修正したる季節的變動の指數表

	租税收入合計	地租	所得税	營業税	酒税	砂糖消費税	織物消費税	關税
本年四月	一二〇%	一五〇%	二三五%	一%	二%	九二%	九四%	九三%
五月	四四	三一	二四	一	七	九五	九七	九七
六月	七六	一五一	四〇	一二五	七	一一六	一〇四	九〇
七月	一四七	一二三	四三	五四四	三二一	九〇	一〇三	九二
八月	五七	一〇八	三三	七	九	九七	九三	一〇四
九月	五三	一五	七七	二	一四	一〇三	九七	一〇三
十月	一一七	七九	二〇二	二	一九三	一〇三	九二	一〇六
十一月	九五	一三	七六	八七	一四九	一〇二	一〇三	一〇五
十二月	一二〇	八三	一五七	四三一	三三	一〇六	一〇四	一一〇
翌年一月	七八	一三〇	九一	六	四	一〇九	一〇三	九四
二月	一四五	一三四	一三五	二	二四六	九七	一〇〇	一〇〇
三月	一五三	二〇四	一〇一	二	二四七	九三	一一三	一〇五

地租、所得税、營業税、酒税、砂糖消費税、織物消費税及び關税に就いて租税收入の季節的變動を見るに、各月に平等に分散してゐる砂糖消費税、織物消費税、關税があると共に、又或種の月に特に集中してゐる營業税、酒税あり、更に兩者の中間に位する地租、所得税がある。前半期と後半期との關係に就いても、それぞれ其特色を窺ふ事が出來る。而して租税收入全體に就いて見れば、收入額の大さから云つて

三月、七月、二月、十二月、十月、四月

第圖圖表　租稅收入の季節的變動の指數表

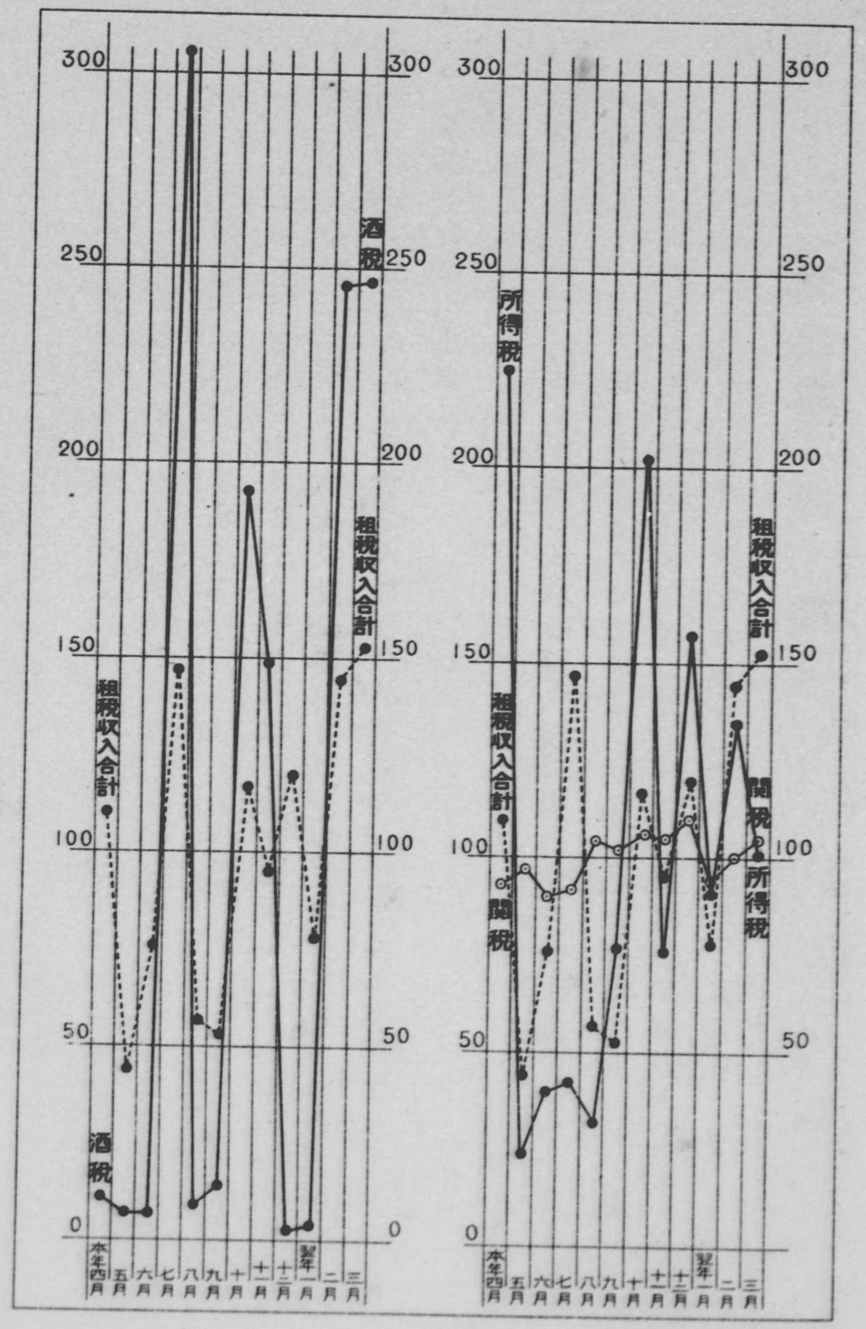

十一月、一月、六月、八月、九月、五月と云ふ順序であつて、且つ重心は後半期に及んでゐる。租稅收入の見積の季節的變動の時には峰と谷とが非常に距つてゐたが、租稅收入の實績の場合には其傾向が割合に少いのである。要するに、租稅收入の實績の場合に於ては、かの見積の場合に見たるが如き著しき季節的變動は之を發見し得ないのである。

第四章　結　論

以上、我國の財政の季節的變動を連鎖比較法を用ひて算定したのである。先づ歳入歳出の季節的變動を實績に基き研究した、次に租稅收入の季節的變動に就いては見積と實績との兩方面より觀察し、特に實績に關しては單に租稅收入全體に止まらず、主なる租稅卽ち地租、所得稅、營業稅、酒稅、砂糖消費稅、繊物消費稅、關稅の季節的變動をも研究したのである、其結果として、次の事實を斷定する事が出來る。

第一、歳出の方は毎月に大體平均に分配せられてゐるのに、歳入は月により大なる不同を示し、特に年度始には小なる數字を示してゐる、而して歳入に現はれたる此傾向は租稅收入全體に通じて行はれ、特に所得稅及び酒稅に於て著しき事

第二、年度始に小なる數字を示せる歳入を以て、毎月平均に分配せられてゐる歳出を支辨するのであるから、年度始に常に國庫の逼迫を來たす

傾向ある事

この二つの事實は、可なり重大なる問題を伴ふのである。歳入の重要部分が季節的變動の著しき租税の如きものによつて構成せらるゝに反し、歳出の方が俸給其他毎月に平均的に支出すべき項目によつて支配せられてゐる事から、第一の事實は生ずるのである。第二の事實は、第一の事實より生ずる當然の結論であつて、かの大藏省證券及び借入金[15]の制度の規定せられてゐるのは全く是に基くのである。

我國の財政の如く「歳出が平均に分配せられ歳入が年度始に薄い」と云ふ型をとれる以上、歳計に形式的不足を生ずる事は勢ひ免れ難き事である。かくして生じたる歳計の形式的一時不足を補ひ收支の均衡を保たしめんが爲めに、會計法[16]により毎年議會に於て大藏省證券及び借入金の最高額を規定する事になつてゐる。かくて大藏省證券の發行は我國財政の特色をなしてゐるのであるが、世界大戰を中心として暫く此現象が中絶してゐたのは、前年度剩餘金なる變態的のものが不自然に多く存在してゐた爲めであつた。前年度

15）小川博士；大藏省證券を論ず（經濟論叢第一卷第二號1—34頁）
16）會計法第六條「政府ハ國庫金出納上必要アルトキハ大藏省證券ヲ發行シ又ハ日本銀行ヨリ借入ヲ爲スコトヲ得大藏省證券及借入金ハ當該年度ノ歳入ヲ以テ之ヲ償還スベシ大藏省證券及借入金ノ最高額ハ毎年度帝國議會ノ協

剩餘金の繰入額と歳入總計の數字とを對照すると、大正三年度以來次の決算の數字を示してゐる。

	前年度剩餘金繰入	歳入總計		前年度剩餘金繰入	歳入總計
大正三年度	一四八、三四一千円	七三四、六四八千円	大正十年度	六四〇、六七四千円	二、〇六五、七一一千円
大正四年度	八六、二二七	七〇八、六一五	大正十一年度	五七五、八五五	二、〇八七、三四五
大正五年度	一二五、三四六	八一三、三〇八	大正十二年度	六五七、六五五	二、〇四五、二九八
大正六年度	二二二、五一三	一、〇八四、九五八	大正十三年度	五二四、二四七	二、一二七、三九一
大正七年度	三四九、九〇一	一、四七九、一一五	大正十四年度	五〇二、三五〇	二、〇七一、三七一
大正八年度	四六二、〇八〇	一、八〇八、六三三	大正十五年度[17]	一五六、三八六	一、六三九、三八二
大正九年度	六三六、三〇四	二、〇〇〇、六三二			

この數字を見れば、剩餘金なるものが如何に我國財政に對し重大なる意義を有するかゞ明かとなるのである。

繰り返して云ふ、「歳入が年度始に薄くして歳出が毎月に平均に分配せられてゐる、茲に歳計の形式的均衡を破り一時的不足を生ず、これを補ふに大藏省證券及び借入金を以てす。」これ我國財政の季節的變動の型である。然るに、

贊ヲ經テ之ヲ定ム」
神戸博士；財政學要論310—311頁
17）豫算

最近の變態的現象として巨額の前年度剩餘金が國庫に存し、爲めに此型が一部破られてゐる。これ我國財政の現狀である。然れども、最近前年度剩餘金の減少の傾向大なるが故に、これと共に我國財政の傳統的の型が再び頭を擡げんとしてゐるのである。これ我國財政の季節的變動を研究するの必要なる所以である。

我國の財政は、毎年を單位としてゐる、而して過去十數年の間に非常なる發達をとげ、特に世界大戰の影響によつて、所謂 secular trend, cyclical fluctuation, residual variation 等經濟界の變動のあらゆる影響を受けたのである。而も、この一年を單位とし複雜なる變化を經驗してゐる我國の財政が、その歳入歳出及び租稅收入の上に於て一定の季節的變動を示してゐるのは、注目すべき事實である。勿論我國財政が季節的變動を示すのは、一は租稅の納期の如き法規上の事情によるであらうが、他方、我國には獨特の貿易關係、決算期、消費の事情が存し、それが我國財政の上に一種の型を反影するのである。思ふに、今日の財政は昨日の財政の延長であつて、如何に人爲的に會計年度を定めても、四月一日の財政は、事實上は之を三月三十一日の財政より切り離す事が出來ないのである。これ、かの人爲的の年度の區分あるに拘らず、又財政事情の變遷極りなきに拘らず、常に一定の季節的變動の存する所以である。

我國の財政は刻々變化し、從つて我が財政の季節的變動も決して一樣でない。大正十五年度より實施せられたる租稅制度の整理の結果は、必ずや租稅收入の季節的變動の上にも影響し、ひいては我國財政全體の上にも或種の影響を齎すであらう。將來我國の財政の季節的變動を推測するに際し、本論文の研究方法が或程度の參考材料とならば、筆者の幸福である。

尙最後に本研究の根本材料たる主計簿の現計表を第十八表として掲げ、將來の研究者の便宜をはかりたいのである。

第十八表　最近十二年間の各月末主計簿現計表

	歳出	歳入	租稅	地租	所得稅	營業稅	酒稅	砂糖消費稅	織物消費稅	關稅
大正三年五月	七四、五四三千円	二〇、〇八〇千円	八、五六二千円	—千円	二七千円	二千円	二四二千円	一、五七七千円	一、〇七八千円	四、四六六千円
六月	一一三、四九八	四四、二三四	二一、〇五六	一、一八六	七七三	一、五九九	四四三	三、四五四	二、四八九	九、〇六六

年度	月	歲出（千円）	歲入（千円）	租税（千円）	地租（千円）	所得税（千円）	營業税（千円）	酒税（千円）	砂糖消費税（千円）	織物消費税（千円）	關税（千円）
大正三年度	七月	一六一、八八五	八五、六三六	五五、一一〇	一一、五五四	二、一六八	一三、九八〇	九九三	五、三八四	四、二四三	一五、六一七
	八月	二三三、一三四	一二一、九九四	八九、六〇九	一三、八一五	二、六三〇	一四、一九八	二三、六七〇	六、八一六	五、七八六	一八、三八五
	九月	二六七、〇九九	一五八、三五三	一〇六、五八七	一九、七〇八	三、五四四	一四、二五九	二四、〇五八	七、九一九	七、〇五七	二三、〇七七
	十月	二九二、七三二	二三二、三四三	一二八、二九七	二〇、五七三	五、七〇九	一四、三五〇	二四、七五三	九、四三〇	八、六二四	二六、八三八
	十一月	三八六、五三四	三七八、一一九	一五〇、四三三	二五、七八〇	一三、六三五	一四、三九一	三七、五〇八	一一、三〇三	一〇、一〇九	二九、六三四
	十二月	四二三、九八八	四一四、一九一	一七八、七三〇	二六、四一五	一九、九三九	一六、二一七	四七、五五四	一三、九〇一	一一、六四〇	三三、一一四
	大正四年一月	四六一、〇二五	四五三、〇九〇	二〇五、九五六	三一、六五四	二〇、五九四	二八、一三六	四七、七六三	一五、四一八	一三、〇八七	三五、六二八
	二月	五〇八、〇三九	四九一、九九五	二三四、〇三九	四四、五一七	二七、〇二五	二八、四一三	四七、九六四	一八、〇七〇	一四、二三六	三八、三三六
	三月	五八八、〇三〇	五五四、四六四	二六三、〇四五	五三、一〇七	二七、七一七	二八、四九三	六〇、三三六	二〇、六七〇	一五、三八〇	四一、〇六四
	四月	六二三、九一一	六二九、三八四	三二八、七九三	六五、二六一	三五、〇七九	二八、五三九	九五、〇六六	二三、六三八	一六、七六一	四三、九四八
	五月	六三七、九〇六	六八三、四三一	三四二、九八〇	七四、九〇五	三七、〇九一	二八、五六一	九五、六三六	二五、一四八	一六、九三三	四四、一八〇
	六月	六四八、二七〇	七一五、四八七	三四三、二五五	七四、九一五	三七、一二六	二八、五七八	九五、七〇三	二五、一五六	一六、九四五	四四、一八九
	七月	六四八、四三〇	七三一、二三四	三四三、七〇八	七四、九二五	三七、一五七	二八、五九四	九五、七八一	二五、三八四	一六、九四六	四四、三三八
	八月	六四八、四三〇	七三四、五九九	三四三、七〇八	七四、九二五	三七、一五七	二八、五九四	九五、七八一	二五、三八四	一六、九四六	四四、三三八
大正四年度	大正四年五月	三四、四二四	一五、五四二	四、九二二	一	七八	—	二四三	三三五	九九四	二、三五一
	六月	七一、一四七	三四、七八九	一三、八〇四	一、九七〇	三三八	一五	五六七	一、五一三	二、一九八	五、〇三七
	七月	一三三、六六一	六三、六三四	三三、三八四	一一、九八一	一、〇六六	一、九四五	九五九	三、〇五三	三、六三一	七、三九八
	八月	一七七、七〇九	一二八、七三四	七一、三七六	一三、三七七	一、八四一	一〇、六五三	二〇、六七九	四、三三四	五、〇五一	九、九六一
	九月	二三三、九九〇	一四三、〇八三	八六、四七六	二〇、一三〇	二、三三六	一〇、七三一	二一、二三八	五、九九〇	六、一三八	一三、七一九

年度	月	歲出	歲入	租税	地租	所得税	營業税	酒税	砂糖消費税	織物消費税	關税
大正四年度	十月	二五三、九九八	二五八、五三八	九八、〇三三	二一、〇一〇	四、九七七	一〇、七四三	二一、八六四	八、五三三	七、三三〇	一五、三六九
	十一月	二九三、六六三	三〇四、二二八	一三八、五六八	二五、九八五	一一、九三七	一〇、七六一	三三、〇九七	一〇、六三九	八、四七〇	一八、二八三
	十二月	三四九、九六〇	三四九、三一九	一五七、一一三	二六、六九四	一八、六六三	一三、一六八	四一、八四七	一三、二〇三	九、七八八	二一、一〇七
	大正五年一月	四〇〇、二六七	三八七、九四七	一八〇、五三〇	三一、六五一	一九、五九六	二一、一五三	四三、〇八七	一五、八五〇	一一、二二三	二三、九六四
	二月	四三五、四七五	四三三、一六三	一九八、五六一	三三、八一七	二五、八六〇	二一、三六九	四三、三九三	一八、五一三	一三、四四〇	二六、八三三
	三月	四七八、七四八	四七三、八二五	二三六、三六七	四一、九五五	二七、三〇三	二一、三八七	六三、二〇八	二〇、六三九	一三、七三一	二九、二九九
	四月	五五二、七八〇	五五四、六五八	二八七、八五〇	五四、四三九	三四、六〇四	二一、四二一	八四、二九六	二一、七七九	一五、二二八	三一、九〇七
	五月	五六七、一三四	五九一、一〇三	三〇三、二五七	六三、四六三	三七、五一九	二一、四三五	八四、五六三	二三、六三七	一五、五〇九	三三、一三三
	六月	五七七、七五三	六〇七、〇三三	三〇三、六五一	六三、六三四	三七、五五三	二一、四四三	八四、五九八	二三、六六六	一五、五三三	三三、一六四
	七月	五七九、二〇一	六九七、六四一	三一三、七四四	七三、六〇三	三七、五六七	二一、四五五	八四、六四八	二三、六七五	一五、五三四	三三、一六五
	八月	五八三、二六九	七〇八、五八五	三一三、七四四	七三、六〇三	三七、五六七	二一、四五五	八四、六四九	二三、六七五	一五、五三四	三三、一六五
大正五年度	大正五年五月	三八、六七六	一八、一七〇	四、六七二	一	一三一	—	一七〇	四八一	九八二	一、九九三
	六月	七六、五一三	五〇、一三三	一五、七六六	一、八五七	七〇七	二〇	八五〇	二、三六七	二、四二四	四、九九四
	七月	一三九、八七一	八六、三三九	三七、四三三	一一、五五五	一、七五四	三、二八〇	一、三三〇	四、〇三〇	三、八三五	七、六六四
	八月	一七八、五九七	一四四、一七〇	七七、三七三	一三、〇八六	三、〇三三	一一、三〇六	二二、三〇八	六、一三四	五、一一三	一〇、〇三〇
	九月	二三三、四七四	一七一、三四六	九三、三四九	一九、六五七	三、八七六	一一、四〇九	二二、七〇七	八、四六〇	六、二九六	一三、九〇一
	十月	二六一、八一八	三三六、七七六	一〇九、五四一	二〇、七二一	九、〇八三	一一、四二二	二五、六〇三	一〇、九四一	七、五七〇	一六、三三三
	十一月	三〇三、九一三	三八五、〇三一	一四三、四八三	二五、四八二	一六、五六七	一一、四三三	三六、〇九九	一三、八七三	八、八八〇	一九、九三九
	十二月	三三三、一〇五	四三三、九四八	一七五、一六一	二六、二五〇	二三、六九〇	一三、七三四	四四、七七三	一六、九五六	一〇、四二四	二三、五三〇
	大正六年一月	三八〇、七七七	四八〇、八四二	二〇三、八九一	三一、一四三	二六、〇三九	二三、六六一	四四、九〇八	一九、五八六	一一、九三九	二七、六五五

年度		歳出	歳入	租税	地租	所得税	營業税	酒税	消費税 砂糖	消費税 織物	關税
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正六年	二月	四三〇、二六六	五三七、三一三	二三三、五八一	四三、九三〇	三三、三〇三	二二、七五五	四五、三三八	二二、四一五	一三、三八一	三〇、一〇五
	三月	四七五、二二五	五八四、三七九	二七三、九五七	五三、〇二四	三五、〇九三	二二、七七六	六七、一五六	二四、二三三	一四、八五五	三三、八七九
	四月	五五五、七五四	六七一、一八〇	三三〇、六四二	六四、五六六	四五、三八五	二二、七九九	八九、五二九	二五、九六〇	一六、五一七	三五、六九四
	五月	五七三、〇八四	六九〇、六九五	三四八、一一六	七三、二六五	五一、〇七四	二二、八一八	八九、七七九	二七、三三三	一六、七五八	三五、八八八
	六月	五九〇、〇〇七	七一三、〇八〇	三四八、四六七	七三、二七二	五一、二一五	二二、八二八	八九、八一三	二七、三八一	一六、七六〇	三五、九〇三
	七月	五九〇、七九五	八一三、〇七〇	三四八、六七二	七三、二七四	五一、二八四	二二、八三三	八九、八三七	二七、四四三	一六、七六〇	三五、九一八
	八月	五九〇、七九五	八一三、二九三	三四八、六七二	七三、二七四	五一、二八四	二二、八三三	八九、八三七	二七、四四三	一六、七六〇	三五、九一八
大正六年	五月	四七、五四六	二二、六二二	五、九五七	二	九九	二	四〇七	四〇〇	一、一二一	二、五六二
	六月	八五、七五八	五七、二〇〇	一七、四一八	二、一六二	五〇八	一六	一、〇三九	二、二四九	二、六三一	五、六五四
	七月	一五〇、八一九	一〇〇、三六二	四一、五九三	一一、六八七	一、五三七	三、九八二	一、四九四	四、五六三	四、三六一	八、六六七
	八月	二〇〇、七九九	一六六、四三一	八八、六四三	一三、二〇三	二、八四五	一三、一七一	二六、五〇二	六、三八九	六、〇〇二	一一、九六九
	九月	二四五、七一二	二一〇、〇二四	一〇六、四一一	一九、八〇六	三、五六九	一三、一九八	二六、九四四	八、七八六	七、五四八	一五、七三三
	十月	二八六、九三三	四六七、八二二	一二三、九四二	二〇、七四二	九、二七六	一三、二〇四	二七、七四三	一一、三五三	九、〇一八	一九、五二五
	十一月	三三二、七八〇	五五二、八八七	一七〇、三七四	二五、六四〇	二四、六二一	一三、二一四	四三、二一九	一四、四七一	一〇、六六五	二三、二一四
	十二月	三八一、二二四	六〇九、二〇〇	二〇八、二六五	二六、五二九	三五、三一七	一六、五七一	五二、九八五	一七、七一一	一二、三六五	二七、四三五
大正七年	一月	四七九、五八三	六七七、七五三	二三九、〇〇七	三一、三三五	三八、八七二	二六、二四八	五三、二〇〇	二〇、八五八	一三、八六三	三一、七七六
	二月	五一九、八六二	七三六、四一八	二七六、七六五	四四、四一二	五一、五九一	二六、二八九	五三、五八八	二三、七七二	一五、四六四	三六、〇〇七
	三月	五八三、七三八	八〇三、九四八	三二五、九四四	五二、三六〇	五五、六三八	二六、三〇五	七九、八三九	二六、四〇三	一七、〇三〇	四〇、三一九
	四月	六六六、七三五	八八七、一二九	三八二、〇四九	六四、三四二	七〇、三四八	二六、三三八	九六、三八〇	二八、三一〇	一八、七八八	四四、六四九

年度											
	五月	七〇九、一三七	九三七、六〇六	四二七、八〇三	七三、四七三	九二、三一六	二六、三八六	一〇六、六九五	二九、五七八	一九、一四九	四五、一六三
	六月	七三四、七三〇	九四〇、七四〇	四三〇、〇三七	七三、四七七	九四、三六〇	二六、三九〇	一〇六、七三六	二九、五九二	一九、一五五	四五、一七八
	七月	七三五、〇二三	一、〇八四、六二四	四三〇、六〇〇	七三、四七八	九四、六四九	二六、三九四	一〇六、七三八	二九、八〇九	一九、一五五	四五、一八六
	八月	七三五、〇二四	一、〇八四、八七二	四三〇、六〇四	七三、四七八	九四、六四九	二六、三九四	一〇六、七三八	二九、八一二	一九、一五五	四五、一八六
大正七年	五月	四〇、三七八	三〇、八三〇	八、八五四	——	一二五	一	五三一	二〇八	一、五〇七	四、四一六
	六月	九二、五五三	六七、四五三	二三、二二二	二、四八五	六四三	一二	一、二二九	一、六九一	三、三三〇	九、六四四
	七月	一五〇、五六六	一二六、〇二〇	四八、二一三	一一、六八二	一、三六二	三、三一八	一、六四七	四、〇〇〇	五、一八三	一五、〇九五
	八月	二二〇、七七〇	二一一、九五六	一〇六、八一五	一三、一七三	三、〇五八	一七、二一一	三〇、一四六	五、九五〇	七、三〇八	二〇、七二二
	九月	二八七、三〇九	二六一、七九九	一二九、七九〇	一九、八四五	四、四一六	一七、二七二	三〇、九四〇	九、四〇七	九、二八九	二七、七一八
	十月	三四三、一二〇	六六八、〇五四	一五四、五七四	二〇、九〇三	一二、五二四	一七、三〇四	三一、八七五	一三、一一五	一一、二四二	三四、五九八
	十一月	四三二、七三四	七七三、二〇四	二一〇、五〇三	二五、六七八	三二、八六一	一七、三一五	四八、九九〇	一六、四一〇	一三、一〇四	四一、五六二
	十二月	四九八、〇四七	八四七、六一三	二四八、二九六	二六、五六一	三九、八四二	二〇、二四一	六〇、四六六	二〇、七七九	一五、一二二	四六、八七九
大正八年	一月	六五五、四一六	九三五、七九二	二九九、四一四	三一、三七五	五六、三六一	三四、二一八	六〇、八六三	二四、六六一	一七、〇六四	五二、六二五
	二月	七〇三、七八七	一、〇二八、八八四	三三七、〇九四	四四、六七九	六六、三七三	三四、二七九	六一、三九三	二八、〇二九	一八、九九〇	五七、八六七
	三月	八〇七、二四六	一、一二九、三七八	四〇九、三五三	五二、六一九	八七、〇三一	三四、三〇五	九〇、七七九	三一、一五一	二〇、七五三	六二、八〇九
	四月	九四〇、六四〇	一、二五〇、〇三八	四七九、一六四	六四、八一二	九六、七九七	三四、三三〇	一二〇、三九〇	三四、三〇八	二二、八七六	六八、一一二
	五月	九七八、三一八	一、三〇六、八五三	五一七、〇八八	七三、五一七	一二一、五六二	三四、三四三	一二〇、六三三	三六、三〇〇	二三、三〇三	六八、四三四
	六月	一、〇一四、八五七	一、三一六、二三六	五一八、八〇二	七三、五二五	一二二、五一四	三四、三六三	一二〇、六三四	三六、三五二	二三、三〇六	六八、八六九
	七月	一、〇一七、〇三五	一、四七八、九二六	五一九、二九二	七三、五二七	一二二、八一七	三四、三七五	一二〇、六三五	三六、三五三	二三、三〇七	六八、九三七
	八月	一、〇一七、〇三五	一、四七八、九九二	五一九、二九二	七三、五二七	一二二、八一七	三四、三七五	一二〇、六三五	三六、三五三	二三、三〇七	六八、九三七

年度	歲出	歲入	租稅	地租	所得稅	營業稅	酒稅	消費稅砂糖	消費稅物	關稅
大正五年六月	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正五年七月	一、三五八、一四一	一、三五八、一四一	一、三四五、一四一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
大正六年六月	一、三五八、一四一	一、三五八、一四一	一、三四五、一四一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
大正六年七月	一、三五八、一四一	一、三五八、一四一	一、三四五、一四一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
大正七年六月	一、三五八、一四一	一、三五八、一四一	一、三四五、一四一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
大正七年七月	一、三五八、一四一	一、三五八、一四一	一、三四五、一四一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
大正八年六月	一、三五八、一四一	一、三五八、一四一	一、三四五、一四一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
大正八年七月	一、三五八、一四一	一、三五八、一四一	一、三四五、一四一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
大正九年六月	一、三五八、一四一	一、三五八、一四一	一、三四五、一四一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
大正九年七月	一、三五八、一四一	一、三五八、一四一	一、三四五、一四一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一

年度	歲出	歲入	租稅	地租	所得稅	營業稅	酒稅	消費稅砂糖	消費稅物	關稅
大正十年六月	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正十年七月	一、三五八、一四一	一、三五八、一四一	一、三四五、一四一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
大正十一年六月	一、三五八、一四一	一、三五八、一四一	一、三四五、一四一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
大正十一年七月	一、三五八、一四一	一、三五八、一四一	一、三四五、一四一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
大正十二年六月	一、三五八、一四一	一、三五八、一四一	一、三四五、一四一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
大正十二年七月	一、三五八、一四一	一、三五八、一四一	一、三四五、一四一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
大正十三年六月	一、三五八、一四一	一、三五八、一四一	一、三四五、一四一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
大正十三年七月	一、三五八、一四一	一、三五八、一四一	一、三四五、一四一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
大正十四年六月	一、三五八、一四一	一、三五八、一四一	一、三四五、一四一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
大正十四年七月	一、三五八、一四一	一、三五八、一四一	一、三四五、一四一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
大正十五年六月	一、三五八、一四一	一、三五八、一四一	一、三四五、一四一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
大正十五年七月	一、三五八、一四一	一、三五八、一四一	一、三四五、一四一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一

年度	酒税	砂糖消費税	清涼飲食物税	關税
大正十年十一月	六、二〇〇千円	一四、四〇〇千円	三、四〇〇千円	一〇、六〇〇千円
十二月	六、一〇〇	一四、三〇〇	三、三〇〇	一〇、四〇〇
十一年一月	五、九〇〇	一三、八〇〇	三、二〇〇	一〇、二〇〇
二月	五、八〇〇	一三、六〇〇	三、一〇〇	一〇、〇〇〇
三月	五、七〇〇	一三、四〇〇	三、〇〇〇	九、八〇〇
四月	五、六〇〇	一三、二〇〇	二、九〇〇	九、六〇〇
五月	五、五〇〇	一三、〇〇〇	二、八〇〇	九、四〇〇
六月				
七月	五、四〇〇	一二、八〇〇	二、七〇〇	九、二〇〇

年度	營業税	所得税	地租	租税	歲入	歲出
大正十年十一月	四、三〇〇千円	五、〇〇〇千円	一三、九〇〇千円	一〇、三〇〇千円	六、一〇〇千円	五、〇〇〇千円
十二月	四、二〇〇	四、九〇〇	一三、八〇〇	一〇、二〇〇	六、〇〇〇	四、九〇〇
十一年一月	四、一〇〇	四、八〇〇	一三、七〇〇	一〇、一〇〇	五、九〇〇	四、八〇〇
二月	四、〇〇〇	四、七〇〇	一三、六〇〇	一〇、〇〇〇	五、八〇〇	四、七〇〇
三月	三、九〇〇	四、六〇〇	一三、五〇〇	九、九〇〇	五、七〇〇	四、六〇〇
四月	三、八〇〇	四、五〇〇	一三、四〇〇	九、八〇〇	五、六〇〇	四、五〇〇
五月	三、七〇〇	四、四〇〇	一三、三〇〇	九、七〇〇	五、五〇〇	四、四〇〇
六月						
七月	三、六〇〇	四、三〇〇	一三、二〇〇	九、六〇〇	五、四〇〇	四、三〇〇

年度	關税	清涼飲食物税	砂糖消費税	酒税	營業税	所得税	地租	租税	歲入	歲出
大正十年十一月	一〇、六〇〇千円	三、四〇〇千円	一四、四〇〇千円	六、二〇〇千円	四、三〇〇千円	五、〇〇〇千円	一三、九〇〇千円	一〇、三〇〇千円	六、一〇〇千円	五、〇〇〇千円
十二月	一〇、四〇〇	三、三〇〇	一四、三〇〇	六、一〇〇	四、二〇〇	四、九〇〇	一三、八〇〇	一〇、二〇〇	六、〇〇〇	四、九〇〇
十一年一月	一〇、二〇〇	三、二〇〇	一三、八〇〇	五、九〇〇	四、一〇〇	四、八〇〇	一三、七〇〇	一〇、一〇〇	五、九〇〇	四、八〇〇
二月	一〇、〇〇〇	三、一〇〇	一三、六〇〇	五、八〇〇	四、〇〇〇	四、七〇〇	一三、六〇〇	一〇、〇〇〇	五、八〇〇	四、七〇〇
三月	九、八〇〇	三、〇〇〇	一三、四〇〇	五、七〇〇	三、九〇〇	四、六〇〇	一三、五〇〇	九、九〇〇	五、七〇〇	四、六〇〇
四月	九、六〇〇	二、九〇〇	一三、二〇〇	五、六〇〇	三、八〇〇	四、五〇〇	一三、四〇〇	九、八〇〇	五、六〇〇	四、五〇〇
五月	九、四〇〇	二、八〇〇	一三、〇〇〇	五、五〇〇	三、七〇〇	四、四〇〇	一三、三〇〇	九、七〇〇	五、五〇〇	四、四〇〇
六月										
七月	九、二〇〇	二、七〇〇	一二、八〇〇	五、四〇〇	三、六〇〇	四、三〇〇	一三、二〇〇	九、六〇〇	五、四〇〇	四、三〇〇

年度	關税	清涼飲食物税	砂糖消費税	酒税	營業税	所得税	地租	租税	歲入	歲出
大正十年十一月	一〇、六〇〇千円	三、四〇〇千円	一四、四〇〇千円	六、二〇〇千円	四、三〇〇千円	五、〇〇〇千円	一三、九〇〇千円	一〇、三〇〇千円	六、一〇〇千円	五、〇〇〇千円
十二月	一〇、四〇〇	三、三〇〇	一四、三〇〇	六、一〇〇	四、二〇〇	四、九〇〇	一三、八〇〇	一〇、二〇〇	六、〇〇〇	四、九〇〇
十一年一月	一〇、二〇〇	三、二〇〇	一三、八〇〇	五、九〇〇	四、一〇〇	四、八〇〇	一三、七〇〇	一〇、一〇〇	五、九〇〇	四、八〇〇
二月	一〇、〇〇〇	三、一〇〇	一三、六〇〇	五、八〇〇	四、〇〇〇	四、七〇〇	一三、六〇〇	一〇、〇〇〇	五、八〇〇	四、七〇〇
三月	九、八〇〇	三、〇〇〇	一三、四〇〇	五、七〇〇	三、九〇〇	四、六〇〇	一三、五〇〇	九、九〇〇	五、七〇〇	四、六〇〇
四月	九、六〇〇	二、九〇〇	一三、二〇〇	五、六〇〇	三、八〇〇	四、五〇〇	一三、四〇〇	九、八〇〇	五、六〇〇	四、五〇〇
五月	九、四〇〇	二、八〇〇	一三、〇〇〇	五、五〇〇	三、七〇〇	四、四〇〇	一三、三〇〇	九、七〇〇	五、五〇〇	四、四〇〇
六月										
七月	九、二〇〇	二、七〇〇	一二、八〇〇	五、四〇〇	三、六〇〇	四、三〇〇	一三、二〇〇	九、六〇〇	五、四〇〇	四、三〇〇

年度	關税	清涼飲食物税	砂糖消費税	酒税	營業税	所得税	地租	租税	歲入	歲出
大正十年十一月	一〇、六〇〇千円	三、四〇〇千円	一四、四〇〇千円	六、二〇〇千円	四、三〇〇千円	五、〇〇〇千円	一三、九〇〇千円	一〇、三〇〇千円	六、一〇〇千円	五、〇〇〇千円
十二月	一〇、四〇〇	三、三〇〇	一四、三〇〇	六、一〇〇	四、二〇〇	四、九〇〇	一三、八〇〇	一〇、二〇〇	六、〇〇〇	四、九〇〇
十一年一月	一〇、二〇〇	三、二〇〇	一三、八〇〇	五、九〇〇	四、一〇〇	四、八〇〇	一三、七〇〇	一〇、一〇〇	五、九〇〇	四、八〇〇
二月	一〇、〇〇〇	三、一〇〇	一三、六〇〇	五、八〇〇	四、〇〇〇	四、七〇〇	一三、六〇〇	一〇、〇〇〇	五、八〇〇	四、七〇〇
三月	九、八〇〇	三、〇〇〇	一三、四〇〇	五、七〇〇	三、九〇〇	四、六〇〇	一三、五〇〇	九、九〇〇	五、七〇〇	四、六〇〇
四月	九、六〇〇	二、九〇〇	一三、二〇〇	五、六〇〇	三、八〇〇	四、五〇〇	一三、四〇〇	九、八〇〇	五、六〇〇	四、五〇〇
五月	九、四〇〇	二、八〇〇	一三、〇〇〇	五、五〇〇	三、七〇〇	四、四〇〇	一三、三〇〇	九、七〇〇	五、五〇〇	四、四〇〇
六月										
七月	九、二〇〇	二、七〇〇	一二、八〇〇	五、四〇〇	三、六〇〇	四、三〇〇	一三、二〇〇	九、六〇〇	五、四〇〇	四、三〇〇

年度	關税	清涼飲食物税	砂糖消費税	酒税	營業税	所得税	地租	租税	歲入	歲出
大正十年十一月	一〇、六〇〇千円	三、四〇〇千円	一四、四〇〇千円	六、二〇〇千円	四、三〇〇千円	五、〇〇〇千円	一三、九〇〇千円	一〇、三〇〇千円	六、一〇〇千円	五、〇〇〇千円
十二月	一〇、四〇〇	三、三〇〇	一四、三〇〇	六、一〇〇	四、二〇〇	四、九〇〇	一三、八〇〇	一〇、二〇〇	六、〇〇〇	四、九〇〇
十一年一月	一〇、二〇〇	三、二〇〇	一三、八〇〇	五、九〇〇	四、一〇〇	四、八〇〇	一三、七〇〇	一〇、一〇〇	五、九〇〇	四、八〇〇
二月	一〇、〇〇〇	三、一〇〇	一三、六〇〇	五、八〇〇	四、〇〇〇	四、七〇〇	一三、六〇〇	一〇、〇〇〇	五、八〇〇	四、七〇〇
三月	九、八〇〇	三、〇〇〇	一三、四〇〇	五、七〇〇	三、九〇〇	四、六〇〇	一三、五〇〇	九、九〇〇	五、七〇〇	四、六〇〇
四月	九、六〇〇	二、九〇〇	一三、二〇〇	五、六〇〇	三、八〇〇	四、五〇〇	一三、四〇〇	九、八〇〇	五、六〇〇	四、五〇〇
五月	九、四〇〇	二、八〇〇	一三、〇〇〇	五、五〇〇	三、七〇〇	四、四〇〇	一三、三〇〇	九、七〇〇	五、五〇〇	四、四〇〇
六月										
七月	九、二〇〇	二、七〇〇	一二、八〇〇	五、四〇〇	三、六〇〇	四、三〇〇	一三、二〇〇	九、六〇〇	五、四〇〇	四、三〇〇

年度	關税	清涼飲食物税	砂糖消費税	酒税	營業税	所得税	地租	租税	歲入	歲出
大正十年十一月	一〇、六〇〇千円	三、四〇〇千円	一四、四〇〇千円	六、二〇〇千円	四、三〇〇千円	五、〇〇〇千円	一三、九〇〇千円	一〇、三〇〇千円	六、一〇〇千円	五、〇〇〇千円
十二月	一〇、四〇〇	三、三〇〇	一四、三〇〇	六、一〇〇	四、二〇〇	四、九〇〇	一三、八〇〇	一〇、二〇〇	六、〇〇〇	四、九〇〇
十一年一月	一〇、二〇〇	三、二〇〇	一三、八〇〇	五、九〇〇	四、一〇〇	四、八〇〇	一三、七〇〇	一〇、一〇〇	五、九〇〇	四、八〇〇
二月	一〇、〇〇〇	三、一〇〇	一三、六〇〇	五、八〇〇	四、〇〇〇	四、七〇〇	一三、六〇〇	一〇、〇〇〇	五、八〇〇	四、七〇〇
三月	九、八〇〇	三、〇〇〇	一三、四〇〇	五、七〇〇	三、九〇〇	四、六〇〇	一三、五〇〇	九、九〇〇	五、七〇〇	四、六〇〇
四月	九、六〇〇	二、九〇〇	一三、二〇〇	五、六〇〇	三、八〇〇	四、五〇〇	一三、四〇〇	九、八〇〇	五、六〇〇	四、五〇〇
五月	九、四〇〇	二、八〇〇	一三、〇〇〇	五、五〇〇	三、七〇〇	四、四〇〇	一三、三〇〇	九、七〇〇	五、五〇〇	四、四〇〇
六月										
七月	九、二〇〇	二、七〇〇	一二、八〇〇	五、四〇〇	三、六〇〇	四、三〇〇	一三、二〇〇	九、六〇〇	五、四〇〇	四、三〇〇

年度	關税	清涼飲食物税	砂糖消費税	酒税	營業税	所得税	地租	租税	歲入	歲出
大正十年十一月	一〇、六〇〇千円	三、四〇〇千円	一四、四〇〇千円	六、二〇〇千円	四、三〇〇千円	五、〇〇〇千円	一三、九〇〇千円	一〇、三〇〇千円	六、一〇〇千円	五、〇〇〇千円
十二月	一〇、四〇〇	三、三〇〇	一四、三〇〇	六、一〇〇	四、二〇〇	四、九〇〇	一三、八〇〇	一〇、二〇〇	六、〇〇〇	四、九〇〇
十一年一月	一〇、二〇〇	三、二〇〇	一三、八〇〇	五、九〇〇	四、一〇〇	四、八〇〇	一三、七〇〇	一〇、一〇〇	五、九〇〇	四、八〇〇
二月	一〇、〇〇〇	三、一〇〇	一三、六〇〇	五、八〇〇	四、〇〇〇	四、七〇〇	一三、六〇〇	一〇、〇〇〇	五、八〇〇	四、七〇〇
三月	九、八〇〇	三、〇〇〇	一三、四〇〇	五、七〇〇	三、九〇〇	四、六〇〇	一三、五〇〇	九、九〇〇	五、七〇〇	四、六〇〇
四月	九、六〇〇	二、九〇〇	一三、二〇〇	五、六〇〇	三、八〇〇	四、五〇〇	一三、四〇〇	九、八〇〇	五、六〇〇	四、五〇〇
五月	九、四〇〇	二、八〇〇	一三、〇〇〇	五、五〇〇	三、七〇〇	四、四〇〇	一三、三〇〇	九、七〇〇	五、五〇〇	四、四〇〇
六月										
七月	九、二〇〇	二、七〇〇	一二、八〇〇	五、四〇〇	三、六〇〇	四、三〇〇	一三、二〇〇	九、六〇〇	五、四〇〇	四、三〇〇

年度	關税	清涼飲食物税	砂糖消費税	酒税	營業税	所得税	地租	租税	歲入	歲出
大正十年十一月	一〇、六〇〇千円	三、四〇〇千円	一四、四〇〇千円	六、二〇〇千円	四、三〇〇千円	五、〇〇〇千円	一三、九〇〇千円	一〇、三〇〇千円	六、一〇〇千円	五、〇〇〇千円
十二月	一〇、四〇〇	三、三〇〇	一四、三〇〇	六、一〇〇	四、二〇〇	四、九〇〇	一三、八〇〇	一〇、二〇〇	六、〇〇〇	四、九〇〇
十一年一月	一〇、二〇〇	三、二〇〇	一三、八〇〇	五、九〇〇	四、一〇〇	四、八〇〇	一三、七〇〇	一〇、一〇〇	五、九〇〇	四、八〇〇
二月	一〇、〇〇〇	三、一〇〇	一三、六〇〇	五、八〇〇	四、〇〇〇	四、七〇〇	一三、六〇〇	一〇、〇〇〇	五、八〇〇	四、七〇〇
三月	九、八〇〇	三、〇〇〇	一三、四〇〇	五、七〇〇	三、九〇〇	四、六〇〇	一三、五〇〇	九、九〇〇	五、七〇〇	四、六〇〇
四月	九、六〇〇	二、九〇〇	一三、二〇〇	五、六〇〇	三、八〇〇	四、五〇〇	一三、四〇〇	九、八〇〇	五、六〇〇	四、五〇〇
五月	九、四〇〇	二、八〇〇	一三、〇〇〇	五、五〇〇	三、七〇〇	四、四〇〇	一三、三〇〇	九、七〇〇	五、五〇〇	四、四〇〇
六月										
七月	九、二〇〇	二、七〇〇	一二、八〇〇	五、四〇〇	三、六〇〇	四、三〇〇	一三、二〇〇	九、六〇〇	五、四〇〇	四、三〇〇

年度	關税	清涼飲食物税	砂糖消費税	酒税	營業税	所得税	地租	租税	歲入	歲出
大正十年十一月	一〇、六〇〇千円	三、四〇〇千円	一四、四〇〇千円	六、二〇〇千円	四、三〇〇千円	五、〇〇〇千円	一三、九〇〇千円	一〇、三〇〇千円	六、一〇〇千円	五、〇〇〇千円
十二月	一〇、四〇〇	三、三〇〇	一四、三〇〇	六、一〇〇	四、二〇〇	四、九〇〇	一三、八〇〇	一〇、二〇〇	六、〇〇〇	四、九〇〇
十一年一月	一〇、二〇〇	三、二〇〇	一三、八〇〇	五、九〇〇	四、一〇〇	四、八〇〇	一三、七〇〇	一〇、一〇〇	五、九〇〇	四、八〇〇
二月	一〇、〇〇〇	三、一〇〇	一三、六〇〇	五、八〇〇	四、〇〇〇	四、七〇〇	一三、六〇〇	一〇、〇〇〇	五、八〇〇	四、七〇〇
三月	九、八〇〇	三、〇〇〇	一三、四〇〇	五、七〇〇	三、九〇〇	四、六〇〇	一三、五〇〇	九、九〇〇	五、七〇〇	四、六〇〇
四月	九、六〇〇	二、九〇〇	一三、二〇〇	五、六〇〇	三、八〇〇	四、五〇〇	一三、四〇〇	九、八〇〇	五、六〇〇	四、五〇〇
五月	九、四〇〇	二、八〇〇	一三、〇〇〇	五、五〇〇	三、七〇〇	四、四〇〇	一三、三〇〇	九、七〇〇	五、五〇〇	四、四〇〇
六月										
七月	九、二〇〇	二、七〇〇	一二、八〇〇	五、四〇〇	三、六〇〇	四、三〇〇	一三、二〇〇	九、六〇〇	五、四〇〇	四、三〇〇

年度	關税	清涼飲食物税	砂糖消費税	酒税	營業税	所得税	地租	租税	歲入	歲出
大正十年十一月	一〇、六〇〇千円	三、四〇〇千円	一四、四〇〇千円	六、二〇〇千円	四、三〇〇千円	五、〇〇〇千円	一三、九〇〇千円	一〇、三〇〇千円	六、一〇〇千円	五、〇〇〇千円
十二月	一〇、四〇〇	三、三〇〇	一四、三〇〇	六、一〇〇	四、二〇〇	四、九〇〇	一三、八〇〇	一〇、二〇〇	六、〇〇〇	四、九〇〇
十一年一月	一〇、二〇〇	三、二〇〇	一三、八〇〇	五、九〇〇	四、一〇〇	四、八〇〇	一三、七〇〇	一〇、一〇〇	五、九〇〇	四、八〇〇
二月	一〇、〇〇〇	三、一〇〇	一三、六〇〇	五、八〇〇	四、〇〇〇	四、七〇〇	一三、六〇〇	一〇、〇〇〇	五、八〇〇	四、七〇〇
三月	九、八〇〇	三、〇〇〇	一三、四〇〇	五、七〇〇	三、九〇〇	四、六〇〇	一三、五〇〇	九、九〇〇	五、七〇〇	四、六〇〇
四月	九、六〇〇	二、九〇〇	一三、二〇〇	五、六〇〇	三、八〇〇	四、五〇〇	一三、四〇〇	九、八〇〇	五、六〇〇	四、五〇〇
五月	九、四〇〇	二、八〇〇	一三、〇〇〇	五、五〇〇	三、七〇〇	四、四〇〇	一三、三〇〇	九、七〇〇	五、五〇〇	四、四〇〇
六月										
七月	九、二〇〇	二、七〇〇	一二、八〇〇	五、四〇〇	三、六〇〇	四、三〇〇	一三、二〇〇	九、六〇〇	五、四〇〇	四、三〇〇

年度	關税	清涼飲食物税	砂糖消費税	酒税	營業税	所得税	地租	租税	歲入	歲出
大正十年十一月	一〇、六〇〇千円	三、四〇〇千円	一四、四〇〇千円	六、二〇〇千円	四、三〇〇千円	五、〇〇〇千円	一三、九〇〇千円	一〇、三〇〇千円	六、一〇〇千円	五、〇〇〇千円
十二月	一〇、四〇〇	三、三〇〇	一四、三〇〇	六、一〇〇	四、二〇〇	四、九〇〇	一三、八〇〇	一〇、二〇〇	六、〇〇〇	四、九〇〇
十一年一月	一〇、二〇〇	三、二〇〇	一三、八〇〇	五、九〇〇	四、一〇〇	四、八〇〇	一三、七〇〇	一〇、一〇〇	五、九〇〇	四、八〇〇
二月	一〇、〇〇〇	三、一〇〇	一三、六〇〇	五、八〇〇	四、〇〇〇	四、七〇〇	一三、六〇〇	一〇、〇〇〇	五、八〇〇	四、七〇〇
三月	九、八〇〇	三、〇〇〇	一三、四〇〇	五、七〇〇	三、九〇〇	四、六〇〇	一三、五〇〇	九、九〇〇	五、七〇〇	四、六〇〇
四月	九、六〇〇	二、九〇〇	一三、二〇〇	五、六〇〇	三、八〇〇	四、五〇〇	一三、四〇〇	九、八〇〇	五、六〇〇	四、五〇〇
五月	九、四〇〇	二、八〇〇	一三、〇〇〇	五、五〇〇	三、七〇〇	四、四〇〇	一三、三〇〇	九、七〇〇	五、五〇〇	四、四〇〇
六月										
七月	九、二〇〇	二、七〇〇	一二、八〇〇	五、四〇〇	三、六〇〇	四、三〇〇	一三、二〇〇	九、六〇〇	五、四〇〇	四、三〇〇

年度	關税	清涼飲食物税	砂糖消費税	酒税	營業税	所得税	地租	租税	歲入	歲出
大正十年十一月	一〇、六〇〇千円	三、四〇〇千円	一四、四〇〇千円	六、二〇〇千円	四、三〇〇千円	五、〇〇〇千円	一三、九〇〇千円	一〇、三〇〇千円	六、一〇〇千円	五、〇〇〇千円
十二月	一〇、四〇〇	三、三〇〇	一四、三〇〇	六、一〇〇	四、二〇〇	四、九〇〇	一三、八〇〇	一〇、二〇〇	六、〇〇〇	四、九〇〇
十一年一月	一〇、二〇〇	三、二〇〇	一三、八〇〇	五、九〇〇	四、一〇〇	四、八〇〇	一三、七〇〇	一〇、一〇〇	五、九〇〇	四、八〇〇
二月	一〇、〇〇〇	三、一〇〇	一三、六〇〇	五、八〇〇	四、〇〇〇	四、七〇〇	一三、六〇〇	一〇、〇〇〇	五、八〇〇	四、七〇〇
三月	九、八〇〇	三、〇〇〇	一三、四〇〇	五、七〇〇	三、九〇〇	四、六〇〇	一三、五〇〇	九、九〇〇	五、七〇〇	四、六〇〇
四月	九、六〇〇	二、九〇〇	一三、二〇〇	五、六〇〇	三、八〇〇	四、五〇〇	一三、四〇〇	九、八〇〇	五、六〇〇	四、五〇〇
五月	九、四〇〇	二、八〇〇	一三、〇〇〇	五、五〇〇	三、七〇〇	四、四〇〇	一三、三〇〇	九、七〇〇	五、五〇〇	四、四〇〇
六月										
七月	九、二〇〇	二、七〇〇	一二、八〇〇	五、四〇〇	三、六〇〇	四、三〇〇	一三、二〇〇	九、六〇〇	五、四〇〇	四、三〇〇

年度	關税	清涼飲食物税	砂糖消費税	酒税	營業税	所得税	地租	租税	歲入	歲出
大正十年十一月	一〇、六〇〇千円	三、四〇〇千円	一四、四〇〇千円	六、二〇〇千円	四、三〇〇千円	五、〇〇〇千円	一三、九〇〇千円	一〇、三〇〇千円	六、一〇〇千円	五、〇〇〇千円
十二月	一〇、四〇〇	三、三〇〇	一四、三〇〇	六、一〇〇	四、二〇〇	四、九〇〇	一三、八〇〇	一〇、二〇〇	六、〇〇〇	四、九〇〇
十一年一月	一〇、二〇〇	三、二〇〇	一三、八〇〇	五、九〇〇	四、一〇〇	四、八〇〇	一三、七〇〇	一〇、一〇〇	五、九〇〇	四、八〇〇
二月	一〇、〇〇〇	三、一〇〇	一三、六〇〇	五、八〇〇	四、〇〇〇	四、七〇〇	一三、六〇〇	一〇、〇〇〇	五、八〇〇	四、七〇〇
三月	九、八〇〇	三、〇〇〇	一三、四〇〇	五、七〇〇	三、九〇〇	四、六〇〇	一三、五〇〇	九、九〇〇	五、七〇〇	四、六〇〇
四月	九、六〇〇	二、九〇〇	一三、二〇〇	五、六〇〇	三、八〇〇	四、五〇〇	一三、四〇〇	九、八〇〇	五、六〇〇	四、五〇〇
五月	九、四〇〇	二、八〇〇	一三、〇〇〇	五、五〇〇	三、七〇〇	四、四〇〇	一三、三〇〇	九、七〇〇	五、五〇〇	四、四〇〇
六月										
七月	九、二〇〇	二、七〇〇	一二、八〇〇	五、四〇〇	三、六〇〇	四、三〇〇	一三、二〇〇	九、六〇〇	五、四〇〇	四、三〇〇

年度	關税	清涼飲食物税	砂糖消費税	酒税	營業税	所得税	地租	租税	歲入	歲出
大正十年十一月	一〇、六〇〇千円	三、四〇〇千円	一四、四〇〇千円	六、二〇〇千円	四、三〇〇千円	五、〇〇〇千円	一三、九〇〇千円	一〇、三〇〇千円	六、一〇〇千円	五、〇〇〇千円
十二月	一〇、四〇〇	三、三〇〇	一四、三〇〇	六、一〇〇	四、二〇〇	四、九〇〇	一三、八〇〇	一〇、二〇〇	六、〇〇〇	四、九〇〇
十一年一月	一〇、二〇〇	三、二〇〇	一三、八〇〇	五、九〇〇	四、一〇〇	四、八〇〇	一三、七〇〇	一〇、一〇〇	五、九〇〇	四、八〇〇
二月	一〇、〇〇〇	三、一〇〇	一三、六〇〇	五、八〇〇	四、〇〇〇	四、七〇〇	一三、六〇〇	一〇、〇〇〇	五、八〇〇	四、七〇〇
三月	九、八〇〇	三、〇〇〇	一三、四〇〇	五、七〇〇	三、九〇〇	四、六〇〇	一三、五〇〇	九、九〇〇	五、七〇〇	四、六〇〇
四月	九、六〇〇	二、九〇〇	一三、二〇〇	五、六〇〇	三、八〇〇	四、五〇〇	一三、四〇〇	九、八〇〇	五、六〇〇	四、五〇〇
五月	九、四〇〇	二、八〇〇	一三、〇〇〇	五、五〇〇	三、七〇〇	四、四〇〇	一三、三〇〇	九、七〇〇	五、五〇〇	四、四〇〇
六月										
七月	九、二〇〇	二、七〇〇	一二、八〇〇	五、四〇〇	三、六〇〇	四、三〇〇	一三、二〇〇	九、六〇〇	五、四〇〇	四、三〇〇

年度	關税	清涼飲食物税	砂糖消費税	酒税	營業税	所得税	地租	租税	歲入	歲出
大正十年十一月	一〇、六〇〇千円	三、四〇〇千円	一四、四〇〇千円	六、二〇〇千円	四、三〇〇千円	五、〇〇〇千円	一三、九〇〇千円	一〇、三〇〇千円	六、一〇〇千円	五、〇〇〇千円
十二月	一〇、四〇〇	三、三〇〇	一四、三〇〇	六、一〇〇	四、二〇〇	四、九〇〇	一三、八〇〇	一〇、二〇〇	六、〇〇〇	四、九〇〇
十一年一月	一〇、二〇〇	三、二〇〇	一三、八〇〇	五、九〇〇	四、一〇〇	四、八〇〇	一三、七〇〇	一〇、一〇〇	五、九〇〇	四、八〇〇
二月	一〇、〇〇〇	三、一〇〇	一三、六〇〇	五、八〇〇	四、〇〇〇	四、七〇〇	一三、六〇〇	一〇、〇〇〇	五、八〇〇	四、七〇〇
三月	九、八〇〇	三、〇〇〇	一三、四〇〇	五、七〇〇	三、九〇〇	四、六〇〇	一三、五〇〇	九、九〇〇	五、七〇〇	四、六〇〇
四月	九、六〇〇	二、九〇〇	一三、二〇〇	五、六〇〇	三、八〇〇	四、五〇〇	一三、四〇〇	九、八〇〇	五、六〇〇	四、五〇〇
五月	九、四〇〇	二、八〇〇	一三、〇

年度	月	歳出	歳入	租税	地租	所得税	營業税	酒税	砂糖消費税	織物消費税	關税
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
度	八月										
	九月	一、五三一、〇五〇	二、〇四五、〇五三	七八六、九六一	七三、一三四	一六三、八四五	五五、八三七	二三一、三〇四	六四、七五四	六三、五八三	八九、三〇九
大正十三年度	大正十三年五月	一四〇、四〇八	四六、〇二〇	一七、五八二	—	一、七〇九	六	一、三五八	八八七	三、五一三	七、七八四
	六月	二八四、七四一	一一二、八九三	五九、三八五	一、七二五	一四、二四〇	一六五	三、六五五	八、四八八	八、六五四	一七、六七五
	七月	三九九、一九九	一八二、四〇九	一〇七、八九八	一一、八四一	二一、七六九	三、〇九五	六、二七一	一六、四三九	一三、九一〇	二六、七四〇
	八月	五一〇、二五〇	三三〇、四七六	二三〇、九八〇	一三、五三三	三〇、一七三	三〇、八七三	五八、〇二九	二一、九四五	一九、一四四	三六、四三三
	九月	六四三、五六〇	三九七、四三七	二五九、六一三	一九、一九〇	三六、八〇一	三一、二一一	五九、七七四	二八、五四七	二三、九〇八	四五、八二三
	十月	七七三、三四一	五六四、七九九	三〇四、六一五	二〇、〇〇七	四六、九八七	三一、三三七	六三、八四五	三五、二七八	二八、七一〇	五七、一三六
	十一月	八七四、一三五	六八六、二七六	三九一、九八九	二五、〇八九	八一、六五五	三一、四五四	八六、八四四	四一、八三三	三三、八九五	六八、〇九四
	十二月	九九五、一二九	一、三〇三、七七五	四五八、〇四七	二五、六二四	九〇、九三三	三三、九二六	一一三、九三八	四七、六〇四	三七、九八五	七八、九八八
	大正十四年一月	一、一三三、三一三	一、四三四、二八二	五五三、二〇一	三一、一四五	一三一、九三三	六一、二〇六	一二四、六九八	五三、五一三	四四、三一〇	九〇、〇八三
	二月	一、二三七、九三六	一、五二三、三七四	六〇三、二八一	四三、九六二	一三三、〇二六	六一、五四三	一二五、二七五	六〇、三六八	五〇、〇六三	九九、五五八
	三月	一、三四四、六〇六	一、六五三、一一五	七一八、六三七	五〇、八〇九	一六一、一三八	六一、七〇一	一六七、二四三	六七、一七六	五六、一七一	一〇九、〇四五
	四月	一、四九四、九九七	一、八〇三、九〇六	八三〇、二九四	六三、五〇六	一七五、七五四	六一、八六〇	二三〇、二三四	七三、七九七	六二、一六三	一二八、九九六
	五月	一、六三一、四三九	一、八八四、六九八	八八七、〇八〇	七一、九五八	二〇九、九三三	六一、九三三	二三一、三六〇	八〇、一七四	六三、八三五	一二九、六三八
	六月										
	七月	一、六三五、〇三四	二、一三七、三九一	八八七、二三七	七一、九六九	二〇九、九九二	六一、九四三	二三一、三五七	八〇、二〇〇	六三、八三七	一二九、六三八
	大正十四年五月	一〇四、八七八	五五、三二二	二七、九九七	一	一三、四一五	七	一、六三五	九六七	二、二七八	七、三〇九

年度	月	歳出	歳入	租税	地租	所得税	營業税	酒税	砂糖消費税	織物消費税	關税
大正十四年度	六月	二三五、五〇四	一〇九、九六五	五五、一〇八	一、三三〇	一七、八二二	六四	二、九一九	六、〇六七	六、三四五	一四、八七九
	七月	三五六、二四三	一八四、三六一	一〇二、四五四	一一、六一二	二五、九四四	三、五〇五	六、九八〇	一三、五一三	一一、〇〇六	二一、七五三
	八月	四六九、六一七	三五二、四二三	二〇九、二八一	一三、八〇三	三三、二二八	三三、四三三	五五、〇五一	一八、一三三	一五、四五六	二八、八四五
	九月	六〇五、五〇七	四二一、一四七	二四五、五一三	二〇、一九三	三八、六五九	三三、八二一	五七、〇三〇	二四、三八七	一九、八四一	三六、六一八
	十月	六九四、六五九	一、〇〇九、九七三	二九二、一五一	二〇、九九〇	五四、一三三	三三、九八五	六〇、一六五	三一、二八二	二四、九五五	四五、五七五
	十一月	七九五、四九一	一、一三一、八〇一	三七五、八八四	二六、〇七四	八七、三八八	三三、〇九四	八一、〇五九	三八、〇三三	二九、二六二	五六、〇三六
	十二月	九一六、一九九	一、二三五、一九七	四四四、七七三	二六、六四四	九八、八一六	三五、四四九	一〇八、八〇三	四四、二五九	三四、六〇五	六五、六五八
	大正十五年一月	一、〇七三、二四四	一、三六八、九二六	五四三、九七三	三一、九八〇	一三一、七〇三	六四、八七九	一〇九、二八〇	五一、二七〇	三九、九三一	七七、一三五
	二月	一、一七一、六二七	一、四五五、〇九七	五九五、九五三	四四、三八七	一四四、六七三	六五、二八九	一〇九、八二四	五七、六三〇	四六、〇二四	八六、二二一
	三月	一、二八五、四二五	一、五六九、一一五	六八〇、二七〇	五三、四八六	一七七、八七七	六五、四七〇	一三八、二八七	六三、四六六	五〇、七三四	九六、三五四
	四月	一、四〇四、七一六	一、七五四、六五五	八三一、八六四	六四、八八五	一九四、六四九	六五、六五九	二二一、一一七	七〇、七三九	五四、四六四	一一〇、五八〇
	五月	一、五三三、一〇九	一、八三八、四〇三	八九四、六九五	七四、六〇六	二三四、九〇九	六五、七八九	二二二、六三六	七六、七〇八	五六、〇九一	一一一、一六〇
	六月										
	七月	一、五三四、九八八	二、〇七一、三七一	八九四、八〇八	七四、六二四	二三四、九七一	六五、七九一	二二二、六三八	七六、七三六	五六、〇九三	一一一、一六〇
大正	大正十五年五月	一〇五、七三五	五六、〇二八	二四、三八四	一	四、〇六九	七	二、七〇四	五三二	二、二四八	一一、六五〇
	六月	二二八、〇二三	一一五、八〇九	五九、八二一	一、三八六	九、二四三	八三	五、七三三	六、七五四	五、五二五	二四、二〇五
	七月	三四九、〇二九	一八五、八四七	一〇七、九三四	一一、八四三	一三、九三七	三、四二一	八、六九七	一四、四六一	八、七四九	三六、三三四
	八月	四五七、四四五	三三一、五〇四	二一八、九九八	一三、〇一〇	二〇、三一五	三〇、八六五	五七、九〇八	二〇、八五三	一一、六四〇	四八、二七九
	九月	六〇四、一五〇	四〇一、七九四	二六一、八七七	二〇、四九六	二八、九五一	三一、一三九	五九、六七九	二八、三〇八	一四、四七六	六〇、〇六〇
	十月	七二三、一一三	四八一、八二四	三〇四、三四一	二一、〇八五	三七、〇九二	三一、二九〇	六三、七一〇	三六、〇〇〇	一七、五〇六	七三、一三四

十五年度	歳出	歳入	租税	地租	所得税	營業税	酒税	砂糖消費税	織物消費税	關税
十一月	八三二、一三八千円	三九九、三三四千円	三八一、九九八千円	二五、〇三八千円	六八、〇三六千円	三一、三六四千円	八一、六〇八千円	四一、八四四千円	二〇、一二九千円	八五、六七〇千円
十二月										
和昭二年一月										
二月										
三月										
四月										
五月										
六月										
七月										

酒税の轉嫁を論ず

第一章　租稅轉嫁の研究

第一節　租稅轉嫁論の地位

過去の國家が其收入の大部分を官有地其他私經濟收入に仰いでゐたのに對し、近世の國家は公經濟收入殊に租稅收入を中樞として其の財政を營んでゐる。これ過去に官有地收入國家(Domänenstaat)及び特權收入國家(Regalienstaat)が成立したるに對し、現在に於て租稅收入國家(Steuerstaat)が存在し得る所以である。[1] 財政の實際に於て租稅がかく重要てある事は、財政學の上にも其影響を及ぼさざるを得ない、近代の財政學の研究は收入論特に租稅論を中心として建設せられてゐるのてある。

租稅論の中心題目となつてゐるのは租稅の最高原則てある。我が國にても種々意見はあるが、[2] 大體、收入の點に重きを置く財政的原則と、國民經濟に及ぼす租稅の影響を考究する經濟的原則と、そして課稅の倫理的性質を顧慮す

1) 神戸博士；財政學要論39—40頁
2) 神戸博士；財政學要論205—330頁には租稅最高原則に關する新しき分類が施されてゐる

る社會的原則との三原則が問題となる。狹義に於ける財政學の立場からせば、或は財政的原則のみを扱ふべきてあらう、蓋し租稅は經費支辨方法として役立てばよいからてある。然し、財政が國民經濟の一部を形成せる以上は、財政的原則は經濟的原則を豫想するものてある。更に、財政が現代の社會的現象の一部たる以上は、租稅は現代の倫理觀念に立脚せねばならぬ、社會的原則の存在する所以てある。要するに、財政的原則、經濟的原則及び社會的原則の三原則が租稅の最高原則として租稅論の基礎をなしてゐるのてある。

租稅の賦課は大體次の過程をとつて行はれる。

物的に云へば、

稅源——課稅物件——課稅標準——租稅

人的に云へば、

擔稅者——納稅者

と云ふ順序になる。納稅者の納める租稅なるものは、實は課稅物件を標準としたものてあつて、而も其課稅物件は終局に於ては擔稅者の稅源より負擔せられる事となる。財政的原則より云へば、課稅物件と納稅者とを適當に選擇し租稅收入の目的を充分に達する樣に努めねばならぬ、これ凡ての稅法が納稅者と課稅物件とを中心として精密なる規定を設けてゐる所以てある。然し現代の經濟は流通經濟てある。從つて稅法が形式的に定めた此擬制なるものは社會の實狀により遠慮なく變更せられて行くのてある。かくて問題は財政的原則に止まらず、社會的原則及び經濟的原則に發展せねばならぬ。

各私經濟の立場より見れば租稅そのものは一つの苦痛てある。これ Hock[4] の意見「國家の最高の道德觀よりせば租稅を分擔し得る事は國民の非常なる榮譽てある。而も國民の大多數は此が理解を全く缺いてゐる」を引用する迄もなく、各私經濟が租稅を免れんとする各種の努力については、Seligman[5] 以下各種の研究が發表せられてゐる。近く Gerloff は Steuerwiderstände を passiver oder aktiver Widerstand に分ち說明し、Meisel は Theorie der Steuerwirkung 中に Steuerstoss と Steuerausweichung とを擧げてゐるのてある。[6] 茲には Seligman の分類を採用する。

4) Hock; Die öffentlichen Abgaben und Schulden S. 25
5) Seligman; The shifting and incidence of taxation
Handbuch der Finanzwissenschaft S. 481—486. 495—505

一、財政收入そのものを阻止せず（流通の形式をとるもの（轉嫁（前轉／後轉）／還元）／生産の形式をとるもの）

二、財政收入そのものを阻止す——逋脫（合法的（意識的／無意識的）／脫法的）

Seligman の掲ぐる第二の形式たる逋脫は、或は合法的に立法上の逋稅鬪爭[6]（Steuerentlastung-kampf）として現はれ又は行政的なる脫稅の形をとる、その結果、本來の納稅者が支辨すべき筈の租稅額だけ財政收入を阻止し結局他の人をして其の租稅額を負擔せしむるに至るのである。此の種の私經濟の努力は財政的原則を破壞するものであつて財政にとつては致命的のものである。

之に反し Seligman の第一の形式は、財政的原則そのものには直接觸るゝ所なく、私經濟相互間に於て其負擔關係を改めんとするものである。前述の如く稅法は納稅者と課稅物件とを規定してゐるに止まる。而して納稅者たる私經濟は、その課稅物件又は其他の關係を通じて他の私經濟と流通してゐるのであるから、一私經濟の支辨せし納稅額が全部その私經濟の負擔に歸する場合があると共に、又納稅額が納稅者より轉嫁せられて他の私經濟の負擔に歸する事もあり得るのである。更に課稅物件又はそれに關連したる物の生産が各私經濟の手に行はれてゐる結果として、課稅額の一部又は全部が生産の改良により生み出され結局何人も負擔せずと云ふ事も考へ得られる。此等の現象は、租稅負擔が納稅者より擔稅者へうつつり又は人より物に轉ずる事を意味するのであるから、一括して廣義に於ける租稅の轉嫁と云ふ。租稅轉嫁の現象は、直接には財政收入に影響を及ぼさないから、私經濟對國家の關係を定むる財政的原則そのものとは關係が薄いのである。然し租稅轉嫁の結果が國民經濟上に影響し又それが爲めに租稅負擔關係の公平が紊される事は常に見る所である。かくて轉嫁現象は直接には經濟的原則及び社會的原則を動かし、更に經濟的原則及び社會的原則を通じて間接に財政的原則に影響を及ぼすのである。

要するに Seligman の掲ぐる二つの形式の中、第二のものは直接に財政的原

6) 小川博士：逋稅鬪爭を論ず（國民經濟雜誌第十七卷第一號1—30頁）
Schäffle; Die Grundsätze der Steuerpolitik S. 164 ff.

則に影響し、第一のものは直接には經濟的原則及び社會的原則と交渉し更に間接に財政的原則に關係するのである。第二の租稅逋脫の問題は暫く之を措く。私は主として第一の租稅轉嫁の問題を論じたいのである。

租稅轉嫁(Steuerüberwälzung)に關しては、古來種々の定義が掲げられてゐる。茲には主として Wagner[7] 及び Seligman の説明による事とする。一體稅法なるものは、單に課稅物件又は課稅標準と納稅者とを規定するに止まり、其稅源及び擔稅者(Steuerträger)に至りては何等明記する所なく精々擔稅指定者(Steuerdestinatar)を推測せしむるに過ぎないのである。納稅者がその支拂ひし租稅を全部負擔すれば問題が無い。然るに其租稅の全部又は一部を納稅者が負擔せず、或は納稅者と流通關係にある第三者にうつし又は納稅者に直接關係ある物にうつす場合が考へ得られる。卽ち納稅者が其納稅額の全部を負擔せず、その一部又は全部が他の人又は物の負擔に歸する時に、この現象を轉嫁と稱し、その他人又は物の負擔に歸する事を歸着(Incidence)と呼ぶ。普通、租稅が納稅者より擔稅者にうつるを狹義の轉嫁と稱し、納稅者より物の負擔に歸し

7) Wagner; Finanzwissenschaft. S. 332—372

たる場合を狹義の轉嫁に加へて廣義の轉嫁と名づける。轉嫁が經濟流通の順序に從ひ、前人(Vormann)より後人(Nachmann)にうつる場合が進轉(Fortwälzung)にして、後人より前人にうつるのが逆轉(Rückwälzung)である。人より物に移る場合は之を消轉(Abwälzung)と云ふ。尙納稅者と擔稅者との間に一人以上の仲介者(Vermittler des Steuereinzugs)が加入する場合は、納稅者と擔稅者とが隣り合つてゐる時と區別して、之を更轉(Weiterwälzung)と呼ぶのである。

經濟的原則及び社會的原則を論ずる時は勿論、財政的原則を論ずるに當つても、租稅の轉嫁は見逃し難き問題である。思ふに稅法に現はれたる課稅物件及び納稅者は課稅技術上に於ける一形式に過ぎず、問題は此形式を通じて結局何人が如何なる程度迄その租稅を負擔せりやの實質的方面に及ばねばならぬ。轉嫁を終了したる後の實質的負擔關係によつてこそ、始めて課稅の公平も叫ばれ、國民經濟と租稅との關係も論ぜられ、ひいては財政收入の變遷に就いても實質的根據を與へる事が出來るのである。これ古來、租稅轉嫁論が財政學の中樞をなしたる所以である。

轉嫁論の研究には、二つの傾向が窺はれる。納税者及び課税物件の性質よりして大體いづれの租税が轉嫁しいづれの租税が轉嫁しないかを決定し、其標準に基き轉嫁論を樹てるのである。他の一派は此大體論に對し疑問を投げ、個々の場合に於ける轉嫁の實情を明かにせんとしてゐる。前者は、轉嫁論を積極的に建設せる點に於て其功績を認むべく、轉嫁の形式を一般的に定めたる意味に於て實益を齎してゐる。然し轉嫁は元來實質的關係であり、法の擬制を打破すべき現實の事情である、從つてそれが立法者に豫期せられてゐる場合(gewollte Überwälzung)の外に豫期に反する事(Unbeabsichtigte Überwälzung)もあり得るのである。要するに轉嫁關係は其時其所の經濟上の實力關係に立脚して定むべく、かの概括的に定められた形式論はこの實在の事情により修正せられる必要がある。茲に個別的實證的研究が發生するのである。

轉嫁に關する學説を辿ると、財政學史經濟學史を繰返へす事になる。この目的の爲めには Kaizl,[8] Seligman 等の研究がある。殊に Seligman は古今東西の學説を網羅したる後に十一箇條の租税轉嫁の法則[9]に到達したのである。か

8) Kaizl; Die Lehre von der Überwälzung der Steuern
9) Seligman; ebenda p. 219—254

くて轉嫁に關する演繹的研究は益々精緻を加へ「或る貨物の需要が彈力性に富んでゐるかどうか」「その産業には自由競爭が行はるゝや、又は獨占なりや」「其貨物の生産は收益恒常、遞減、遞增の何れの法則に從ふや」等の各場合に及んでゐる。然し考へ方によれば、かくの如き多くの標準を齎して來たと云ふ事は、租税の轉嫁關係が千差萬別であつて、從來の如き唯一の標準のみては解決し難き多くの例外の存する實證でなからうか。果して然らば歸納的研究の必要は益々加つて來た譯である。私は、租税の轉嫁を考究するに際し、Lotz[10]の主張に基き、實證的研究を志したのである。

10) Lotz; Einige Ergebnisse der Steuerüberwälzungslehre für die Steuersystematik (Zeitschrift für Volkswirtschaft, Sozialpolitik und Verwaltung 1910. S.562)
Lotz; Finanzwissenschaft S. 221

第二節　租税轉嫁に關する二種の統計的研究

租税轉嫁の問題は主として間接消費税を中心として起る。從つて租税轉嫁に關する統計的研究を試みるに當つても間接消費税が問題の重心をなさねばならぬ。

間接消費税の轉嫁の統計的研究を分ちて大體二つとする事が出來る。一つは社會的原則を主眼とするものであつて、先づ間接消費税は全部又は大部分轉嫁するものと定め、其の轉嫁が各社會階級の負擔の上に如何なる影響を及ぼすかを調べたものである。二は寧ろ經濟的原則と關係深きものにして、或特定の經濟事情の下に於て果して如何なる轉嫁關係が行はれてゐるかを實證的に研究するのである。換言せば第一は、かくかくの租税はかくかくの轉嫁をするものなりと云ふ事を定め置き、其推定せられし轉嫁の結果を數字的に示したものである。第二は、かくかくの租税はかくかくの場合に果して轉嫁するものなりや、轉嫁するとしても如何なる態樣をとるやを統計的に調べたものである。第二の研究が前提となつて第一の研究が成立する譯である。

社會的原則を主とせる研究及び經濟的原則を主とせる研究の二つに分ち、租税轉嫁に關する二種の統計的研究を説明する。

第一款　社會的原則を主とせる研究

社會的原則を主とせる租税轉嫁の統計的研究は生計調査の結果を其根本材料としてゐる。蓋し各消費者が幾何の間接消費税を負擔してゐるか、又その負擔額が消費者の所得金額と如何なる關係に立つかを調査するが爲めには、間接消費税の納税者たる生産者の側を見るよりも、寧ろ擔税指定者たる消費者の生計狀態を明かにせねばならぬからである。代表的のものとしてLassalle と Engel, Neumann, Mombert, Gerloff の諸研究を擧げ、其大要を説明する。

一　Engel と Lassalle

Ernst Engel は、千八百五十七年にその有名なる生計調査の結果として、「家族が貧しければ貧しい程、總經費中の多くの部分が食費に使用せられる」と斷定し、更に「他の事情にして異らずんば、食費が物質的生活の標準を示す」と結んでゐる。同時に「貧しき階級は相對的には間接稅の最大部分を負擔せねばならぬ」「一家族が貧しければ貧しい程、その間接稅負擔額は相對的に增加す」と云つてゐる。[11] 貧しければ貧しき程食物に投ずる經費の割合が大となる事と、間接稅の多くが食料品を課稅してゐる事との、二つの事實を考へ合すと、その結論たる間接稅逆進論は當然に生れてくるのである。而して「家族が貧しければ總經費の大部分が食費に使用せらる」の所謂エンゲルの法則に關しては Engel は數字を用ひて證明してゐるが、「貧しき階級は相對的には間接稅の最大部分を負擔せねばならぬ」の間接稅逆進論に就いては、單にエンゲル法則より演繹したのみであつて、何等の統計的研究をも試みてゐないのである。

次に此種の研究に於て、最も注目すべき一人として、Ferdinand Lassalle を擧げねばならぬ。千八百七十四年に彼は Arbeiter-Programm と Die indirecte Steuer und die Lage der arbeitenden Klassen を公けにし、前者に於て「租稅と階級鬪爭」に關する彼の確信を示し、更に後者に於ては博引旁搜し獨逸の學者はもとより Beisguillebert, Say, Simon de Sismondi, Adam Smith 等の英佛學者の所說をも引用して悉く自己の說の裏書に利用してゐる。主眼は Arbeiter-Programm にあるから、少しく之を紹介する。[12]

中世に於ては土地貴族が特權を有する支配階級であつて、租稅負擔を免れ國家の經費を凡て被支配階級に轉嫁したのである。佛蘭西大革命が此等土地貴族を倒すに及び、ブルヂョアが土地貴族に代つて支配階級の地位に上つた。彼等ブルヂョアは直接稅の納付額をもつて、選擧權獲得の最低限を定め自家の城壘を堅くして逆進的の間接稅を多額に徵收する事によつて、租稅負擔を被支配階級に轉嫁するのである。

彼は更に直接稅と間接稅とを分類し、間接稅が如何に不公平たるかを說明してゐる。

直接稅は所得より徵收せらるゝものであるから、所得及び財産に比例して

11) Engel; Productions-und Consumtionsverhältnisse des Königreichs Sachsen. S.28—31

12) Lassalle; Arbeiter-Programm. S.25—27

ゐる。然るに間接税は欲望充足に關連して課税するものであつて、擔税者は消費物に對し税額だけ多額の價格を支拂ふ事により無意識に納税してゐる。間接税は直接税と違つて非常に不公平である。蓋し、或人の二十倍、五十倍、百倍の富を有してゐた所で、鹽、パン、肉を消費し、麥酒、葡萄酒を飲用し、燃料を使用する事が、決して其人の二十倍、五十倍、百倍に上らないからである。

更に彼は千八百五十五年に於けるプロイセンの歳計をあげ、公平なる直接税が如何に僅の部分を占め、貧しければ貧しき程逆進的に高率を課する間接税が如何に大なる部分を占むるかを、數字的に示してゐるのである。

第一表　千八百五十五年に於けるプロイセンの租税負擔表

（單位百萬ターラー）（Lassalle の計算）

租税負擔總額（一〇八）

- 直接税（一三）
  - 階級所得税（三）
  - 階段税（八）
  - 附加税（二）
- 間接税（九五）
  - 營業税（三）
  - 鹽專賣（八）
  - 司法手數料（九）
  - 地租（一〇）

（本來の間接消費税（六五））

第一表を見るに、彼は直接税を出來るだけ少く評價し、間接税をなるべく多く見積つてゐる。彼の説によれば、地租は、穀物の値段に包含せられてパンの消費者に轉嫁するのであるから、間接税に屬する樣である。司法手數料を間接税中に數へる所にも無理がある。然し、間接税が直接税の七倍に達すと云ふ事は非常な注意を惹いたのであつた。獨逸の最近の租税論が、此等の小冊子からどんな影響を受けたかは云ふ迄もない。かの「統計的、科學的」なる形容詞は Lassalle の好んで用ひる所である、間接税は凡て轉嫁するものなりとの假定より出發し、且つ統計數字を用ひたのはプロイセンの豫算の分析のみであるから、其程度で彼の説は「科學的」であり且つ「統計的」であり得る譯である。

尚 Lassalle は穀物課税による穀物及び資本家に轉嫁せらるゝ事になると云ふ説を詳細に反駁してゐる。

Thomas Tooke の A history of prices and of the state of the circulation during the years 1793-1856 の中にある[13]

第二表　勞銀と穀價との關係表(Tooke の書物より Lassalle が引用す)

勞銀				穀價			
	一七八一年	一八〇一年			一七八一年	一八〇一年	
大工	二志六片	三志三二片		小麥	四九志六片	一三四志五片	
煉瓦積工	二志四片	三志		大麥	二九志四片	六九志一片	
石匠	二志八片	二志一〇片					
鉛屋根匠	三志	三志 三片					

の數字をあげ、穀價の騰貴に勞銀が追隨せざる事を示し、結局穀物課稅は勞働者の負擔に歸する事を明かにしてゐる。

Engel と Lassalle との研究方法は偶然にも共通點を有し、從つて Lassalle が Engel の講演 Die Volkszählungen, ihre Stellung zur Wissenschaft und ihre Aufgabe in der Geschichte[14] を自說の辯護に援用してゐるのも決して不自然ではない。然し兩者共に轉嫁關係の本證には統計的研究方法を用ひず、寧ろ轉嫁したと假定した結果を數字で說明してゐるのである。

二　Neumann

Fr. T. Neumann が千八百九十五年に Zur Gemeindesteuerreform in Deutschland に論じてゐる所も、主として社會的原則を中心とする租稅轉嫁の統計的研究である。

勿論 Neumann は租稅の轉嫁が如何にして行はれゐるかの問題を全く無視してゐるのではない。彼は、穀物、脂肪、肉、砂糖の價格を英國和蘭とプロイセンとに就き比較したのである、本來此等の商品の價格はプロイセンにては英國和蘭よりも低かりしものが、輸入關稅が設けられて以來と云ふものは反つてプロイセンに於ける價格の方が高くなつたのである、これ全く關稅の轉嫁の結果であると彼は說明してゐる。試みに Neumann の數字を引用すると次の如くである。[15]

第三表　英國と獨逸とに於ける小麥及び豚肉の價格比較表
(Neumann の調査)

13) Lassalle; Die indirecte Steuer und die Lage der arbeitenden Klassen. S. 34—43.
14) Lassalle; Die indirecte Steuer. S.99—102.
15) Neumann; Zur Gemeindesteuerreform in Deutschland. S.20—23

小麥一噸當り平均價格

	英國	プロイセン	豚肉一キロ平均價格			
				倫敦	伯林	
一八七五―七九年	二二三麻	二〇七麻	一六六一―七〇年	一二〇片	一〇八片	
		關稅制定			關稅制定	
一八八一―八五年	一八〇麻	一八九麻	一八八七年	一〇一片	一二〇片	
			一八八八年	九四片	一一六片	
一八八六―九〇年	一四三麻	一七〇麻	一八八九年	一〇一片	一三〇片	
			一八八九年	九九片	一四四片	

單に小麥及び豚肉に限らず其他脂肪、パン、麥粉、鹽、砂糖、石油に就いて見るに、關稅制定前には獨逸の方が英國よりも非常に廉價なりしものが、關稅制定を期として兩者の關係が逆になつてゐる。Neumann は其解決の鍵を求めた結果、英國和蘭が自由貿易をとれるに獨逸が關稅主義を奉じてゐる事が其原因であると云ふのである。

Neumann の統計的研究の重心は、關稅が轉嫁するや否やの問題よりも、寧ろ、關稅其他或種の租稅の全部又は一定部分が轉嫁する事を假定して、その負擔が各所得階段の間に如何に分配せられてゐるかを研究した點である。

Neumann は五百二十六の家計簿を蒐集し[16]、それを基礎として轉嫁關係を數字的に示したのである。五百二十六の家計簿の中、彼は更に信賴すべき七十六の家計簿を選び、此を所得の大小に應じて、八百麻以下の所得を有する家庭十三、八百麻乃至千二百麻の階段二十八、千二百麻乃至二千麻の所得階段に屬する家庭十八、二千麻乃至四千麻五家庭、四千麻乃至一萬麻を五、一萬麻以上七と、都合六階段に分ち、各所得階段につき間接消費稅額と所得金額との割合を求めたのである。これが算定の基礎として、彼は、間接消費稅の課稅物件たる(一)鹽　(二)砂糖　(三)珈琲　(四)石油　(五)脂肪類　(六)パン、麥粉、米　(七)煙草　(八)葡萄酒　(九)火酒　(十)麥酒　の消費量及び消費額を各家庭につき計算してゐる。第四表が其結果である。[17]

第四表　獨逸に於ける各間接消費稅負擔額表(Neumann の計算)

16) Neumann; a. a. O. S. 16—19
17) Neumann; a. a. O. S. 255—263

所得階段	鹽 消費量（封度）	鹽 消費額（麻）	鹽 消費税負擔 絶對額（麻）	鹽 消費税負擔 所得に對する割合（%）	砂糖 消費量（封度）	砂糖 消費額（麻）	砂糖 消費税負擔 絶對額（麻）	砂糖 消費税負擔 所得に對する割合（%）	珈琲 消費量（封度）	珈琲 消費額（麻）	珈琲 消費税負擔 絶對額（麻）	珈琲 消費税負擔 所得に對する割合（%）	計 所得に對する消費税負擔割合（%）
一萬麻以上	七五	約七・五	約四・五	0・0二	二六六	約一四五	約二五・七	0・一一	約九九	約一五三	約二〇	0・0九	0・二三
四千麻乃至一萬麻	五六	五・六	三・四	0・0五	一五三	七二	一三・七	0・二二	六三	九三	一二・五	0・二〇	0・四七
二千麻乃至四千麻	五五	五・六	三・三	0・一二	八五	四六	七・七	0・二七	三五	四一	七・一	0・二五	0・六四
千二百麻乃至二千麻	四二	四・五	二・五	0・一九	三八	一七	三・四	0・二四	二六	三四	五・一	0・三八	0・八一
八百麻乃至千二百麻	四八	四・七	二・九	0・二九	三二	一四	二・九	0・二九	二二	二七	四・四	0・四四	一・〇二
八百麻以下	四六	四・五	二・八	0・五六	九	三・五	0・九	0・一七	六	六	一・二	0・二〇	0・九三

第二類　石油

所得階段	消費量（封度）	消費額（麻）	消費税負擔 絶對額（麻）	消費税負擔 所得に對する割合（%）
一萬麻以上	約五六〇	約一一三	約六・七	0・〇七
四千麻乃至一萬麻	四一〇	七二	一二・三	0・二一
二千麻乃至四千麻	一八〇	二七	五・四	0・一九
千二百麻乃至二千麻	一二四	一九	三・七	0・二八
八百麻乃至千二百麻	八六	一二一三	二・六	0・二七
八百麻以下	六三	九一〇	一・九	0・三八

第三類　脂肪類

所得階段	消費量（封度）	消費額（麻）	消費税負擔 絶對額（麻）	消費税負擔 所得に對する割合（%）
一萬麻以上	約一六二	約一三三	三・七—七・二	0・〇一—0・〇二
四千麻乃至一萬麻	六一	五八	一・四—二・八	0・〇二—0・〇五
二千麻乃至四千麻	七八	六六	一・九—三・七	0・〇六—0・一二
千二百麻乃至二千麻	五二	三五	一・一—二・三	0・〇八—0・一七
八百麻乃至千二百麻	六五	四四	一・五—二・八	0・一五—0・二八
八百麻以下	二七	一二一三	0・五—0・九	0・〇八—0・一六

第四類　パン、蔘粉、米類

所得階段	消費量（封度）	消費額（麻）	消費税負擔 絶對額（麻）	消費税負擔 所得に對する割合（%）
一萬麻以上	約三、四四〇	約四八	三〇・三—六〇・五	0・一二—0・二四
四千麻乃至一萬麻	二、〇五〇	二四九	一八・七—三七・六	0・三一—0・六二

第五類　煙草、葡萄酒、火酒、麥酒

所得階段	間接消費税負擔の所得金額に對する割合（%）													
	塩	珈琲、茶、砂糖及び	石油	煙草	酒類	パン、麥粉	脂肪	合計						
入百麻以下	0.25	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30						
千麻以上千二百麻	0.29	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34						
千二百麻乃至二千麻	0.31	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36						
二千麻乃至四千麻	0.33	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38						
四千麻乃至一萬麻	0.35	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40						
一萬麻以上	0.37	0.42	0.42	0.42	0.42	0.42	0.42	0.42						

第五表　各所得階段に於ける間接消費税の全負擔割合（Neumann の調査）

本表を見ると、煙草酒類を除き、間接消費税の負擔に共通せる一現象が存し、Neumann は、第四表に於て消費量消費額より間接消費税負擔額を算定するに當り、納税額の全體が消費者に轉嫁したるものと假定してゐる。但しパン、麥粉、脂肪の關税については、景氣の變動に伴ひ、或は内地又は内地と外國とでそれを共同負擔をする場合あるが故に、彼は、五〇％負擔の場合を最低とし一〇〇％負擔の場合を最高とし二樣の計算を施してゐる。第四表の數字を合計して、各所得階段に於ける間接消費税の全體の負擔を算定すると第五表を得るのである。[18]

18) Neumann; a. a. O. S. 255—263

てゐる。所得金額が大となるに從ひ、消費税が所得に對して占むる割合の少くなつてゐる事が、これてある。而してこの逆進的の趨勢は、各家庭の負擔する間接消費税の合計を算定する事によつて、明瞭に示されるのてある。間接消費税負擔の最低の數字をとれば、八百麻以下の所得階段にては所得の四・五一%を消費税として負擔してゐるのに、所得階段の上るにつれ漸次その割合を減じ、遂に一萬麻以上の階段に至ると一・一三%の數字になつてゐる。更に、最高の數字に就いても、同樣に逆進の現象あるを見るのてある。八百麻以下の所得階段の負擔する消費税の税率七・二八%に比較すると、一萬麻以上の所得階段の税率一・二六%は、恰も六分の一に當つてゐる。注目すべき事てある。

更に Neumann は Obersohlesien にて調査した四百五十の家計簿の一部と瑞西の家計簿とに就き、各所得階段毎に於ける間接消費税負擔の割合を算出したのてある。勿論瑞西の分は獨逸と同じ間接消費税が課せられると假定した結果てある。Obersohlesien の分と瑞西の調査とを比較し、それに前揭の結果を對照すると、次の數字を得る事が出來る。

第六表　各地方に於ける各所得階段の間接消費税負擔割合比較表
（Neumann の調査）

所得階段	間接消費税負擔の所得金額に對する割合(%)		
	Obersohlesien	瑞西	前揭調査
一萬麻以上	不明	不明	一・二―一・三
四千麻乃至一萬麻	―	一・四―一・六	一・六―一・九
二千麻乃至四千麻	―	一・六―二・四	一・七―二・一
千二百麻乃至二千麻	二・七―三・八（一九一家庭）	二・〇―二・八	二・七―三・八
八百麻乃至千二百麻	三・七―五・一（二〇二家庭）	二・七―三・八	三・七―五・一
八百麻以下	四・五―七・三八（二七家庭）	不明	四・五―七・二

Neumann の調査は非常に暗示に富んでゐる。然し、轉嫁が五割又は十割必ず行はれるものとして其負擔を算定してゐる所に議論の餘地があり得るのてある。

III　Mombert

Paul Mombert の研究は Die Belastung d.s Arbeitereinkommens durch die Kornzölle, 1901. に發表せられてゐる。家計簿を利用した事は Neumann と同樣てあるが、

Neumann が凡ての間接消費税を網羅したのに對し、彼は單に穀物關税に就いて轉嫁の程度を研究したのである。

轉嫁それ自身の統計的研究に至つては、Mombert は Neumann と同樣に極めて簡單に片付けてゐる。[19] Adolf Wagner が「穀價の騰貴がパンの價格に影響する事は考へ得られる。然し、パンの價格は麥粉以外の他の要素に强く支配せられて變動するものなるが故に、必ずしも穀價の騰貴だけパンの價格が騰貴するものなりとは云ひ得ない」と主張せるを批評し、更に穀物關税とパンの價格との關係を說く爲めに Laspeyres, Metzler を引用してゐる。結局穀物關税はパンの價格を高めるものであるから、最後は消費者の負擔に歸すると云ふのである。

Mombert の研究の重心は、寧ろ各家計簿につき穀物關税の負擔を調査した點に存してゐる。彼は Wörishofer "Die soziale Lage der Fabrikarbeiter in Mannheim" 1891. "Die soziale Lage der Cigarrenarbeiter in Grossherzogtum Baden" 1890. Fuchs "Die soziale Lage der Pforzheimer Bijouteriearbeiter" 1901. Ballin "Der Haushalt der arbeitenden Klasse" 1883. "Frankfurter Arbeiterbudgets" 1890. Schlieben "Untersuchungen über das Einkommen und die Lebenshaltung der Handweber im Bezirke der Amtshauptmannschaft Zittau" より二百以上の家計簿を蒐集し、その中更に消費物の價格竝に數量の完備したもの七十五を選び、統計的加工を施したのである。[20]

當時の穀物關税は、穀物二 Zentner (百キログラム) につき三麻五十片を課したのであつた。Mombert の考によれば、穀物百キログラムにつき三麻五十片の課税が其儘に麥粉の價格に加はり更にパンの價格にうつるのである。然らば、各家計に於て消費する麥粉及びパンと穀物との關係を明かにして、穀物關税が果してどれだけ轉嫁せられてゐるかを調べねばならぬ。彼は次の方式を示してゐる。[21]

一キログラム小麥粉＝一・三三キログラム小麥
一キログラム裸麥粉＝一・五四キログラム裸麥
一キログラム白パン又は黑パン＝一・一〇キログラムの小麥又は裸麥

彼は、此方式を基礎として、如何に穀物關税が生計の上に影響したかを各職

19) Mombert; Die Belastung des Arbeitereinkommens durch die Kornzölle S. 3—8

20) Mombert; a. a. O. S. 10
21) Mombert; a. a. O. S. 11—12

業に屬する人に就いて調査したのである。第七表が それ である。[22]

第七表　一成年者の負擔する穀物關税と所得との關係表
(Mombert の調査)

所得階段	調査番號及び職業別	一成年者當り年所得（麻）	一成年者當り穀物消費量（キログラム）	現行三・五〇麻の關税に基く年負擔 絶對額（麻）	現行三・五〇麻の關税に基く年負擔 所得に對する割合（%）	關税五〇片當り年負擔 絶對額（麻）	關税五〇片當り年負擔 所得に對する割合（%）
二百麻以下の所得階段	一、織　布　人(Zittau)	九九	一六〇	五・六〇	五・六	〇・八〇	〇・八一
	二、同	一〇四	二九九	一〇・四七	一〇・一	一・四四	一・三八
	三、同	一〇七	二八二	九・八七	九・二	一・四一	一・三一
	四、同	一一六	一八八	六・五八	五・七	〇・九四	〇・八一
	五、同	一一八	一六四	五・七四	四・九	〇・八二	〇・六九
	六、同	一二七	二三九	八・〇二	六・八	一・一五	〇・九七
	七、同	一二三	二三三	七・八四	六・二	一・一三	〇・八八
	八、同	一二七	二三七	八・八三	六・六	一・二六	〇・九五
	九、同	一四三	二六八	九・三八	六・六	一・四四	一・〇五
	一〇、同	一四五	一八七	六・五五	四・五	一・三四	〇・九四
	一一、同	一四五	二六七	九・三五	六・四	一・三六	〇・九二
	一二、同	一四五	二八七	一〇・〇五	七・三	一・四四	一・〇五
	一三、同	一五二	一九三	六・七六	四・五	〇・九七	〇・六四
	一四、卷煙草勞働者(Baden)	一五五	二六八	九・三八	六・一	一・三四	〇・八八
	一五、織　布　人(Zittau)	一五三	二〇九	一〇・八二	七・一	一・五五	一・〇二
	一六、卷煙草勞働者(Baden)	一五八	二四一	八・四四	五・五	一・二一	〇・七七
	一七、織　布　人(Zittau)	一六一	二八〇	九・八七	六・一	一・四一	〇・八八
	一八、同	一六一	二四〇	八・四〇	五・二	一・二〇	〇・七五
	一九、同	一六八	二四七	八・六五	五・四	一・二四	〇・七八
	二〇、同	一六八	二七三	九・五六	六・〇	一・三七	〇・八五
	二一、同	一六二	二九七	一〇・四〇	六・四	一・四九	〇・九二
	二二、同	一七二	二一二	七・四二	四・三	一・〇六	〇・六三
	二三、化學工場勞働者(Mannheim)	一七五	一八六	六・五一	三・七	〇・九三	〇・五四
	二四、織　布　人(Zittau)	一八一	二七九	九・七七	五・四	一・四〇	〇・七七
	二五、同	一九一	二五三	一一・三一	五・九	一・六二	〇・八五
二百麻乃至三百麻の所得階段	二六、織　布　人(Zittau)	二〇三	三一五	一一・六六	五・七	一・六七	〇・八二
	二七、卷煙草勞働者(Baden)	二〇三	二二五	七・八八	三・九	一・一三	〇・五六
	二八、織　布　人(Zittau)	二〇九	二五一	八・七九	四・二	一・二六	〇・六〇
	二九、鐵道勞働者(Frankfurt)	二一三	二四三	一二・〇一	五・四	一・七三	〇・七七
	三〇、卷煙草勞働者(Baden)	二一四	一五五	五・四三	二・四	一・〇七八	〇・三三
	三一、織　布　人(Zittau)	二一二	二九五	一〇・三三	四・五	一・四八	〇・六四
	三二、同	二一三	三二〇	一一・二〇	四・八	一・六〇	〇・六九
	三三、化學工場勞働者(Frankfurt)	二一五	一四四	五・〇四	二・一	一・〇七二	〇・三二

22) Mombert; a. a. O. S. 54, 55, 60

所得階段	調査番號及び職業別	一成年者一年所得（馬克）	一成年者一年當り消費穀物量（ライ麥キログラム）	頁の現行稅三・五〇に至る年額		關稅五〇斤當り年負擔	
				絕對額（馬克）	所得に對する割合（%）	絕對額（馬克）	所得に對する割合（%）
	三四、工場勞働者（硝子師）(Mannheim)	三六	三四	八・七三	三・七	一・三五	〇・五九
	三五、皮革工場勞働者(Mannheim)	三九	三九	10・四七	四・四	一・四〇	〇・六〇
	三六、織布人(Zittau)	三四〇	三三五	11・三八	四・七	一・六三	〇・六八
	三七、卷煙草勞働者(Baden)	三四七	三九五	10・三三	四・二	一・四八	〇・六〇
	三八、寶玉勞働者(Pforzheim)	三六七	一九七	六・九〇	二・四	〇・九一	〇・三四
	三九、卷煙草勞働者(Baden)	三九三	一〇五	七・一八	二・五	一・〇五	〇・三七
三百歳乃至四百歳の所得階段	四〇、卷煙草勞働者(Baden)	四〇〇	一四五	五・三九	一・八	〇・七五	〇・二六
	四一、日雇勞働者(Frankfurt)	四二三	三	一・一九	〇・三七	〇・一七	〇・〇六
	四二、卷煙草勞働者(Baden)	四二三	一七三	六・〇三	一・九	〇・八六	〇・二七
	四三、同	四二八	一六〇	五・六〇	一・七	〇・八〇	〇・二四
	四四、ゴム工場勞働者(Mannheim)	四三〇	一〇五	七・一一	二・二	一・〇五	〇・三二
	四五、卷煙草勞働者(Mannheim)	四三五	一五五	五・四六	一・六	〇・七七	〇・二三
	四六、工場日雇勞働者(Mannheim)	四三七	一三二	七・八二	二・三	一・一三	〇・三三
	四七、寶玉勞働者(Pforzheim)	四三七	一三七	九・七八	二・八	一・三五	〇・四〇
	四八、セメント工場勞働者(Mannheim)	四三八	一六七	10・〇一	二・八	一・四一	〇・四一
	四九、卷煙草勞働者(Baden)	四三九	一三六	七・六五	二・一	一・〇八	〇・三一
四百歳乃至五百歳の所得階段	五六、寶玉勞働者(Pforzheim)	四〇〇	一三五	七・八六	一・九	一・三五	〇・三八
	五七、卷煙草勞働者(Baden)	四〇六	一三四	七・四九	一・八	一・〇五	〇・二六
	五八、同	四〇六	一三五	八・九六	二・二	一・二八	〇・三二
	五九、市場從業員(Ballin)	四一五	一六九	五・九三	一・四	〇・八五	〇・二〇
	六〇、工場勞働者（織物師）(Mannheim)	四一七	一三四	七・四九	一・七	一・〇五	〇・二五
	六一、時計圖工師(Baden)	四一七	一三九	10・一三	二・三	一・四五	〇・三四
	六二、寶玉勞働者(Pforzheim)	四一九	一三七	八・三〇	一・八	一・一九	〇・二七
	六三、工場勞働者（製陶工）(Mannheim)	四二五	一三五	八・九三	二・〇	一・二六	〇・二八
	六四、勞働者（藥局從業員）	四二五	一三六	八・三五	一・八	一・一九	〇・二六
	六五、工場勞働者（鍛ッキ）(Mannheim)	四二五	一〇二	七・〇七	一・六	一・〇一	〇・二三
	六六、寶玉勞働者(Pforzheim)	四二六	一三一	八・四四	一・八	一・二五	〇・二七
	六七、同	四二九	一三一	八・四四	一・七	一・二五	〇・二九
五百歳乃至六百歳の所得階段	六八、工場勞働者（旋盤工）(Mannheim)	四三八	一三四	七・四九	一・七	一・〇七	〇・二四
	六九、寶玉勞働者(Pforzheim)	四三九	一三	〇・七	〇・一	〇・〇一	〇・〇二

所得階段	調査番號及び職業別	一成年者當り年所得（マルク）	一成年者當り穀物消費量（キログラム）	現行三・五〇麻の關税に基く年負擔 絶對額（麻）	現行三・五〇麻の關税に基く年負擔 所得に對する割合（%）	關税五〇片當り年負擔 絶對額（麻）	關税五〇片當り年負擔 所得に對する割合（%）
六百麻以上の所得階段	七〇、工場勞働者（機械）（Mannheim）	五四〇	三〇六	一〇・七一	一・九	一・三五	〇・二八
	七一、賃玉勞働者（Pforzheim）	五七七	一六六	五・八一	一・〇	〇・八三	〇・一五
	七二、同	五七三	三四一	一一・九四	二・一	一・七一	〇・三〇
	七三、賃玉勞働者（Pforzheim）	六〇〇	三〇八	一〇・九八	一・八	一・三四	〇・二六
	七四、同	七三九	一六八	五・八八	〇・八	〇・八四	〇・一三
	七五、同	八〇〇	二七六	九・六六	一・三	一・三八	〇・一七

第七表を標準にして、現行の穀物關税が生計の上に如何なる影響を及ぼすか、更に穀物關税を動かす事によつて各家庭の平均負擔額が如何に變化するやを調査して、第八表を得たのである。

第八表　穀物關税による各所得階段の負擔割合表

（Mombert の調査）

（イ）所得階段別

所得階段	現行三・五麻の穀物關税に基く年負擔 絶對額（麻）	現行三・五麻の穀物關税に基く年負擔 所得に對する割合（%）
二百麻以下（二五家庭）	八・六三	六・〇一
二百麻乃至三百麻（一四家庭）	九・〇九	三・九
三百麻乃至四百麻（一六家庭）	七・六八	二・二
四百麻乃至五百麻（一二家庭）	八・一一	一・八四
五百麻乃至六百麻（一五家庭）	七・九七	一・四四
六百麻以上（三家庭）	八・七七	一・三

（ロ）穀物關税の變動と各家庭平均負擔額

所得階段	穀物關税 絶對額（麻）	穀物關税 所得に對する割合（%）
二百麻以下（二五家庭）	〇・五麻	四・五麻
二百麻乃至三百麻（一四家庭）	三・五麻	四・五麻
三百麻乃至四百麻（一六家庭）	四・五麻	五・五麻
四百麻乃至五百麻（一二家庭）	五麻	六麻
五百麻乃至六百麻（一五家庭）	六麻	六・五麻
六百麻以上（三家庭）	七麻	七・五麻

同一家族數て且つ他の事情が異らずんば、所得額が低ければ低き程、穀物關税の影響する度が强くなると云ふのが、彼の主張である。而して此主張は第八表て證明せられてゐるのてある。

Mombert は更に家族の數と穀物關税の負擔との關係を調べてゐる。第九表が其結果である。[23]

第九表　家族數と穀物關税負擔との關係 表(Mombert の調査)

家族數	穀物關税負擔額(麻)	所得に對する割合(%)
一〇人(三家庭)	五五・四〇	六・四
九人(二家庭)	六一・八五	五・三
八人(八家庭)	四六・七四	三
七人(五家庭)	四六・三九	二・五
六人(八家庭)	三四・七五	四・六
五人(一三家庭)	三〇・九八	三・八
四人(二一家庭)	二四・二四	三・四
三人(五家庭)	一八・七三	二・四
二人(一〇家庭)	一九・二四	五・七

所得に對する穀物關税の割合は非常に不規則であるが、穀物關税負擔の絶對額は一定の關係に支配せられてゐる。十人の家族と九人の家族との關係は多少不同を示してゐるが、二人の家族の穀物關税負擔額が十九麻十四片なるに對し、九人、十人の家族の場合には五十五麻四十片、六十一麻八十九片にして、後者は前者の三倍である。同一所得の家庭に於ては、子供の數が多ければ多い程穀物關税が强く擧くと云ふ事實は演繹的にも證明せられるのであるが、第九表に於ても大體之を察する事が出來る。只第九表の材料となつてゐる家庭は、其所得が千差萬別であつて、必ずしも此種の目的に適當した調査材料とは云へないのである。

かくて Mombert は、轉嫁したと假定した穀物關税につき、その影響を種々の方面より統計的に研究したのである。

四　Gerloff

Neumann の研究に一歩を進めたのは、Wilhelm Gerloff が Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik 1908. S. 1—14, 145—172 に發表したる論文 Verbrauch und Verbrauchsbelastung kleiner und mittlerer Einkommen in Deutschland um die Wende des 19. Jahrhunderts である。Gerloff は Neumann の門下にして恩師の研究に刺戟せられて、恩師の研究を發展せしめたのである。

23) Mombert; a. a. O. S. 14

Gerloff は、從來の研究と異り、材料の吟味を各種の方面に於て試みたのであつた。[24]

第一は調査主體である。彼は合計千六十九の家庭について調査したのであるが、其中より伯林市統計局調査にかゝる八百八十九(九百八十の材料の中に不適當のもの九十一あり)を除きたる殘餘百八十が確實なる材料として、專ら用ひられたのである。其材料を分類すると、

一、千九百年乃至千九百五年のバイエルン工場監督官報告

二、Nürnberg の勞働者の家計(千九百一年 Nürnberg 勞働局)

三、千九百六年に於ける Hamburg 小學校敎員の家計

四、郵便局傭人の家計(千九百三年獨逸郵便新聞)

五、Karlsruhe 地方の工業勞働者事情(フックス研究、千九百四年)

六、二人の工場勞働者の家計(私刊行物、千九百六年)

七、Krefeld, Stettin, Leipzig 及び其他の都市に於ける七種の家計

の七種である。卽ち百八十の家庭中で勞働者は百六にして、他の七十四は敎員及び郵便局事務員である。此等百八十の家庭は、平均家族數四・二人である。最初材料を蒐集するに際し、獨身者の家計簿、多人數の家族を有する家計簿を除外したから、何れの家庭の家族數もこの平均家族數と大差がないのである。

第二、調査客體として、各家庭の收入支出の狀況を調べ、以て間接消費税の負擔關係を明かにしたのである。Gerloff は、大體 Neumann の先例に基き、所得階段を次の如くに分類してゐる。

所得階段	伯林市統計局調査	其他の百八十の調査	計
四千麻乃至六千麻	—	九	九
二千麻乃至四千麻	二〇九	六一	二七〇
千二百麻乃至二千麻	六四一	七六	七一七
八百麻乃至千二百麻	三九	二九	六八
八百麻以下	—	五	五

支出の方面としては、特に間接税の課税物件に就き、その消費量、消費額及び租税負擔額を調べてゐる。卽ち、各消費者が、(一)鹽(二)砂糖(三)珈琲(四)石油(五)脂肪(六)肉(七)穀物(八)煙草(九)火酒(十)麥酒を幾何消費し、且つこれによつて幾何の間接

24) Gerloff; Verbrauch und Verbrauchsbelastung kleiner und mittlerer Einkommen in Deutschland um die Wende des 19. Jahrhunderts. S. 5—9

消費税を負擔せりやを計算したのである。關税の全額及び半額を、關税負擔の最高最低とせし事は、Neumann の場合と同樣である。尙砂糖消費税は、一〇〇キログラムにつき二十麻の場合と十四麻の場合とがあつたから、これ亦最高最低の二場合に分つたのである。尙、參考の爲めに州及び地方團體に納付する直接税をも算定したのである。

第三は研究方法である。伯林の八百八十九の生計調査は尋問樣式によつたので充分の信用を置くを得ないが、其他の百八十の調査は「滿一箇年繼續の記帳樣式」であるから、安んじて此を利用する事が出來る。Gerloff は、材料の吟味せられてゐる後者を專ら利用し、前者には單に補充的の意味を附したるに過ぎない。

最後に、調査期間としては千九百年乃至千九百六年が採用せられてゐる。但し Nürnberg の材料は、特に正確なるものであるから、千八百九十九年二月一日に始まつてゐるに拘らず、例外的に採用せられたのである。Gerloff は大體此の方針に基き關税消費税の負擔の調査を各所得階段に就き試み、第十表を得たのである。[25]

第十表　間接消費税の負擔額表（Gerloff の調査）

品物	所得階段	消費量（キログラム）全體	消費量（キログラム）一人當り	消費額（麻）	租税負擔 絶對額（麻）	租税負擔 所得に對する割合（%）
一、鹽	四千麻乃至六千麻	約 一二・〇	約 三・二	約 二・三〇	一・五〇	〇・〇三
	二千麻乃至四千麻	一五・五	三・八	三・〇	一・九〇	〇・〇七
	千二百麻乃至二千麻	一九・七五	四・八	四・〇	二・四〇	〇・一五
	八百麻乃至千二百麻	二六・五	六・二	五・三〇	三・二〇	〇・三一
	八百麻以下	二〇・〇	五・一	四・〇	二・四〇	〇・三三
二、砂糖	四千麻乃至六千麻	約 五二	約 一三・二	約 三〇	七・三—一〇・四	〇・一六—〇・二四
	二千麻乃至四千麻	四四	一〇・八	二五	六・二—八・八	〇・二五—〇・三三
	千二百麻乃至二千麻	四〇	九・四	二三	五・六—八・〇	〇・四〇—〇・五一
	八百麻乃至千二百麻	三一・五	七・二	一九	四・四—六・三	〇・四三—〇・六一
	八百麻以下	二九	七・一	一五	四・一—五・八	〇・五九—〇・八八
三、珈琲	四千麻乃至六千麻	約 一六	約 四・一	約 二八	六・四〇	〇・一四
	二千麻乃至四千麻	一三	三・〇	二七	四・八〇	〇・一八
	千二百麻乃至二千麻	一八	四・一	三〇	七・二〇	〇・四六
	八百麻乃至千二百麻	一八	四・〇	一九	七・二〇	〇・七〇
	八百麻以下	九・五	二・五	一七	四・〇〇	〇・五五

25) Gerloff; a.a. O. S. 9—44

品物	所得階段	消費量（キログラム）全體	消費量（キログラム）一人當り	消費額（麻）	租税負擔 絶對額（麻）	租税負擔 所得に對する割合（%）
四、石油	四千麻乃至六千麻	約 四一	約 一〇・七	約 一〇・五〇	三・一〇	〇・〇七
	二千麻乃至四千麻	一〇〇	二四・七	二三・〇〇	七・五〇	〇・一八
	千二百麻乃至二千麻	七〇	一六・五	一六・〇〇	五・二〇	〇・三三
	八百麻乃至千二百麻	五四	一三・〇	一三・〇〇	四・〇〇	〇・三九
	八百麻以下	四三	一〇・一	一〇・〇〇	三・二〇	〇・四四
五、脂肪類	四千麻乃至六千麻	約 一五・五	約 三・八	約 二四	〇・八—一・五	〇・〇三—〇・〇四
	二千麻乃至四千麻	一八・〇	四・四	二八	〇・九—一・七	〇・〇五—〇・〇六
	千二百麻乃至二千麻	一六・五	四・〇	二四・五	〇・八—一・五	〇・〇五—〇・一〇
	八百麻乃至千二百麻	一五・〇	三・四	二四	〇・七—一・四	〇・〇七—〇・一四
	八百麻以下	一一・〇	二・九	一五	〇・五九—一・〇	〇・〇七—〇・一四
六、肉	四千麻乃至六千二	約 二〇七		約 三三九	四・一〇—八・二〇	〇・〇九—〇・一八
	二千麻乃至四千麻	一三三		二〇六	二・五〇—四・九〇	〇・一〇—〇・二〇
	千二百麻乃至　千麻	一〇〇		一四三	二・二〇—四・〇〇	〇・一三—〇・二六
	八百麻乃至千二百麻	八六		九四	一・三〇—二・六〇	〇・〇八—〇・一六
	八百麻以下	三〇		三八	〇・六〇—一・二〇	〇・〇八—〇・一六
	四千麻乃至六千麻	約 六五〇		約 二〇九	一一・四〇—二三・八〇	〇・二九—〇・五〇
	二千麻乃至四千麻	八〇〇		一九八	一四・〇〇—二八・〇〇	〇・三五—一・〇五

品物	所得階段	消費量（リツトル）全體	消費量（リツトル）一人當り	消費額（麻）	租税負擔 絶對額（麻）	租税負擔 所得に對する割合（%）
七、穀物（パン、麥粉、捏粉）	千二百麻乃至二千麻	七一七		一五一	一三・五〇—二五・〇〇	〇・八〇—一・六〇
	八百麻乃至千二百麻	六三五		一四五	一一・一〇—二二・二〇	一・〇七—二・一四
	八百麻以下	四七〇		一一三	八・二〇—一六・四〇	一・二四—二・二八
八、煙草	四千麻乃至六千麻	約 五・二		約 三九	四・三〇	〇・〇九
	二千麻乃至四千麻	五・六		二五	三・九〇	〇・一五
	千二百麻乃至二千麻	四・〇		一八	二・七〇	〇・一七
	八百麻乃至千二百麻	六・〇		一五	二・七〇	〇・二六
	八百麻以下	二・五		三	一・一〇	〇・一五
九、火酒	四千麻乃至六千麻	約 九・〇		約 一四・〇	三・八〇	〇・〇八
	二千麻乃至四千麻	五・〇		六・〇	二・一〇	〇・〇八
	千二百麻乃至二千麻	三・五		二・〇	一・三〇	〇・〇九
	八百麻乃至千二百麻	二・〇		一・〇	〇・六〇	〇・〇六
	八百麻以下	一・六		〇・九	〇・五〇	〇・〇七
十、麥酒	四千麻乃至六千麻	約 二四〇	約 一四〇	約 二三三	四・四	〇・一一
	二千麻乃至四千麻	三三〇	九五	一〇六	三・七	〇・一四
	千二百麻乃至二千麻	三〇〇	一二〇	一一三	五・〇	〇・三三

八百麻乃至千二百麻	二六五	六二	八三	二・六	〇・二五
八百麻以下	一六〇	四〇	三九	一・六	〇・二三

彼は、更に一般直接税の負擔額及び負擔割合を各所得階段にて調査し、これを第十表の間接消費税の調査と綜合して、第十一表の租税負擔合計表を算定したのである。[26]

第十一表　租税負擔合計表（Gerloff の調査）

所得階段	一般直接税		間接消費税		租税負擔合計	
	絶對額（麻）	所得に對する割合（%）	絶對額（麻）	所得に對する割合（%）	絶對額（麻）	所得に對する割合（%）
四千麻乃至六千麻	二〇〇・〇〇	四・〇〇	四八・一〇—六七・五〇	一・〇四—一・四八	二四八・一〇—二六七・五〇	五・〇四—五・四八
二千麻乃至四千麻	五〇・〇〇	一・八七	四七・五〇—六六・三〇	一・八〇—二・五四	九七・五〇—一一六・三〇	三・六七—四・四一
千二百麻乃至二千麻	一二・三五	〇・七九	四四・七〇—六二・三〇	二・八九—三・九八	五七・〇五—七四・六五	三・六八—四・七七
八百麻乃至千二百麻	九・九〇	〇・九五	三七・八〇—五二・八〇	三・六二—五・〇二	四七・七〇—六二・七〇	四・五七—五・九七
八百麻以下	三・五〇	〇・四九	二六・二〇—三六・八〇	三・六四—五・二三	二九・七〇—四〇・三〇	四・一三—五・七一

直接税の場合には、その税率が〇・四九%より〇・九五%、〇・七九%、一・八七%、四・〇〇%と所得階段の大となるに從ひ増加してゐる。

26) Gerloff; a.a. O. S. 164
Handbuch der Finanzwissenschaft. S. 484

直接税の累進的たるに反し間接消費税が逆進を示してゐる事は、第十一表で明かとなる。かくて Gerloff は材料の選擇吟味に力をつくして、この重大なる結論に達したのである。

五　批評

以上、社會的原則を主とする租税の統計的研究を Lassalle と Engel, Neumann, Mombert, Gerloff に就いて一瞥したのであつた。此種の研究の特色として擧ぐべきは、生計調査を用ひる事と且つ轉嫁の事實を豫め假定する事との二つである。

生計調査により間接消費税の負擔を研究する事は頗る困難なる仕事であるが、その齎す所は可なり大である。然し、此種の研究が成立し得る爲めには、その前提として比較的完備したる生計調査が存在してゐなければならぬ。高野博士が二十職工の家庭に就き生計調査を試みられて以來、我國でも可なり大規模なる且つ確實なる生計調査が續々發表せられてゐる。例へば、大阪市役所の "Cost of living among labourers in Osaka" 内務省衛生局の「東京市京橋區

月島に於ける實地調査報告」、東京府内務部社會課の「東京市及近接町村中等階級生計費調査」、近くは協調會の「俸給生活者職工生計調査報告」に發表せられてゐる生計調査の如き、定めて巨額の經費と多大の苦心との結果になるものであらう。只遺憾な事は、我國に於て發表せられし此等の生計調査には、——原表は知らず——支出の内譯として單に消費物の價額のみが揭載せられ、その銘柄及數量に關する記述が全然缺けてゐるのである。かくては、此等の消費物が納稅者たる生產者の手にある時に果して幾何の間接消費稅を負擔せしや、從つて各消費者は結局幾何の間接消費稅を負擔せりや、更に進んで各消費者の所得金額と間接消費稅の負擔との關係は如何なる狀態にありや等の問題は、此種の生計調査により解決し得ないのである。大正十五年秋より始められた、統計局の家計調査に就いては、此の點に於て期待する所が大である。

此種の統計的研究には、しばしば繰り返したるが如く、重大なる假定が横たわつてゐるのである。卽ち納稅者の負擔せし間接消費稅が、原則として、五〇％乃至一〇〇％その課稅物件と共に擔稅指定者に轉嫁する事である。思ふに間接消費稅が、納稅者たる生產者の手を離れ最後に擔稅指定者たる消費者の負擔に歸着する迄には、幾多の事情に支配せられ且つ影響せられるのである。第一に、課稅物件そのものが、その納稅者たる生產者より擔稅者たる生產者の手に移る間に、量的質的に變化するのである。更に、租稅の前拂ひ後拂ひの金融關係、其他生產者と消費者との間に存する各種の經濟上の强弱關係に基き、或は課稅額以上のものが生產者より消費者に轉嫁せられ、又は以下のものが消費者に負擔せられるのである。課稅物件そのもの及び轉嫁の稅額にかくの如き動搖が存するが故に、納稅者の支拂ひし租稅の恰も一〇〇％が其儘に擔稅者に轉嫁すると假定する事は、可なり冒險を伴ふのである。材料及び方法を充分に吟味したる Mombert, Gerloff の研究にも、此意味に於ては可なり批評の餘地が存してゐる。

かくて問題は、社會的原則を主とする研究を離れ、經濟的原則を目標とする「轉嫁の統計的研究」にうつるのである。蓋し經濟的原則を主とする統計的研究は社會的原則を主とする統計的研究の前提條件たるが故である。

第二款　經濟的原則を主とする研究

租稅の經濟的原則を主としたるもの、卽ち間接消費稅が果して如何なる轉嫁關係をとるものなりやの問題に關しては種々の研究が發表せられてゐる、茲には其の代表的のものとして、Conrad, Schanz 及び Laspeyres の三者を擧げる事が出來る。

一　Conrad

J. Conrad は、Der deutsche Getreidezoll und der Getreidepreis なる論文を Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik 1881. S. 269—285 に發表し租稅轉嫁の統計的研究を經濟的原則の立場より調べてゐる。

當時の獨逸に於ては、マンチエスター學派の影響著しく、"關稅を少しにても引上ぐれば、國內の物價は恰もそれだけ騰貴する、此意味に於て穀物關稅と穀價との關係が特に密接てある"との說が新聞紙を賑はしてゐたのてある。こ れに對し、關稅が穀物の價格を通じて一般消費者に轉嫁するのは、しかく簡單なる手續て行はるるものでなく、幾多の障害により轉嫁の作用を阻止せられるものてあると、彼は主張してゐる。或は當時の經濟關係の如何によりては、少しも轉嫁せざるのみか、却つて物價の下落を來たす事もあり、又それとは反對に關稅を口實にして關稅以上に物價を引上げる事もあり得ると云ふのてある。[27]

Conrad は、交通機關の完備してゐる今日に於ても地方的差異が案外勢力ありと信じてゐるのてある。從つて關稅區域に於て關稅がどんな影響を穀物の價格の上に及ぼしてゐるか、關稅區域外の穀價の變動と關稅區域內の穀價の變動とはどんなに違つてゐるかを調べたのてある。

問題となつてゐる穀物は、小麥と裸麥と大麥と燕麥との四つてある。この四種の穀物が關稅の影響を受けて如何に變動したかを調べる爲めに、千八百七十九年と千八百八十年との價格を比較し、更に千八百八十年の價格が千八百七十九年の價格の何パーセントに上つてゐるかを計算したのてある。

彼は、プロイセン諸都市の穀價を調べる爲めには、Zeitschrift des Kgl. Preuss.

27) Conrad; Der deutsche Getreidezoll und der Getreidepreis. S 269—270

Statistischen Bureaus を用ひ其他の獨逸諸都市には Monathefte zur Statistik des deutschen Reichs, Zeitschrift des Knl. Bayerischen Statistischen Bureaus 等を利用してゐる。更にロシア、スイス、オランダ、ベルギー以外の外國の大都市に就いても穀價の調査を及ぼしたのである。第十二表はその結果である。[28]

第十二表　各地方における穀物價格表（Conrad の調査）

	小麦			裸麦			大麦			燕麦		
	一八七九年	一八八〇年	兩者の百分比	一八七九年	一八八〇年	兩者の百分比	一八七九年	一八八〇年	兩者の百分比	一八七九年	一八八〇年	兩者の百分比
Ostpreussen	一八六	二二三・二六	一二四・一	一二七	一七三	一三六・五	一二六	一四四	一一四・一	一一三	一四二	一二五・六
Westpreussen	一九〇	二〇四・一三	一〇六・八	一三五	一七九	一三二・六	一二四	一五一	一二二・七	一一八	一三三	一一九・五
Brandenburg	一八六	二二六・三〇	一一六・一	一三九	一九三	一三九・六	一四〇	一六七	一一九・三	一三五	一五九	一一七・七
Pommern	一九七	二三五・一九	一〇九・七	一三八	一八五	一三四・〇	一二七	一六一	一一七・五	一二六	一五一	一一九・八
Posen	一八六	二二三・二六	一二四・〇	一三三	一八四	一三八・三	一一八	一五二	一二八・八	一一四	一五一	一三二・七
Schlesien	一八〇	二一〇・三〇	一一六・八	一三七	一九〇	一三九・三	一二二	一五九	一三〇・二	一一八	一四六	一二四・〇
Sachsen	一九四	二二六・二二	一一一・一	一五二	二〇一	一三二・二	一六二	一七六	一〇八・五	一四二	一五四	一〇七・七
Schleswig-Holst.	二〇一	二二八・一七	一〇八・〇	一四三	一八七	一三〇・八	一四九	一六六	一一一・四	一二四	一五五	一一五・七
Hannover	一九八	二二九・二二	一一〇・六	一四九	一九五	一三〇・九	一五八	一七〇	一〇七・五	一四〇	一五〇	一〇七・一
Westphalen	二〇六	二三七・二二	一一〇・二	一五二	一九七	一二九・六	一五七	一七九	一一四・〇	一四四	一五五	一〇七・六
Hessen Nassau	二〇八	二三一・二五	一一一・〇	一五七	二〇三	一二九・三	一六〇	一七七	一一〇・五	一四二	一四三	一〇〇・七
Rheinland	二一四・四	二三五・二二	一〇九・八	一五六	二〇三	一三〇・一	一七〇	一八四	一〇八・〇	一四五	一五七	一〇八・三
Preuss. Staat	一九六	二二九・二三	一一一・九	一四四	一九三	一三五・七	一四八	一六八	一一三・五	一三四	一五二	一一三・八
Königsberg	一九一・九	二〇六・一五	一〇七・四	一三二・七	一七六・三四	一四二・五	一三五・四	一四二・七	一一三・八	一一二・八	一三八・五	一一三・八
Danzig	一九六・二	二〇九・八	一〇六・六	一三五・七	一八〇・九	一四二・九	一三九・二	一五八・二	一一三・六	一二一・八	一五〇・五	一二三・六
Berlin	一九七・九	二一七・九	一一〇・一	一三二・八	一八七・九	一四一・五	—	—	—	一二六・八	一四八・〇	一一六・七
Stettin	一九二・九	二二四・三	一一一・一	一二九・四	一八三・〇	一四一・四	一四三・一	一六二・一	一一三・三	一二四・七	一四六・七	一一七・六
Posen	一八二・八	二〇七・二五	一一三・四	一三〇・〇	一八三・四	一四一・一	一二七・三	一五三・九	一二〇・八	一三三・八	一五五・四	一一六・二
Breslau	一八八・八	二〇三・八		一三四・六	一八八・九	一四〇・三	一三一・四	一五三・三	一一六・六	一一九・七	一四七・五	一二三・二
Magdeburg	一九五・二	二二六・四	一一〇・九	一四四・七	一九六・三	一三五・六	一八八・七	一九四・三	一〇三・〇	一三八・七	一五五・三	一一三・〇
Halle	一九三・八	二一〇・五	一〇八・五	一三三・五	二〇三・五	一三三・四	一六七・二	一七九・五	一〇七・三	一四二・五	一六〇・一	一一二・四
Frankfurt a. M.	二一三・七	二三七・三	一〇九・九	一三三・六	一九九・七	一五〇・九	一七七・〇	一八六・七	一〇五・五	一四三・〇	一四三・九	一〇〇・〇
Cöln	二一五・九	二三四・〇	一〇八・四	一五六・五	二〇四・三	一三〇・五	二〇〇・一	二二三・六	一〇六・三	一四三・五	一五四・九	一〇八・六
Leipzig	二〇一・四	二二八・七	一一三・六	一五三・六	二〇六・〇	一三四・一	一六一・六	一七八・〇	一一〇・一	一四〇・〇	一五四・一	一一〇・一
Mannheim	二二六・五	二四七・四	一〇九・二	一五六・〇	二〇三・七	一二九・九	一七七・五	一九一・四	一〇七・八	一四三・九	一五一・〇	一〇四・九
Stuttgart	二三〇・二	二五三・二三	一一〇・一	一七一・六	二〇五・八	一三〇・〇	一八三・三	一九七・三	一〇七・六	一四五・八	一四八・八	一〇三・一
München	二二三・七	二四三・一	一〇八・二	一五九・六	二〇五・四五	一二八・四	二一〇・六	二〇六・九	九八・二	一四三・八	一五一・三	一〇五・二
Lindau	二三六・二	二六一・二	一一〇・六	一六五・五	二一一・六	一二七・九	二〇二・三	二一一・八	一〇四・七	一四八・〇	一五四・五	一〇四・四
München	二〇六・二	二三三・二六	一一三・六	一四九・六	一九三・八	一二九・五	一五三・〇	一五九・八	一〇五・一	一三六・六	一四一・〇	一〇三・二
Fürth	二一五・二	二四七・三三	一一四・八	一四五・四	一九三・八	一三三・三	一七八・八	一七七・二	九九・一	一四六・六	一四七・六	一〇〇・七

28) Conrad; a. a. O. S. 272 u. 273

	小麥			裸麥			大麥			燕麥		
	1879年	1900年	百圓分者比の	1879年	1900年	百圓分者比の	1879年	1900年	百圓分者比の	1879年	1900年	百圓分者比の
Nürnberg	111.4	131.0	117.1	127.4	101.7	110.0	—	—	—	—	—	—
Schweinfurt	122.2	111.2	100.0	132.8	101.3	113.7	113.0	113.2	100.0	123.4	132.7	97.5
Würzburg	111.0	132.4	104.4	123.0	110.0	113.4	113.2	113.2	101.8	123.4	123.4	100.0
Augsburg	110.2	110.8	104.5	132.0	106.4	113.3	113.0	111.8	111.8	113.8	123.7	104.5
Lindau	124.2	135.0	104.5	126.4	110.8	113.4	101.8	111.8	104.4	104.8	123.8	104.5
Lübeck	121.8	104.4	104.5	123.4	104.0	113.4	113.1	113.4	111.4	112.4	123.4	111.3
Rostock	122.2	111.1	104.4	124.0	124.3	113.4	124.1	113.3	111.8	113.1	124.1	111.3
Hamburg	111.4	113.0	103.3	123.1	101.0	113.1	103.2	113.2	104.3	124.5	124.1	111.8
Bremen	101.2	110.0	104.0	123.4	124.3	113.2	123.0	124.5	111.8	124.1	123.4	103.3
Kopenhagen	9.0	9.4	103.1	84.1	84.3	103.0	84.3	84.3	111.4	84.4	84.4	111.4
Wien	4.4	10.1	111.3	84.4	84.3	103.3	84.3	111.3	111.0	84.3	100.3	111.0
Prag	4.9	9.1	103.1	84.3	84.3	103.0	84.3	84.3	101.4	84.3	84.3	103.0
Brün	4.3	9.1	111.4	84.1	84.3	103.0	84.3	84.3	101.4	84.3	84.3	111.3
Pest	10.4	11.4	111.4	84.3	9.1	103.1	84.3	9.0	111.4	84.3	84.3	111.1
Paris	13.9	11.9	104.3	10.4	11.3	111.3	10.1	10.4	104.4	10.3	10.3	103.0
Nantes	13.4	13.0	104.3	10.4	11.1	111.4	11.4	10.1	104.4	10.1	11.0	111.4
Bordeaux	13.3	13.0	104.3	10.3	11.4	111.1	10.1	10.4	104.4	10.1	11.4	111.3
Marseille	13.4	11.0	104.3	10.3	10.4	111.3	10.3	11.4	111.4	11.4	11.4	111.3
London	12.0	14.4	111.4	14.8	14.3	111.4	14.3	14.3	111.4	14.3	14.3	111.4
New York	1.4	1.3	111.4	1.3	1.3	111.4	1.3	1.3	111.4	1.3	1.3	111.4

彼の研究にては關税區域内とそれ以外の地方とに於ける穀價の變動の關係が重大なる要素となしてゐる。第十二表に於ける五十箇所を分類して次の五地方を得たのであつた。

第一プロイセンの諸地方(十三)

Ostpreussen, Westpreussen, Brandenburg, Pommern, Posen, Schlesien, Sachsen, Schleswig-Holst., Hannover, Westphalen, Hessen Nassau, Rheinland, Preuss. Staat.

第二關税區域内にある諸都市(二十二)

Königsberg, Danzig, Berlin, Stettin, Posen, Breslau, Magdeburg, Halle, Frankfurt a. M., Cöln, Leipzig, Mannheim, Stuttgart, München, Lindau, Fürth, Nürnberg, Schweinfurt, Würzburg, Augsburg, Lübeck, Rostock.

第三關税區域外にある諸都市(三)

Hamburg, Bremen, Kopenhagen.

第四、佛國の諸都市(四)

Paris, Marseille, Bordeaux, Nantes,

第五、佛以外の諸都市(六)

Wien, Prag, Brün, Pest, London, New York.

第十三表は第十二表の數字を基礎としたものであつて、各地方に於ける小麥、裸麥、大麥、燕麥の指數(一八七九年の價格を一〇〇としたる一八八〇年の價格の指數)の最高最低を示したものである。尙最高最低の數字の屬する地方の名は之を括弧の中に入れて置いた。

第十三表　關稅と穀價指數との關係(Conrad の調査)

		第一地方	第二地方	第三地方	第四地方
小麥	最高	一一六・八(Schlesien)	一一四・一(Nürnberg)	一〇六・三(Hamburg)	一一〇・一(Marseille)
	平均	一一一・九			
	最低	一〇六・八(Westpreussen)	一〇六・六(Danzig)	一〇四　(Bremen)	一〇一・六(Bordeaux)
裸麥	最高	一一六・六(Brandenburg)	一四・六(Danzig)	一一三・九(Bremen)	一一六・六(Paris)
	平均	一一三・七			
	最低	一一六・三(Hessen Nassau)	一一〇・〇(Stuttgart)	一一六・〇(Kopenhagen)	一〇六・一(Marseille)
大麥	最高	一一〇・一(Schlesien)	一一〇・八(Posen)	一一一・六(Kopenhagen)	一一八・〇(Marseille)
	平均	一一三・一			
	最低	一〇九・三(Hannover)	九八・一(München)	一〇四・六(Hamburg)	九九・四(Bordeaux)
燕麥	最高	一一三・六(Ostpreussen)	一一三・六(Danzig)	一一八・六(Kopenhagen)	一一三・九(Nantes)
	平均	一一三・八			
	最低	一〇〇・九(Hessen Nassau)	九八・九(Schweinfurt)	一〇九・三(Bremen)	一〇九・一(Bordeaux)

第十三表を見ると、同一關稅區域に於ける穀物の價格の變動が、關稅區域を異にせる地方の穀價の變動と同樣に大であり、又往々同一關稅區域の方が關稅區域を異にする場合よりも更に其變動が大なる場合あるを知るのである。從つて穀物の價格の變動と云ふ一點より見れば、關稅區域を異にしてゐる二地方よりも、利害關係が密接なりと云ひ得る實例を見るのである。

此等の數字よりして Conrad の達した結論はこうであつた。曰く、穀物價格を決定する上に於ては、關稅よりも地方的要素の方が大なる影響を與へると。

尙 Conrad は、此種の統計的研究の非常に困難なる事を說いてゐる。穀物銘柄の如何なるものを採用すべきや、月平均の價格か年平均の價格か又は他の價格によるべきか、統計材料の取捨選擇を如何なる標準により決定すべきかにより、研究の齎す所の結果に非常の差異を生ずるものである。從つて當時の新聞紙が、漫然穀價と關稅との關係を斷定してゐるのを、種々の實例を擧げて危ぶんでゐる。[29]

Conrad の研究なるものは、租稅轉嫁に關し積極的の意見を樹てると云ふよりも、寧ろ安價なる通說に對して疑問を投げたのである。而して轉嫁の統計的研究と云へば直に社會的原則と生計調査とを聯想せしめてゐたのに對し、轉嫁そのものに統計的研究を施す事を敎へたのは、確に彼の功績である。經濟的原則を主としたる Conrad の研究は、Schanz に有力なる暗示を與へたのであつた。[30]

二　Schanz

Georg Schanz の研究は、'Zur Frage der Ueberwälzung indirekter Verbrauchssteuern auf Grund des bayerischen Malzaufschlags として、Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich 1882. S. 563—603 に收められてゐる。

Schanz はバイエルンに於けるバイエルン各地方の麥酒の小賣相場を調査したものであつて、Zeitschrift der königl. bayerischen Statistischen Bureaus に發表せられてゐる。第十四表に其內容の一部たる Oberbayern (十一箇所)の分を拔萃したのであるが、尙此他に Niederbayern (二箇所) Pfalz (十二箇所) Oberpfalz (四箇所) Oberfranken (八箇所) Mittelfranken (十一箇所) Unterfranken (三箇所) Schwaben (十箇所) に就いても同樣の調査が行はれてゐるのである。[31]

29) Conrad; a. a O. S. 279—284
30) Schanz; Zur Frage der Überwälzung indirekter Verbrauchssteuern auf Grund des bayerischen Malzaufschlags S. 563

31) Schanz; a. a. O. S. 565—568

上部バイエルン

冬麥酒

	一八七三年(クローネン)	一八七四年(同)	一八七五年(同)	一八七六年(ペンニッヒ)	一八七七年(同)	一八七八年(同)	一八七九年(同)	一八八〇年(同)	一八七三—七五年平均(ペンニッヒ)	一八七六—七八年平均(同)	一八七九—八〇年平均(同)
Aichach	六1/4	七	七	二一	二二	二二	二二	二二	一九2/7	二一2/3	二二
Burghausen	六1/2	七	七	二一	二二	二一	二〇	二二	一九11/21	二一1/3	二一
Freising	六1/2	七	七	二一	二二	二一	二〇	二二	一九11/21	二一1/3	二一
Ingolstadt	六1/2	七	七	二一	二二	二二	二〇	二二	一九11/21	二一2/3	二一
Landsberg	七1/4	七1/2	七	二一	二二	二二	二二	—	二〇5/7	二一2/3	二二
Laufen	六1/2	七	七	二〇	二〇	二〇	二〇	二二	一九11/21	二〇	二一
München	七1/4	八	八	二二	二四	二二	二二	二四	二二1/7	二二2/3	二三
Rosenheim	七1/4	八	八	二二	二四	二四	二二	二三	二二1/7	二三1/3	二二1/2
Schrobenhausen	六1/4	七	六1/2	二〇	二二	二一	二〇	二二	一八17/21	二一	二一
Traunstein	七	八	七1/4	二一	二二	二二	二二	二二	二一6/7	二一2/3	二二
Wolfratshausen	七1/4	八	八	二四	二三	二三	二二	二四	二二4/21	二三1/3	二三

夏麥酒

	一八七三年(クローネン)	一八七四年(同)	一八七五年(同)	一八七六年(ペンニッヒ)	一八七七年(同)	一八七八年(同)	一八七九年(同)	一八八〇年(同)	一八七三—七五年平均(ペンニッヒ)	一八七六—七八年平均(同)	一八七九—八〇年平均(同)
Aichach	七	八	七3/4	二三	二四	二四	二二	二四	二一2/3	二三2/3	二三
Burghausen	七	八	八	二二	二四	二四	二二	二四	二一19/21	二三1/3	二三
Freising	七	八	八	二四	二四	二四	二二	二四	二一19/21	二四	二三
Ingolstadt	七1/4	八	八	二四	二四	二四	二二	二四	二二1/7	二四	二三
Landsberg	七3/4	八1/4	八	二四	二四	二四	二四	二四	二二6/21	二四	二四
Laufen	七1/4	八	八	二四	二四	二四	二三	二四	二二1/7	二四	二三1/2
München	八1/4	九	九	二六	二七	二六	二六	二六	二五	二六1/3	二六
Rosenheim	八1/4	八3/4	九	二六	二七	二六	二四	二六	二四16/21	二六1/3	二五
Schrobenhausen	七	八	七1/4	二三	二四	二三	二二	二四	二一4/21	二三1/3	二三
Traunstein	八	九	八3/4	二四	二四	二四	二四	二四	二四11/21	二四	二四
Wolfratshausen	八	九	九	二六	二六	二六	二四	二六	二四16/21	二六	二五

B表は、當時 Bayern 議會に提出せられた或法律案の參考書であつて、麥芽税に關連して税務署が特別調査をなしたる結果が收められてゐる。千八百七十六年乃至七十七年に於ける麥酒の小賣價格、卸賣價格及び地方麥芽税を各税務署管内 München(八箇所)、Rosenheim(五箇所)、Reichenhall(四箇所)、Simbach(五箇所)、Passau(六箇所)、Augsburg(七箇所)、Memmingen(五箇所)、Lindau(一箇所)、Pfronten(五箇所)、

Regensburg (五箇所)、Furth a. W. (四箇所)、Waldmünchen (四箇所)、Bayreuth (五箇所)、Waldsassen (四箇所)、Hof (五箇所)、Nürnberg (五箇所)、Fürth (五箇所)、Würzburg (六箇所)、Schweinfurt (四箇所)、Kaiserslautern (六箇所)、Ludwigshafen (七箇所) に就いて調査したものである。第十五表は、其一部分たる Hauptzollamt München 管内の報告である。[32]

第十五表　バイエルン各地方に於ける麥酒の小賣價格、卸賣價格及び地方麥芽稅表 (Schanz の調査)

		Hauptzollamt München											
		München		Landshut		Ingolstadt		Freising		Ergoldsbach		Murnau	
		人口 三二〇、〇三二		人口 一七、三五		人口 一五、二二		人口 八、八五〇		人口 一、三四五		人口 一、六九九	
		卸賣	小賣	卸賣	小賣	卸賣	小賣	卸賣	小賣	卸賣	小賣	卸賣	小賣
冬麥酒	一八七六―七七年	一七	二四	一六	二三	一	一	一	一	一	一	一八	二四
	一八七七―七八年	一七	二四	一六	二三	一	一	一	一	一	一	一八	二四
夏麥酒	一八七七年	二〇	二六	一八	二四	一	一	一	一	一	一	二〇	二六
	一八七八年	一九	二六	一六	二三	一八	二四	一	一	一	一	二〇	二六
	一八七九年	一七	二四	一六	二三	一八	二四	一	一	一	一	二〇	二六
	一八八〇年	一九	二六	一八―二三	二四	一八	二四	一七―一八	二四	一	一	二〇	二六
	一八八一年	一九	二六	一六	二三	一	一四	一	一	一	一	二〇	二六
	平均	一八・八	二五・六	一六・八	二三・六	一	一四	一	一	一	一	二〇	二六
地方麥芽稅		一・九五		一・〇〇		一・〇〇		一・〇〇		一・〇〇		一・〇〇	

		Rohr		Wolfratshausen									
		人口 八二五		人口 一、六九三									
		卸賣	小賣	卸賣	小賣								
冬麥酒	一八七六―七七年	一七	二〇	一八	二四								
	一八七七―七八年	一七	二〇	一八	二四								
夏麥酒	一八七七年	一七	二〇	一六	二三								
	一八七八年	一七	二〇	一五―一六	二三								
	一八七九年	一七	二〇	一七―一八	二四								
	一八八〇年	一七	二〇	一七―一八	二四								
	一八八一年	一七	二〇	一六	二三								
	平均	一七・五	二〇	一六・四	二三・四								
地方麥芽稅		一・〇〇		一・〇〇									

32) Schanz; a. a. O. S. 75—185

A, B の二表は、往々異なりたる結果を示してゐるが、大體に於ては同じてある。Schanz 教授は、その精密なる點より且つ小賣價格及び卸賣價格の兩者を網羅してゐる點よりして、主としてB表に基き其研究を進めてゐる。

Schanz の本來の希望からすれば、地方麥芽稅の創設又は引上げの前の麥酒の價格と後の麥酒の價格とを比較し、もつて地方麥芽稅の轉嫁關係を研究すべきであつた。然るに、彼は、時間的差異に基く此研究方法を採用するに充分なる材料を持ち合はさなかつたから遂に此を斷念して、場所的差異に基く他の方法によつたのである。卽ち各地方に於ける麥酒の平均價格を比較して、地方麥芽稅が轉嫁するや否や、轉嫁するとして其程度如何を調べたのである。蓋し近接せる地方にては麥酒の生產條件が大體近似してゐる筈であるから、地方麥芽稅の存否又は大小が直に麥酒の價格に影響する事は容易に豫想し得るからである。

かくて Schanz は其研究方法を各地方に應用したのであつた。然るに事實は彼の豫想を裏切り、何れの地方に於ても麥酒の價格の上には地方麥芽稅よりも他の要素が多く働き、結局轉嫁の跡を見る事が出來なかつたのである。次に彼は大量觀察に方面を轉じ、凡ての地方に於ける麥酒の價格の總平的を調査したのであるが、此の方面に於ては前の箇別的觀察の時とは異りたる結果を得たのである。

Schanz は、地方麥芽稅の稅率の大小を標準として四地方を分ち、各地方に就き麥酒の平均小賣價格及び平均卸賣價格を算定して、第十六表を得たのである。[33]

第十六表　地方麥芽稅と麥酒の小賣價格及び卸賣價格との關係比較表（Schanz の調査）

地方麥芽稅		卸賣價格	小賣價格	兩者の差
冬麥酒				
一・九五麻（一一の場合）		一六・八五	二三・二〇	五・三五
一・二〇—一・四一麻（一八の場合）		一六・三三	二一・九三	五・四一
一・〇〇麻（四五の場合）		一六・三三	二一・七一	五・一八
無稅（二五の場合）		一六・二四	二一・一八	四・六四
夏麥酒				
一・九五麻（一一の場合）	一八・四八			
一・二〇—一・四一麻（一八の場合）	一七・三五			
一・〇〇麻（四五の場合）	一七・二六			
無稅（二五の場合）	一七・三三			

地方麥芽稅		卸賣價格	小賣價格	兩者の差
冬麥酒				
一・九五麻（一一の場合）		一六・八五	二三・二〇	五・三五
一・二〇—一・四一麻（一八の場合）		一六・三三	二一・九三	五・四一
一・〇〇麻（四五の場合）		一六・三三	二一・七一	五・一八
無稅（二五の場合）		一六・二四	二一・一八	四・六四
夏麥酒				
一・九五麻（一一の場合）	一八・四八			
一・二〇—一・四一麻（一八の場合）	一七・三五			
一・〇〇麻（四五の場合）	一七・二六			
無稅（二五の場合）	一七・三三			

33) Schanz; a. a. O. S. 582

第十六表を見ると、麥酒の卸賣價格と小賣價格とは、地方麥芽稅に對して必ずしも同一關係に立つてゐないのである。小賣價格は麥芽稅の大小に應じて上下してゐるが、卸賣價格の方は麥芽稅との關係に於て不規則なる變化を示してゐる。第十六表にては、地方麥芽稅の課稅せられざる二十五の場合を含んでゐたが、彼は研究の必要上、第十七表に於ては無稅の場合を全部除外したのである。地方麥芽稅を加算したる小賣及び卸賣の推定價格と實際價格との差を冬麥酒と夏麥酒とに就いて調べると、次の如くである。[34]

第十七表　麥酒の推定價格と實際價格との比較表(Schanz の調査)

地方麥芽稅	小賣價格			卸賣價格		
	實際價格	推定價格	兩者の差	實際價格	推定價格	兩者の差
冬麥酒						
一・〇〇麻	二一・七一	二一・九四	〇・二三	一六・三二	一六・九四	〇・四一
一・二〇—一・四一麻	二二・九二	二二・二四	〇・一九	一六・三二	一七・一〇	〇・六八
一・九五麻	二三・二〇	二二・九六	〇・二四	一六・八五	一七・三二	〇・四七
夏麥酒						
一・〇〇麻	二二・六一	二二・二四	〇・二七	一七・二六	一七・七二	△ 〇・五六
一・二〇—一・四一麻	二三・九九	二二・二五	〇・二九	一七・三五	一七・八八	△ 〇・三五
一・九五麻	二三・八〇	二三・七二	〇・〇八	一八・四八	一八・一〇	〇・三八

小賣にては、實際價格が推定價格より大にして、而も其程度は稅率が大なれば大なる程增して來るのである。然るに卸賣にては、實際價格が推定價格より小なりと云ふ、小賣の場合とは正反對の事實を見るのである。注目すべき現象ではないか。

以上は地方麥芽稅の轉嫁の問題であるが、彼は更にバイエルン全體に行はるゝ州麥芽稅に就いて研究を進めたのである。州麥芽稅は、千八百七十九年十一月迄は一ヘクト・リッターの麥芽に對し四麻の率で課稅せられてゐたが、其後——千八百七十九年十月三十一日の法律によつて——稅率が六麻に上り、千八百八十一年十二月三十一日に及んだのである。かくて千八百七十九年十一月一日を境界として一ヘクト・リッターの麥芽に對して二麻の增稅即ち麥酒一リッターに對して〇・八ペンニッヒの增稅が行はれたのであるが、此增稅

34) Schanz; a. a. O. S. 583—584

は果して如何なる轉嫁關係を辿つたのであらうか。第十八表は、州麥芽稅の增稅の結果をバイエルン各地方に就いて示してゐる。[35]

第十八表　バイエルン州麥芽稅の增稅が各地方の麥酒價格に及ぼしたる影響表(Schanz の調査)

		麥酒	卸賣價格	小賣價格
(イ)冬麥酒	價格の變動無かりし場合		四七 一五 ｜ 六二	六七 八 ｜ 七五
	價格の下落有りし場合		六 一〇 ｜ 三六	一 三 六 ｜ 二四
	價格の騰貴ありし場合	○・○五——○・五の騰貴 一——二 同 二以上 同		一五
(ロ)夏麥酒	價格の變動無かりし場合		三八 一五 ｜ 五三	五九 五 ｜ 六四
	價格の下落有りし場合		一 一四 一三 ｜ 四五	一 四 一一 ｜ 三五
	價格の騰貴有りし場合	○・○五——○・五の騰貴 ○・五——一・○ 同 一——二 同 二以上 同	一七	二〇

35) Schanz; a. a. O. S. 586

第十八表を見ると、バイエルン州麥芽稅の增稅に際し麥酒の價格の騰貴しない場合が過半數を占め、否遂に下落してゐる場合をも——勿論少數ではあるが——之を見受けるのである。

最後に、Schanz は Rheinpfalz に就き麥芽稅轉嫁の特殊研究を試みたのである。Rheinpfalz にては千八百七十八年七月一日に至り始めて四麻のバイエルン州麥芽稅が行はるゝに至り、千八百七十九年十一月一日には他のバイエルンの地方と同じく稅率が六麻に引上げられたのである。卽ち Rheinpfalz にては州麥芽稅が最近新たに制定せられ、更に其稅率が增したのであるから、轉嫁關係の變動を二度にわたり經驗した譯である。これ、彼が Rheinpfalz に於て特殊研究を試みたる所以である。[36]

第十九表は Rheipfalz に於ける第一期(バイエルンの州麥芽稅が行はれざり し以前)と第二期(四麻の州麥芽稅の行はれし時期)第三期(六麻の州麥芽稅の時期)の三期間にわたる麥酒の價格を、各地方に就いて示したものである。[37]

36) Schanz; a. a. O. S. 596
37) Schanz; a. a. O. S. 597

第十九表　ライン・パルツに於ける麥酒の價格變動表(Schanz の調査)

		冬季酒			夏季酒		
		第一期	第二期	第三期	第一期	第二期	第三期
Kaiserslautern	卸賣	一六・一三五	一七・四三五	一七・四五五	一一	一六・六五五	一七・三五
	小賣	一三・三五	一四	一四	一七	一四	一四
Landau	卸賣	一六	一八	一九	一八	一七・三五	一九・三五
	小賣	一四	一五	一六	一六	一五	一六
Zweibrücken	卸賣	一七	一七・六五五	一七・六九	一八・三五	一七・六	一八・三五
	小賣	一四	一四	一四	一四	一四	一四
Speyer	卸賣	一七	一七・一三五	一八・一三五	一七	一七	一八・一三五
	小賣	一三	一五	一六	一四	一四	一六
Germersheim	卸賣	一七	一七・一三五	一七・五五五	一八・八	一七・八五五	一八・三五
	小賣	一三	一四	一四・三五	一三	一四	一五
Frankenthal	卸賣	一七	一七	一八	一七	一七	一七・三五
	小賣	一三	一四	一四	一三	一四	一四
Kirchheimbolanden	卸賣	一八	一八・三五	一八・一三五	一八	一七・五五五	一八・五五五
	小賣	一三	一四	一六	一三	一四	一六
Mundenheim	卸賣	一四・三五	一六・五五五	一六・三五	一四	一七・五五五	一六・三五
	小賣	一三	一四	一六	一三	一四	一六
Schwarzenacker	卸賣	一一	一七・五五五	一八	一一	一七・三五	一八
	小賣	一一	一四	一四	一一	一四	一四
Hochspeyer	卸賣	一一	一七・一	一七・七五五	一一	一六・八五五	一八・五五五
	小賣	一一	一四	一五	一一	一四	一六
Ludwigshafen	卸賣	一一	一七・三五	一七・五五五	一一	一六・八五五	一八・三五
	小賣	一一	一四	一四	一一	一四	一四
Oggersheim	卸賣	一一	一七・三五	一八	一一	一七・三五	一八・三五
	小賣	一一	一四	一五	一一	一四	一五
Rheinzabern	卸賣	一一	一七・三五	一八・三五	一一	一六・五五五	一八・三五
	小賣	一一	一四	一六	一一	一四	一六

第一期が無稅、第二期が四厘、第三期が六厘であるから、本來ならば第二期は第一期より一・六ペンニッヒ高く、第三期は第二期より〇・八ペンニッヒ高く、從つて第三期の麥酒の價格は第一期のそれより二・四ペンニッヒ高かるべき筈である。然し實狀は必ずしもかゝる機械的の轉嫁を示してゐないのである。